

平成28年度

浄化槽情報基盤整備
フォローアップ業務

報告書

平成29年3月

環境省廃棄物対策課浄化槽推進室
公益財団法人日本環境整備教育センター

平成 28 年度浄化槽情報基盤整備フォローアップ業務報告書

目次

第 1 章	はじめに	
1.1	本業務の背景および目的	1-1
1.2	本業務の内容	1-1
1.3	業務体制	1-2
1.4	業務期間	1-3
第 2 章	昨年度業務対象自治体等へのフォローアップ	
2.1	仙台市に対するフォローアップ	2-3
2.2	宮崎県に対するフォローアップ	2-9
第 3 章	浄化槽の個人情報に関する情報収集	
3.1	業務実施状況	3-1
3.2	個人情報保護に関する自治体ヒアリング	3-3
3.2.1	個人情報保護審議会/審査会へ諮問した実績のある自治体に対するヒアリング	3-3
3.2.2	本人同意を取得して浄化槽情報を外部提供している自治体に対するヒアリング	3-3
3.2.3	プライバシーマークを取得した民間事業者に対するヒアリング	3-3
3.2.4	個人データの共同利用を行っている自治体に対するヒアリング	3-3
3.3	個人情報の取扱いに関する専門家ヒアリング	3-21
3.4	個人情報の取扱いに関するガイドブック案の作成	3-26
3.5	民間企業向け個人情報保護講習会の開催案作成	3-29
第 4 章	浄化槽台帳システムの導入促進に向けた普及啓発	
4.1	浄化槽台帳システム導入促進に向けた説明	4-1
第 5 章	ワーキンググループ	
5.1	業務実施状況	5-1
5.2	第 1 回ワーキンググループの概要	5-1
5.3	第 2 回ワーキンググループの概要	5-2
5.4	ワーキンググループの成果	5-3

第6章 業務のまとめと今後の課題

6.1	本年度業務のまとめ	6-1
6.2	今後の課題	6-1

資料編

<別紙>

別紙3	浄化槽分野の個人情報の取扱いに関するガイドブック案
別紙4	浄化槽台帳システムの導入促進に向けた普及啓発資料
別紙5-1	平成28年度浄化槽情報基盤整備フォローアップ業務ワーキンググループ(第1回) 議事要旨
別紙5-2	平成28年度浄化槽情報基盤整備フォローアップ業務ワーキンググループ(第2回) 議事要旨
別紙5-3	浄化槽台帳システム整備の公益性等の考え方

<第1回 WG 資料 (抜粋) >

資料3-2	浄化槽分野の個人情報の取扱いに関する検討事項
資料4	浄化槽台帳システム整備の公益性について
参考資料1	改正個人情報保護法のポイント

第1章 はじめに

1.1 本業務の目的

浄化槽法に基づき、浄化槽の設置については、設置者等より都道府県又は保健所設置市又は都道府県から権限移譲を受けた市町村（以下「都道府県等」という。）に対して届出を行うこととなっており、また設置後の水質検査や定期検査の結果については、指定検査機関から都道府県等に報告することとされている。これらの届出や報告を管理するための帳簿が浄化槽台帳である。

環境省では浄化槽台帳システムの定義や導入手順の手引きとして、平成26年3月に「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル（以下「マニュアル」という。）」を作成し、地方自治体（以下「自治体」という。）に提示した。また、昨年度は、マニュアルに基づく浄化槽台帳システムの導入をモデル的に支援する事業として「平成27年度浄化槽情報基盤整備支援事業」（以下「昨年度業務」という。）を実施した。

本業務では、昨年度業務において具体的に浄化槽台帳システムの試行的導入を行った宮崎県及び仙台市を対象に、導入進捗状況の確認、周辺自治体への横展開及び維持管理等を担う民間企業との連携に係る可能性検討、成果事例において浄化槽台帳システムの本格導入に向けた共通課題として抽出された個人情報の取扱いや浄化槽台帳システム整備の公益性の整理等の課題解決策の調査検討を行うことを目的とした。

1.2 本業務の内容

（1）昨年度対象自治体等へのフォローアップ業務

昨年度対象自治体である、宮崎県および仙台市に現地訪問し下記のフォローアップを行った。

- 1) 昨年度業務の効果・支援後の進捗確認
- 2) 本格導入に受けた課題抽出・解決案の提示
- 3) 周辺自治体への横展開維持管理等を担う民間企業との連携に関わる意見交換

昨年度業務において試行導入した浄化槽台帳システムの効果を高めるには、特に災害時を念頭において県と市町村その他の関係主体が必要な情報を共有する体制の構築と、維持管理等を担う民間企業との連携の促進が重要となっていることから、これについて可能性を検討するため、周辺自治体及び民間企業との意見交換を行った。

（2）浄化槽の個人情報に関する情報収集

- 1) 個人情報保護に関する自治体ヒアリング
- 2) 個人情報の取扱いに関する専門家ヒアリング
- 3) 個人情報の取扱いに関するガイドブック案の作成

4) 民間企業向けの個人情報保護講習会開催案作成

(3) 浄化槽台帳システムの導入促進に向けた普及啓発

市町村協議会の会議等の場を借り、「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル(第2版)」及び「浄化槽台帳システムの整備導入に関する事例」等に基づいた浄化槽台帳システムの導入促進に向けた説明を大阪府、石川県および佐賀県において行った。

(4) ワーキンググループ(WG)

浄化槽の個人情報に関する取扱いや浄化槽台帳システム整備の公益性等の考え方を整理する場としてWGを開催した。

また、WG開催にあたり、実施計画の作成、WGメンバーの選定および資料の作成を行い、WG終了後には検討結果を議事録として取りまとめた。

1.3 業務体制

(1) 発注者

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策廃棄物対策課浄化槽推進室

(担当) 吉川圭子 浄化槽推進室長

井上剛介 指導普及係長

陣内 崇 環境専門員

(2) 受注者

公益財団法人日本環境整備教育センター

東京都墨田区菊川2丁目23番3号 電話番号; 03-3635-4880

(責任者) 調査・研究グループ 調査研究第2チームリーダー 濱中俊輔

(担当者) 調査・研究グループ 同上

調査・研究グループリーダー 仁木圭三

調査・研究グループ 調査役 久川和彦

調査研究第2チーム 研究員 高橋 悟

1.4 業務期間

業務期間：平成28年9月8日から平成29年3月24日

業務実施スケジュールを以下に示す。

		平成28年			
		9月	10月	11月	12月
1.	昨年度対象自治体へのフォローアップ				
	(1) 昨年度業務の効果・支援後の進捗確認				
	(2) 本格導入に向けた課題の抽出・解決案の提示				
	(3) 周辺自治体への横展開及び民間企業との意見交換	選定・準備		宮崎	
2.	浄化槽の個人情報に関する情報収集				
	(1) 個人情報保護に関する自治体ヒアリング	選定・準備		岐阜	三重 福岡
	(2) 個人情報の取扱いに関する専門家ヒアリング				
	(3) 個人情報の取扱いに関するガイドブック案の作成				
	(4) 民間企業向けの個人情報保護講習会開催案作成				
3.	浄化槽台帳システムの導入促進に向けた普及啓発				資料作成
4.	ワーキンググループ				
	(1) 実施計画の作成				
	(2) 資料の作成				
	(3) 開催				
6.	環境省担当官との打合せ				
7.	成果物のとりまとめ				
	(1) 報告書の作成(200頁20部)				

		平成29年		
		1月	2月	3月
1.	昨年度対象自治体へのフォローアップ			
	(1) 昨年度業務の効果・支援後の進捗確認		仙台	宮崎
	(2) 本格導入に向けた課題の抽出・解決案の提示			
	(3) 周辺自治体への横展開及び民間企業との意見交換			
2.	浄化槽の個人情報に関する情報収集			
	(1) 個人情報保護に関する自治体ヒアリング	徳島 いわき	佐賀・宮崎	
	(2) 個人情報の取扱いに関する専門家ヒアリング	詳細抽出 実施	とりまとめ	
	(3) 個人情報の取扱いに関するガイドブック案の作成			
	(4) 民間企業向けの個人情報保護講習会開催案作成			
3.	浄化槽台帳システムの導入促進に向けた普及啓発	資料作成	大阪 石川 佐賀	
4.	ワーキンググループ			
	(1) 実施計画の作成			
	(2) 資料の作成			
	(3) 開催		第1回	第2回
6.	環境省担当官との打合せ			
7.	成果物のとりまとめ			
	(1) 報告書の作成(200頁20部)			作成 印刷

第2章 昨年度業務対象自治体等へのフォローアップ

2.1 仙台市に対するフォローアップ

(1) 昨年度業務において整理した当面の導入・運用の方向性

昨年度実施された「平成27年度浄化槽情報基盤整備支援事業（その2）」では、仙台市における当面の浄化槽台帳システム導入・運用方法が以下のように整理された（図2-1参照）。

- ・仙台市から指定検査機関に対して提供される情報から氏名等を削除して運用することを想定。この方法について、オフライン状態での試験運用と検証作業を行う。
- ・検証の結果、問題が認められなければ、公設浄化槽の維持管理業務を受託している維持管理業者をサービス利用者に加え、本格運用を開始する。

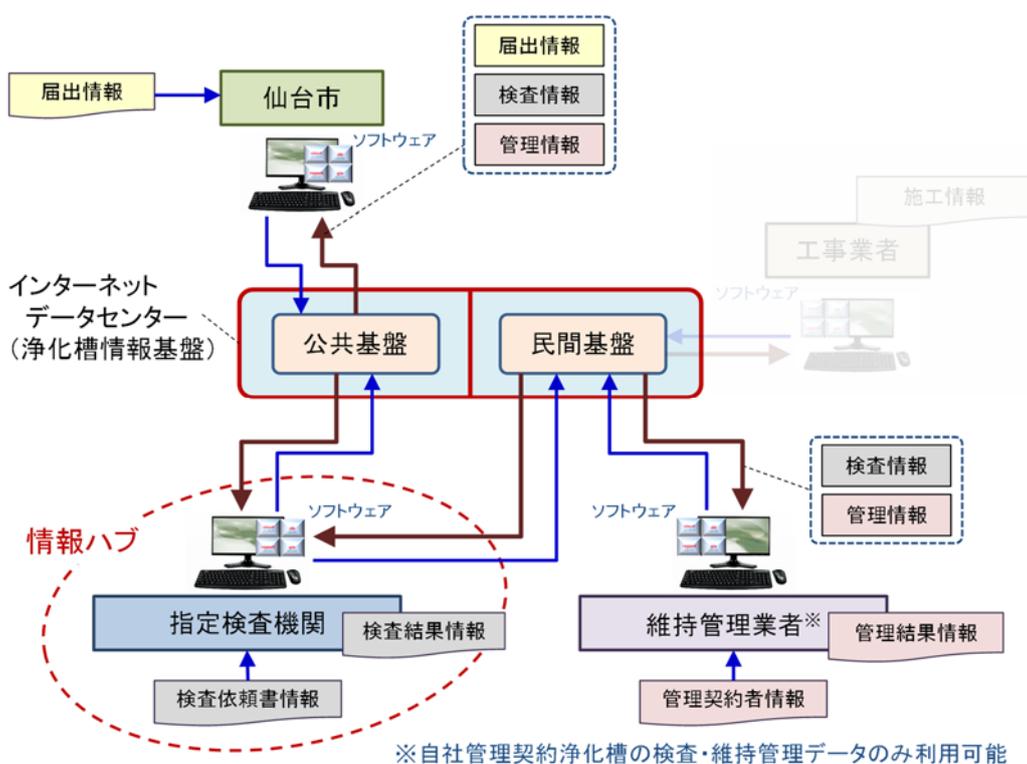


図2-1 仙台市における当面の浄化槽台帳システム導入・運用方法

<実施すべき項目と必要な作業>

- ① 公設浄化槽維持管理業者のサービス利用開始
 - 既存システムとの連携確保のための調整（業者ごと）
 - ソフトウェアの仕様確定および導入
- ② 指定検査機関へのソフトウェア導入と本格運用開始
 - 既存システムとの連携確保のための調整

- ソフトウェアの仕様確定および導入
 - データ検証および導入
- ③ 仙台市における本格運用開始
- ソフトウェアの仕様の確定（アセットマネジメント活用、災害時活用）
 - ソフトウェアの導入
 - データ検証および導入

（２）昨年度業務の効果・支援後の進捗確認

下記の日程で、現地訪問による昨年度業務の進捗確認を行った他、適宜、電話での進捗確認を行った。

実施日：平成 29 年 2 月 17 日（金）

場 所：公益社団法人宮城県生活環境事業協会会議室

対応者：竹内、高橋（仙台市建設局下水道事業部下水道調整課施設係）

調査者：濱中、高橋

1）情報の収集・提供に関する検証および再検討

指定検査機関に対して提供される情報から氏名等を削除して運用することについて、オフライン状態での検証作業を行い、技術的には問題ないことを確認したが、報告された委託業務の成果（維持管理結果）の検収および個人情報保護の観点から、浄化槽台帳システム導入の方向性を以下のように変更した。

①公設浄化槽の維持管理業務受託業者からの維持管理結果の受領

当初、公設浄化槽の維持管理業務を受託している浄化槽維持管理業者がインターネットデータセンターに構築された情報基盤（浄化槽台帳システム）にアクセスし、維持管理結果を直接アップロードすることを考えていたが、この方法では、市の検収を経ずにアップロードされることになるため、従来どおり USB を用いて維持管理結果を電子データで受領し、既存の下水道事業システムで管理することとした。将来的には、市の検収を経た上で、維持管理業者が維持管理結果を浄化槽台帳システム（スマート浄化槽）に直接アップロードできる仕組みを構築することを考えている。

②指定検査機関に対する届出情報の提供

昨年度業務では、指定検査機関に提供する届出情報から氏名等を削除し、さらに、浄化槽関連の情報処理業務を委託している業者（江北情報サービス株式会社；庁内常駐業者）が管理する端末をクラウド接続することで、市の保有する情報を指定検査機関に提供することにしてきた。しかし、その後の情報政策担当部局との協議の中で、この端末の実質的な管理

者は仙台市であるため、個人情報保護条例に基づく電子計算機の結合に該当し、公益上の必要性を明らかにした上で個人情報保護審議会に諮問する必要があると指摘された。さらに、氏名等を削除した情報であっても、他の情報と突き合わせて容易に照合できてしまう場合は個人情報を提供したことになると指摘された。届出書等から氏名等を削除して提供しても、検査センターで検査依頼書情報と突合して個人を特定できるため、個人情報を指定検査機関に提供しているとみなされる。

そのため、氏名等を含む届出情報（個人情報に該当）を、電子計算機の結合に該当しない形で指定検査機関に提供するための検討を行っている。

2) 進捗状況

情報政策担当部署と協議中であるため、浄化槽台帳システムの運用形態が確定しておらず、本格導入には至っていない。

(3) 本格導入に向けた課題抽出・解決案の提示

(2)の結果を踏まえて、浄化槽台帳システムの本格導入に向けた課題抽出と解決案の提示を行った。

仙台市の浄化槽台帳システムの本格導入に向けた最も大きな課題は、個人情報の取扱いである。

図 2-2 に仙台市浄化槽担当部署に係る現在の浄化槽情報の流れを、図 2-3 にスマート浄化槽を導入した場合の情報の流れをそれぞれ示す。

スマート浄化槽を導入すると、インターネットデータセンターに構築された浄化槽情報基盤に届出情報をアップロードし、外部機関である指定検査機関に提供することになる（図 2-3 中の①）。

市から外部機関への個人情報の第三者提供は、あらかじめ本人同意を得ることで実施可能であるが（図 2-3 中の②）、電子計算機の結合による提供（図 2-3 中の③）を実施するためには個人情報保護審議会に諮問する必要がある。また、オンライン結合により外部機関から個人情報を受領する（図 2-3 中の④）場合も、同様に個人情報保護審議会に諮問する必要がある。

また、電子化された行政情報（スキャンされた届出書類データ）を外部に提供するため、行政情報提供協議書による協議が必要となる。

<仙台市個人情報保護条例第 11 条>

実施機関は、個人情報の電子計算機処理を行うに当たっては、本市以外のものとの間において通信回線による電子計算機の結合を行ってはならない。ただし、法令等に定めがあるとき、又は実施機関が仙台市個人情報保護審議会の意見を聴いて当該電子計算機の結合を行うことに公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

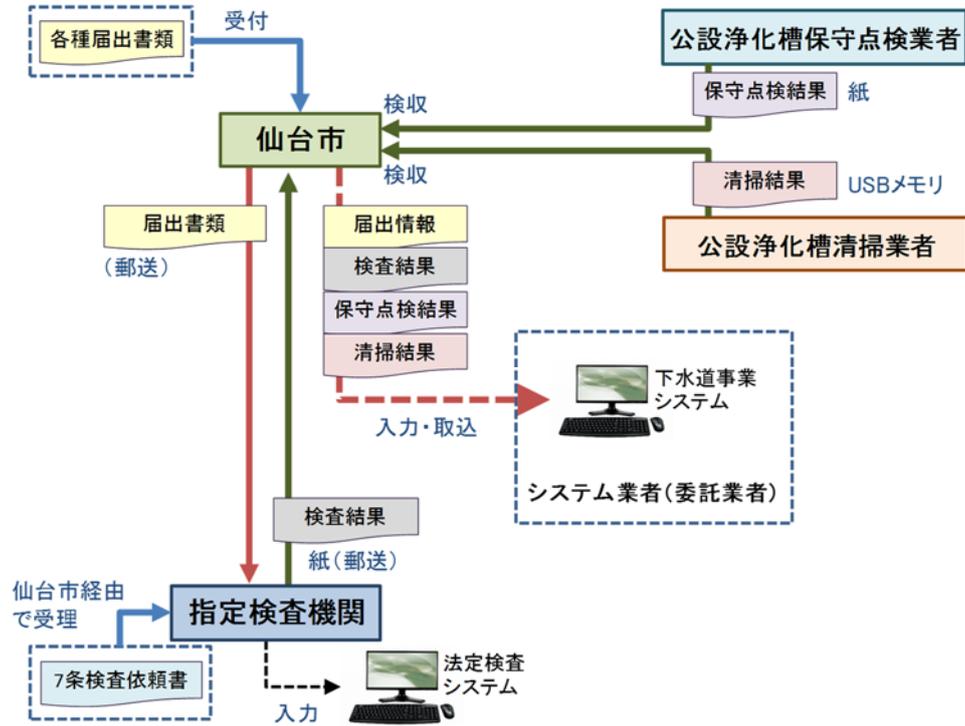


図 2-2 仙台市浄化槽担当部署に係る現在の浄化槽情報の流れ

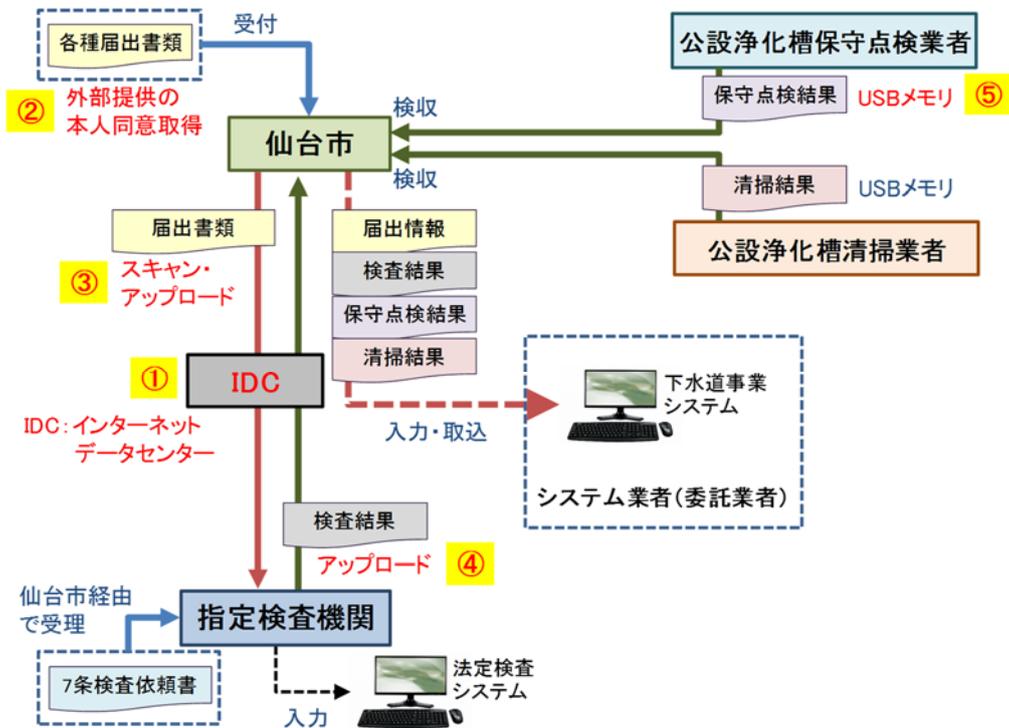


図 2-3 浄化槽台帳システム (スマート浄化槽) を導入した場合の情報の流れ①

さらに、サイバー攻撃による情報漏えい対策として、個人情報を含む電子データはインターネットに接続している環境では利用してはならないとの方針が新たに示された。このことに伴い、市の端末をインターネットデータセンターに接続するための回線には、インターネット以外の回線（専用線、IP-VPN等）を用いる必要がある。しかしながら、通信費用が高額になること、市の回線のみ対策を講じても、他機関の回線がインターネットの場合は対策の実効性が低いことが課題となっている。

図 2-4 に示すように、仙台市の庁舎内に指定検査機関の管理する端末を設置することで（図 2-4 中の①）、指定検査機関の管理するシステムの範囲が拡大され（図 2-4 中の②）、市が電子計算機の結合を行わないものと解釈される。電子計算機の結合を行わないため、個人情報保護審議会へ諮問する必要がなく、システム導入までの手続きが簡素化される。また、専用回線を用いる必要がなく、インターネット回線を使用できるため、現実的なシステム導入方法となる。ただし、この方法では、電子化された行政情報（スキャンされた届出書類データ）を外部に提供するため、行政情報提供協議書による協議は必要である。

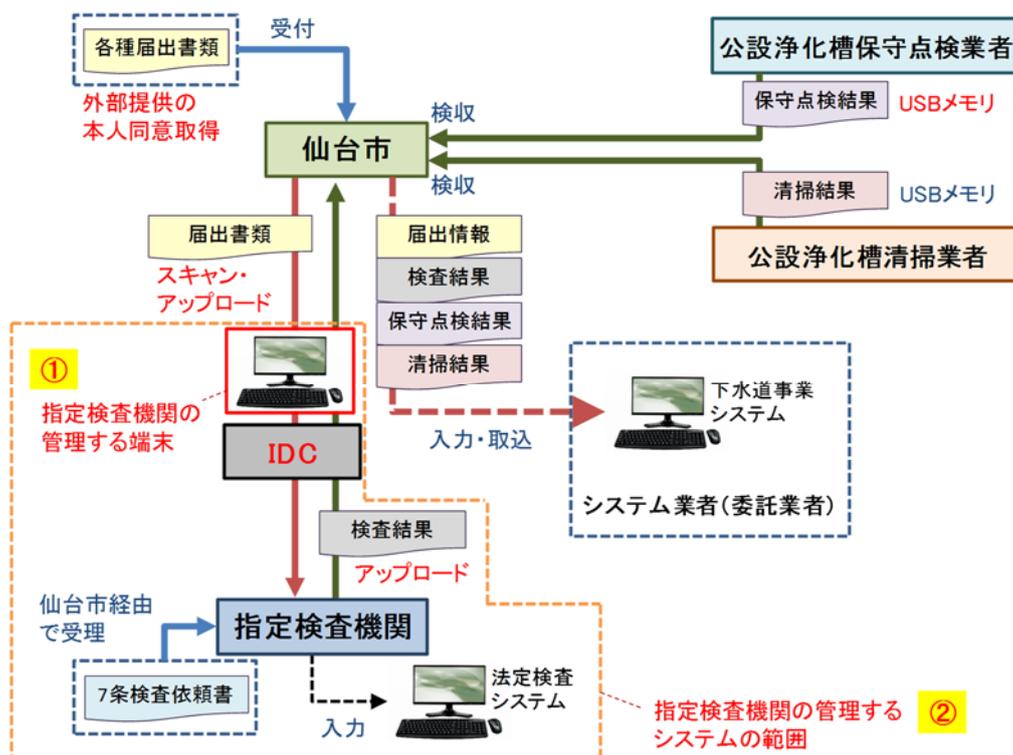


図 2-4 浄化槽台帳システム（スマート浄化槽）を導入した場合の情報の流れ②

図 2-5 に示すように、指定検査機関に対して届出書類を郵送し（従来どおり）、スキャンおよびインターネットデータセンターに構築された浄化槽情報基盤へのアップロードを指

定検査機関で行うことで（図 2-5 中の①）、電子化された行政情報（スキャンされた届出書類データ）の外部提供が行われなくなり、システム導入のための手続きがさらに簡素化される。

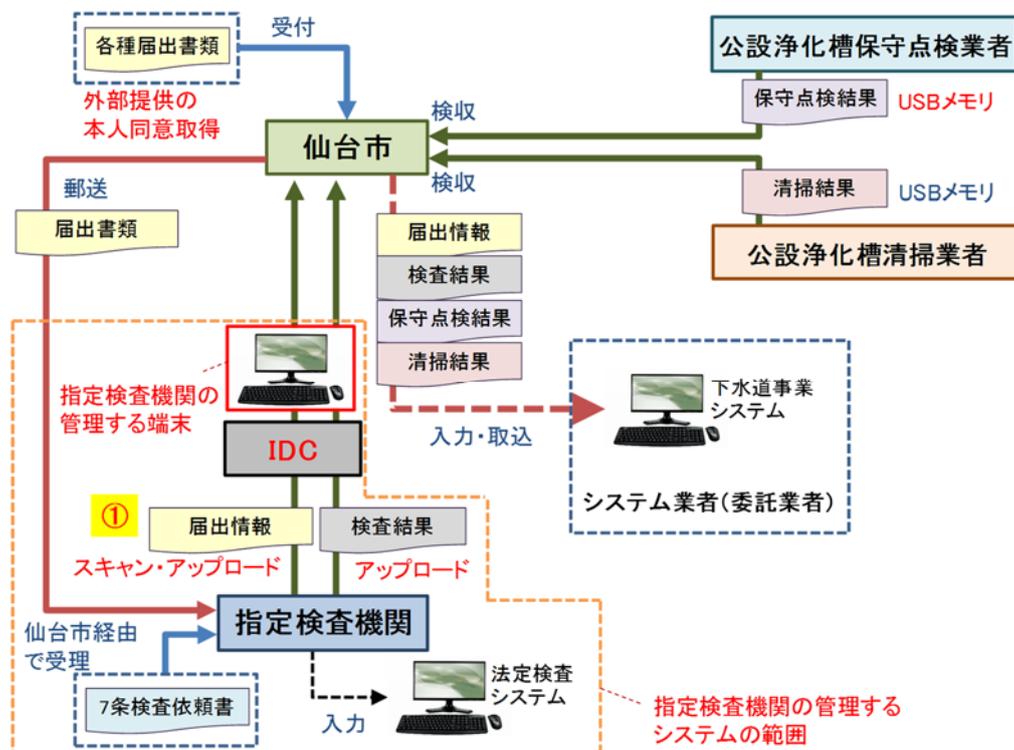


図 2-5 浄化槽台帳システム（スマート浄化槽）を導入した場合の情報の流れ③

図 2-3～2-5 に示したスマート浄化槽の導入方法と、それぞれに必要な手続等を整理すると表 2-1 のとおりである。

表 2-1 スマート浄化槽の導入方法の比較

	図 2-3 の方法	図 2-4 の方法	図 2-5 の方法
個人情報保護審議会	必要	不要	不要
専用回線の使用	必要	不要	不要
行政情報提供協議書	必要	必要	不要

図 2-5 に示す方法（市の庁舎内に指定検査機関の端末を設置し、かつ、郵送した届出書類を指定検査機関でスキャンおよびアップロードする方法）が、システム導入までの手続きが最も簡素化される方法であるが、市の庁舎内に設置する端末の保守管理や通信回線の確保等、指定検査機関の負担が増加する方法であるため、今後、指定検査機関と協議し、調整を図る必要がある。

(4) 周辺自治体への横展開及び維持管理等を担う民間企業との連携に係る意見交換
県内の周辺自治体（白石市、大河原町、亘理町）の行政担当者に対して、スマート浄化槽
に関する情報提供を行い、横展開を図った。

実施日：平成 29 年 2 月 17 日（金）および 3 月 9 日（木）

場 所： 公益社団法人宮城県生活環境事業協会会議室

2. 3 宮崎県に対するフォローアップ

(1) 昨年度業務において整理した当面の導入・運用の方向性

昨年度実施された「平成 27 年度浄化槽情報基盤整備支援事業（その 2）」では、宮崎県における当面の浄化槽台帳システム導入・運用方法が図 2-6 のように整理された。

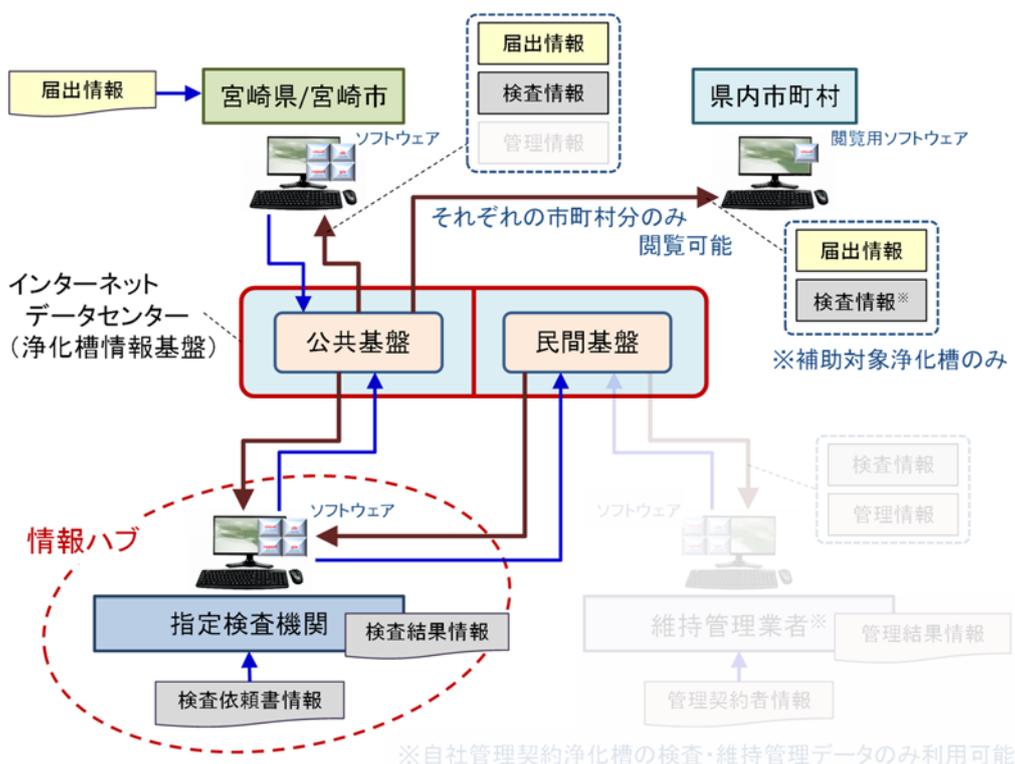


図 2-6 宮崎県における当面の浄化槽台帳システム導入・運用方法

<実施すべき項目と必要な作業>

- ① 宮崎県における届出情報の入力・更新
 - 入力・更新業務の委託先の決定
- ② 県内市町村への浄化槽情報の提供
 - 市町村における予算（サービス利用料）の確保
 - 閲覧用ソフトウェアのインストール
- ③ 指定検査機関へのソフトウェア導入と本格運用
 - 既存システムとの連携確保のための調整
 - ソフトウェアの仕様確定および導入
- ④ 宮崎市へのソフトウェア導入
 - データ検証および台帳システムへのデータ導入
 - ソフトウェアの仕様確定および導入

(2) 昨年度業務の効果・支援後の進捗確認

下記の日程で、現地訪問による昨年度業務の進捗確認を行った他、適宜、電話での進捗確認を行った。

実施日：平成 29 年 2 月 24 日（金）

場 所：宮崎県庁

対応者：東崎（宮崎県環境森林部環境管理課水保全対策担当）

調査者：濱中、高橋

(1) に示した各実施項目の進捗状況を以下に示す。

① 宮崎県における届出情報の入力・更新

届出情報の入力・更新業務の委託先は、これまで県台帳の整備業務を委託してきた（公財）宮崎県環境科学協会（指定検査機関）に決定し、システム導入後の業務委託に向けて契約の準備を進めている。

② 県内市町村への浄化槽情報の提供

県内市町村におけるサービス利用の意思を確認し、複数の市町で平成 29 年 4 月からサービス利用を開始したいとの回答を得ている。これらの市町では、平成 29 年度からサービス利用を開始できるよう予算を確保している。

閲覧用ソフトウェアについては、集計機能を追加することとし、さらに、汲み取りし尿情報を管理する機能について検討している。

③ 指定検査機関へのソフトウェア導入と本格運用

既存システムとの連携確保のための調整およびソフトウェアの仕様の調整が遅れており、指定検査機関に対するソフトウェアの導入には至っていない。

④ 宮崎市へのソフトウェア導入

別途実施された「平成 28 年度民間の有する情報基盤と連携した浄化槽情報基盤整備支援業務」において、宮崎市台帳データの検証および試行的システムへのデータ導入を行った。本格導入のためのシステム仕様については、調整を図っているところである。

(3) 本格導入に向けた課題抽出・解決案の提示

(2) の結果を踏まえて、浄化槽台帳システムの本格導入に向けた課題抽出と解決案の提示を行った。

詳細な作業項目とスケジュールが明確になっていないため、導入が進んでいないことが課題と考えられる。そこで図 2-7 に示すスケジュール案を提案した。

本スケジュール案では、3 月前半から県・保健所のサービス利用環境を整備するため、ソフトウェア・スキャナーの導入を行う。3 月後半より、宮崎市に対する利用環境を整備するため、浄化槽台帳およびし尿台帳の仕様整理を行う。この段階で県・保健所および宮崎市とシステム提供会社が契約を交わし、サービス利用が開始できる環境を整える。その後、市町村から入手した町丁字データにより、住所情報をより正しい情報に置き換える作業や導入したソフトウェアの機能のテストを行う調整作業を経て本格運用に移行する。

7 条検査依頼書情報のアップロードを含めた本格的な運用を開始するためには、民間基盤にアクセスする指定検査機関および宮崎県浄化槽協会の利用環境が整う必要があり、本スケジュール案では、それが 4 月後半以降となる予定である。

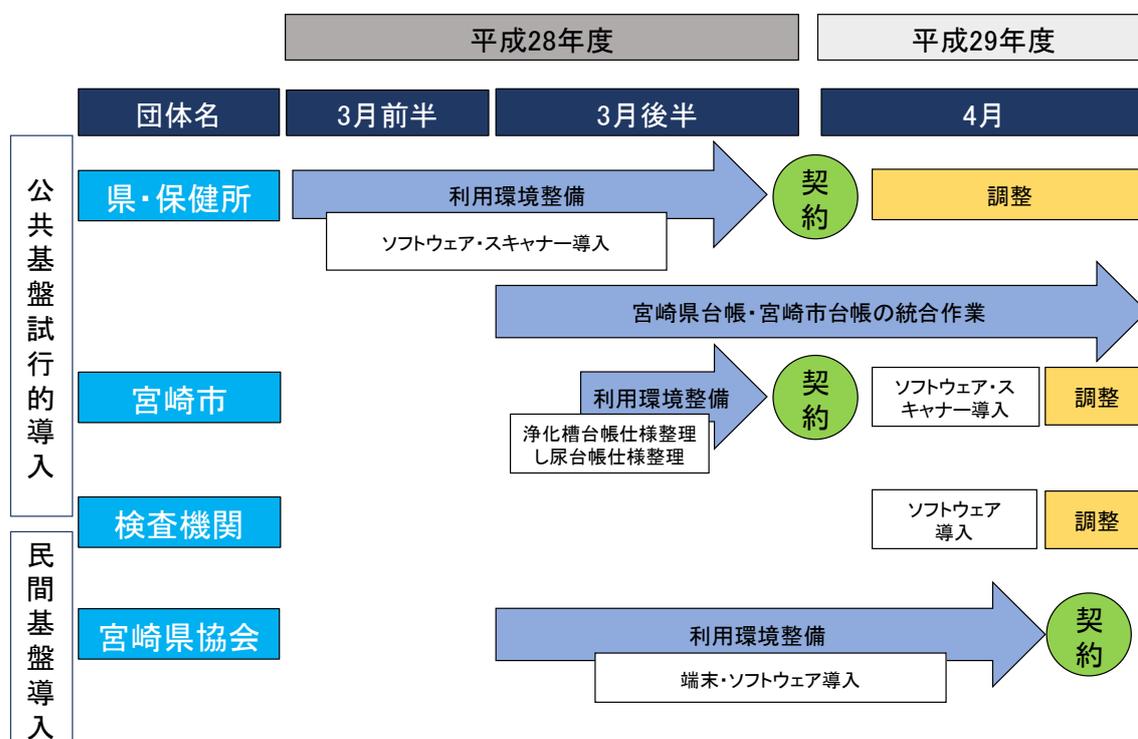


図 2-7 スマート浄化槽の本格導入に向けたスケジュール案

また、昨年度、県から市町村および指定検査機関に対して届出情報（全浄化槽）および検査結果（補助対象浄化槽のみ）を提供できるよう、県が個人情報保護審議会に諮問し、提供の準備は整えているが、各市町村の個人情報保護条例において、個人情報を直接本人から収集することを原則とする収集の制限が設けられているため、それぞれの市町村において情報政策担当部署等との協議を進めるよう提案した。

浄化槽情報管理に関する既存の業務フローを再確認したところ、図 2-8 に示すように、7

条検査依頼書の取りまとめを宮崎管工事組合が、その入力を宮崎県浄化槽協会が担っており、浄化槽台帳システム導入後も既存の業務フローを極力変更せずに運用したいとの要望が明らかとなった。これらの要望を反映させた業務フローについて検討することが今後の課題となる。

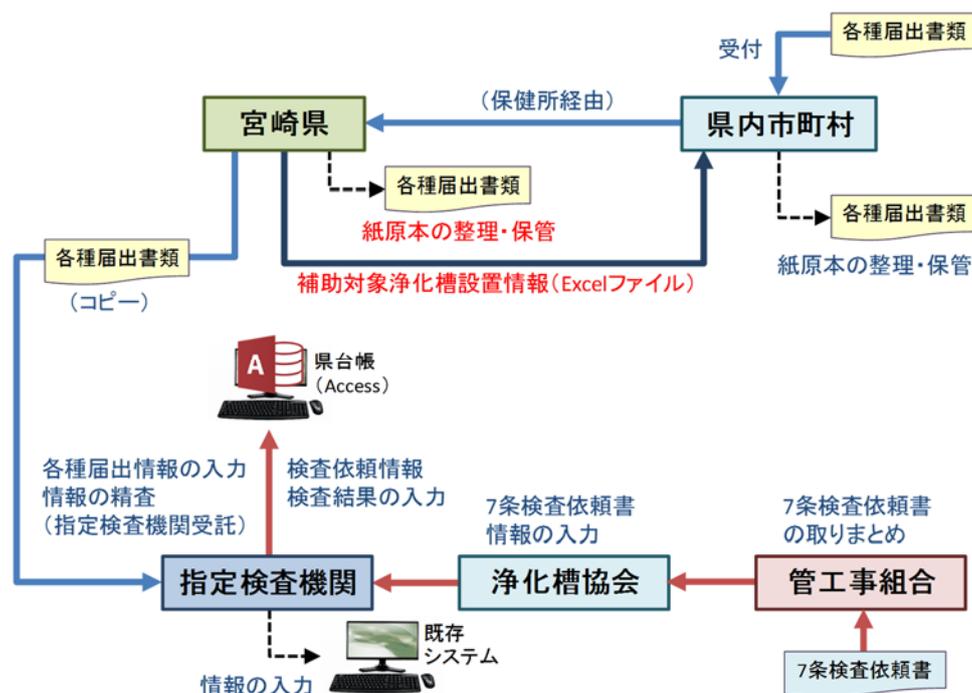


図 2-8 宮崎県浄化槽担当部署に係る現在の浄化槽情報の流れ

(4) 周辺自治体への横展開及び維持管理等を担う民間企業との連携に係る意見交換

宮崎県浄化槽普及促進協議会が主催した「平成28年度浄化槽担当職員研修会」において、浄化槽台帳システム(スマート浄化槽)の導入について県内市町村担当者との意見交換を行った。以下に概要を示す。

【調査日程等】

実施日：平成28年11月24日(木)

場 所：宮崎県庁7号館

出席者：宮崎県担当者1名

市町村担当者27名(宮崎市(2名)、都城市(2名)、延岡市(2名)、日南市(2名)、小林市、日向市、串間市、西都市、三股町、高原町、国富町(2名)、綾町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、高千穂町、日之影町)

浄化槽協会2名

指定検査機関 2 名

調査者：久川、濱中

【内容】

(公財)日本環境整備教育センターおよび宮崎県環境森林部環境管理課より以下の説明を行い、それらに基づき意見交換を行った。

- スマート浄化槽 ～21世紀の浄化槽台帳～（(公財)日本環境整備教育センター）
- 浄化槽台帳システムの整備と活用について（宮崎県環境森林部環境管理課）

【意見】

- 閲覧利用できる情報で浄化槽人口を算出したい。
 - 集計機能については、全浄連に要望している。県では浄化槽ごとの使用人口を把握していないため、市町村で所有するデータを提供してもらえば台帳に登載することは可能である。
 - データに登載することは可能だが、指定検査機関または維持管理業者が取得した情報になる。住民基本台帳人口に登載したければ、市町村からデータを提供してもらう必要がある。
- 浄化槽維持管理業者がデータ入力を行う場合、データ入力の精度・レベルを統一することはできるのか。
 - 仙台市では、公設浄化槽の維持管理業者が維持管理情報の電子化を行っているが、問題なく行われている。ただし、個人設置型浄化槽の維持管理情報については把握していない。
 - 宮崎市では、清掃業者が3社あり、これらは精度の高い情報管理を行っている。しかし、保守点検業者は30数社あり、取りまとめ役がないので、足並みが揃わない。
- 市町村設置整備事業を行っており、市独自の台帳システムを管理しているため、スマート浄化槽を利用するメリットが不明確であれば、利用する意思はない。
 - スマート浄化槽のメリットは、検査結果を電子データで受領できる点である。また、維持管理業者とのデータの提供・受領にUSBメモリを使用する必要がないため、USBメモリの紛失リスクが低減する点もメリットとなる。
- 保守点検/清掃業者が独自にシステムを導入している場合、業者からデータの提供を受けられるのか。使用料を支払ってまでスマート浄化槽を使うメリットが不明確である。
 - 維持管理業者には、毎月、維持管理情報の報告を求めており、この報告書の提出方法をスマート浄化槽への入力に変更するなど、今後検討が必要である。また、報告書の提出のみの目的で使用料を負担させることは困難と考えられるため、浄化槽協会等による入力代行の工夫も必要になると考えている。

- 住民からの問い合わせに対応する場合、タブレット等を用いて現場で情報を確認できるとよいが、そのようなカスタマイズは可能か。
 - 宮城県では、指定検査機関向けに、タブレットを使用する取組み（ソフトウェアの開発）に着手している。
- 公設浄化槽の使用料金の管理もシステムに組み込めるか。
 - スマート浄化槽は台帳管理のシステムであり、公設浄化槽利用料の請求書等を作成することはできない。
 - 宮崎市では、浄化槽台帳システムから出力した情報を、料金請求のためのシステムに取り込むことを考えている。
- このシステムを利用するメリットがなければ使用料は払えない。また、既に台帳システムを整備している市町村もある中で、必ずサービス利用をしなければならないのか。
 - サービス利用は必須ではない。市町村の独自システムの情報精度が高ければ問題はないと考えているが、県にとってのメリットを考えると、全市町村に活用してもらいたい。
 - システムの利用メリットについては今年度の試験運用を踏まえて検討してほしい。県では、年明けにアンケートを実施する予定である。
- 汲み取り便所に関する情報も登載できれば利用メリットが生まれる。基本情報をこのシステムで完備すれば、市はサブシステムのみ用意すればよくなる。ただし、開発コストが課題となる。
- 年度末まで試験運用を行い、システムを利用していくことに決めても来年度予算の要求は間に合わないため、来年度のはじめから本格運用することはできない。
- これから試験運用していただくシステムには、昨年10月までの情報に、その後の7条検査実施済み施設の情報を追加したものが登載されている。届出書が提出されていない浄化槽や旧地名が記載されている情報もあるため、現時点での精度は低く、今後、精度を高めていく必要がある。
- 現在、Excelによる情報管理を行っているが、データの修正を行いながら管理しているため、試験運用するシステムに登載されているデータよりも精度は高いと思われる。Excelで管理しているデータをシステムに反映してほしい。
 - 市町村で独自に精査しているデータの取り扱い方法については検討が必要であるが、データを県に提供してもらうことが可能ならば、台帳に反映できる。
- 休止の扱いになっている浄化槽が多いため、住民基本台帳データと連携できればよい。
 - 住民基本台帳データは、指定検査機関としても欲しい情報である。
- 県からスマート浄化槽への接続マニュアルを配布する。
- 閲覧に利用するPCのメモリは4G必要とされているが、3Gでも問題ないか。
 - 閲覧対象の基数が1,000~2,000基程度なら問題ないが、基数が多いと動作が遅くなる。

第3章 浄化槽の個人情報に関する情報収集

3.1 業務実施状況

浄化槽の個人情報に関する業務の実施状況を以下に示す。

(1) 個人情報保護に関する自治体ヒアリング

①個人情報保護審議会/審査会へ諮問した実績のある自治体に対するヒアリング

◆三重県

実施日：平成28年11月22日（水）

場 所：三重県庁

対応者：永楽、山崎（三重県環境生活部 大気・水環境課 生活排水・水道班）、天川、大塚（（一財）三重県環境水質検査センター）

調査者：濱中、高橋

◆福岡県

実施日：平成28年11月30日（水）

場 所：福岡県庁

対応者：今村（福岡県環境部廃棄物対策課施設第一係）、櫻木、島田（（一財）福岡県浄化槽協会）

調査者：久川、濱中

◆宮崎県

実施日：平成29年2月24日（金）

場 所：宮崎県庁

対応者：東崎（宮崎県環境森林部環境管理課）

調査者：濱中、高橋

②本人同意を取得して浄化槽情報を外部提供している自治体に対するヒアリング

◆佐賀県

実施日：平成29年2月21日（火）

場 所：佐賀県自治会館

対応者：吉原、田中（佐賀県県土整備部下水道課）、西田（（一財）佐賀県環境科学検査協会）

調査者：濱中

③プライバシーマークを取得した民間事業者に対するヒアリング

◆徳島県

実施日：平成29年1月10日（火）

場 所：（公社）徳島県環境技術センター検査センター

対応者：原岡艶甲、川人誠司、空保恭章、山下桂一郎（（公社）徳島県環境技術センター）

調査者：濱中、高橋

◆福島県

実施日：平成29年1月19日（木）

場 所：株式会社アメニティいわき会議室

対応者：根本正、丹野香（株式会社アメニティいわき）

調査者：濱中、高橋

④個人データの共同利用を行っている自治体に対するヒアリング

◆岐阜県

実施日：平成28年11月7日（月）

場 所：岐阜県環境会館

対応者：窪田、後藤（岐阜県浄化槽らくらくプロジェクト促進協議会）、牧野、田中、（岐阜県環境整備事業協同組合）、田中、小川（（一財）岐阜県環境管理技術センター）

調査者：久川、濱中

(2) 個人情報の取扱いに関する専門家ヒアリング

実施日：平成29年1月11日（水）

場 所：一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）

対応者：坂下（JIPDEC）

調査者：仁木、久川、濱中、高橋

(3) 個人情報の取扱いに関するガイドブック案の作成

(1) および(2)に示したヒアリング結果および第5章に示すワーキンググループの検討結果を踏まえて、「浄化槽分野の個人情報の取扱いに関するガイドブック案」を作成した。

(4) 民間企業向け個人情報保護講習会の開催案作成

「浄化槽分野の個人情報の取扱いに関するガイドブック」を活用した民間企業向け個人情報保護講習会の開催案を作成した。

3.2 個人情報保護に関する自治体ヒアリング

3.2.1 個人情報保護審議会/審査会へ諮問した実績のある自治体に対するヒアリング

(1) 三重県環境生活部大気・水環境課生活排水・水道班に対するヒアリング

【調査日程等】

実施日：平成 28 年 11 月 22 日（水）

場 所：三重県庁

対応者：永楽、山崎（三重県環境生活部 大気・水環境課 生活排水・水道班）、天川、大塚（（一財）三重県環境水質検査センター）

調査者：濱中、高橋

【ヒアリング調査結果】

①個人情報保護審査会に諮問した経緯

- 「平成 14 年の個人情報保護条例が施行され、指定検査機関に県の浄化槽台帳の情報を提供することを控えることとなった。その結果、指定検査機関では、台帳情報を更新できず、廃止物件に対し指定検査機関から 11 条の検査案内を送ることがあり、苦情が多く寄せられ、法定検査の信頼を損ないかねない事態となった。そのため、平成 19 年 3 月 23 日付け答申により、廃止情報を検査機関へ提供することは適当であると判断されたため、廃止状況を提供することとなった。
- しかし、浄化槽管理者変更の報告等が指定検査機関に提供されず、誤送付が相次いだ。その他、使用開始予定日や構造の変更情報が伝わらず、適切な 7 条検査ができないなど様々な問題が生じた。そのため、廃止情報に加えて「浄化槽使用者変更」や「浄化槽使用開始報告書」等の情報を法定検査に必要な範囲で指定検査機関へ提供できるよう再度諮問し、平成 25 年 9 月 13 日付け答申によりこの提供は公益上の必要があるとされた。
- 答申後の届出情報については、指定検査機関に提供できるが、答申前の古い情報については提供ができない。

②個人情報保護審査会の諮問に係る手続き・調整

- 「三重県個人情報保護審査会諮問事項調査要領」に基づき手続きを行うこととなっており、手続きの事務を開始する前に情報公開課との協議が必要となる。
- 平成 25 年度の諮問では、情報公開課、情報提供先の指定検査機関および情報提供元の各地域の環境室と協議を行った。

③諮問事項および答申の詳細

- 平成 25 年度諮問事項（三重県庁 HP より）

1 主管する所属の名称	環境生活部 大気・水環境課
2 所管する所属の名称	各地域防災総合事務所及び各地域活性化局の環境室
3 目的外での利用又は提供の開始予定年月日	審査会答申後
4 事務の名称	浄化槽設置届け、浄化槽調書、使用開始報告、管理者変更報告、届出事項の変更報告、廃止届けに係る事務
5 事務の根拠	浄化槽法第5条第1項、第10条の2第1項、第3項、第11条の2第1項、建築基準法第93条第5項、三重県浄化槽指導要綱第11条第2項、第3項、第4項
6 事務の目的	浄化槽の設置に関して、生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から審査を行い、必要に応じて浄化槽設置者へ勧告を行う。また、県は、法定検査結果、使用開始日、管理者変更、廃止状況を把握し、浄化槽が適正に維持管理されるよう指導監督を行う。
7 目的外での利用又は提供をする個人情報の対象者及び内容	県が取り扱う浄化槽に係る届出等に関する情報のうち、法定検査の実施に必要となるもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽に係る建築確認申請計画変更届出書 設置者の氏名、住所、建築物の所在地、建築物の名称、変更の内容、変更事項 ・浄化槽変更報告書 浄化槽管理者の氏名、住所、設置場所の地名・地番、変更の内容、変更年月日 ・浄化槽管理者変更報告書 浄化槽管理者の氏名、住所、設置場所の地名・地番、変更前の浄化槽管理者の氏名 又は名称、変更年月日 ・浄化槽使用開始報告書 浄化槽管理者の氏名、住所、浄化槽の規模、設置場所の地名・地番、使用開始年月日 ・浄化槽使用廃止届出書 届出者の氏名、住所、設置場所の地名・地番、廃止年月日、処理の対象
8 目的外での利用又は提供先	指定検査機関（一般財団法人三重県水質検査センター）
9 目的外での利用又は提供をする必要性等	【受検率の向上】（廃止届出、管理者変更） 浄化槽の法定検査（11条検査）は、浄化槽管理者に、毎年1回の受検が義務付けられているにもかかわらず、受検率は、

平成 23 年度末 24.9%と低迷しています。この原因としては、浄化槽管理者の大半は一般家庭の世帯主であり、法施行（昭和 60 年 10 月 1 日）以前から浄化槽を設置している者も多いため、受検義務を知らない者も多く、指定検査機関からの受検案内が無ければ、法定検査の存在さえ知り得ない状況にあること、また、指定検査機関において、浄化槽管理者に関する情報が不足しており、十分な受検案内が行えないこと等が挙げられます。

法定検査は、指定検査機関の受検案内が無ければ、現状の受検率を維持することさえ困難であり、指定検査機関からの受検案内は、受検率の確保に大きな役割を担っています。

しかし、現在、廃止や管理者変更に関する情報は県から指定検査機関へ提供されていないため、廃止物件に検査案内を送付してしまう場合や、宛先不明の場合など、浄化槽管理者に正しく検査案内が行われていないケースが多いことから、法定検査に対する県民の信頼を損ねかねない状況となっています。

このため、県が保有する廃止や管理者変更に関する情報を指定検査機関へ提供することにより、指定検査機関から県内全ての浄化槽管理者へ適切に受検案内を行うことが可能となり、受検の機会を高めることにより受検率の向上が図られます。

【法定検査の適正な実施と信頼性の確保】（浄化槽変更報告、建築確認申請計画変更、使用開始報告）

7 条検査は、使用を開始してから法で定められた期間に実施することとされていますが、実際の使用開始日が変更になった場合でも、指定検査機関には情報が伝えられないため、使用開始日が大幅に早まった場合など、適正な期間に検査を行えない場合があります。

また、浄化槽の構造等が変更になった場合、指定検査機関には、その情報は伝えられないため、検査員が現地で初めてそのことに気づき、事実確認のために検査を中止するなど円滑な検査の実施に支障となっており、情報が共有されていないことにより、法定検査、指定検査機関に対する県民不信を招きかねない状況です。

このため、構造変更等や使用開始日の情報を指定検査機関

	<p>へ提供することにより、円滑な検査の実施と浄化槽管理者の法令遵守が図られ、浄化槽の適正な維持管理による水環境の保全に寄与するものです。</p> <p>なお、指定検査機関が独自に浄化槽の設置状況や管理者の状況を調査するには、多大な労力と時間を要し、現実的に困難な状況です。</p>
--	---

- 諮問事項と関連する個人情報保護条例条文

- 三重県個人情報保護条例第8条第1項第7号

＜参考：三重県個人情報保護条例第8条第1項＞

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報（特定個人情報を除く。次項において同じ。）を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意に基づくとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、特に必要があると実施機関が認めるとき。
- (5) 犯罪の予防等を目的として、実施機関の内部で利用し、若しくは公的機関に提供する場合で、当該目的の達成に必要な限度で利用し、若しくは提供することについて相当の理由があると実施機関が認めるとき、又は公的機関以外のものに提供する場合で、当該目的の達成に必要な限度で提供することについて特別の理由があると実施機関が認めるとき。
- (6) 実施機関の内部で利用し、又は公的機関に提供する場合で、当該実施機関又は公的機関の適正な事務の遂行のために必要な限度で利用し、又は提供することについて相当の理由があると実施機関が認めるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

④審査会に諮問した効果、課題

- 県台帳から指定検査機関へ情報提供が可能となったことにより、検査機関の台帳の更新が可能となり、廃止された浄化槽などが判明し、また検査の案内通知等の誤送付がなくなり、苦情が減った。
- 浄化槽の使用開始日や構造変更を事前に把握できるようになり、検査計画に沿った検査が実施できるようになった。

- 法定検査の適正な実施と信頼性の確保、受検率の向上が図られることとなった。
- 答申では、現在の指定検査機関である一般財団法人三重県水質検査センターに対して情報提供することとなっているが、指定検査機関の指定には期限があるため、この先、指定検査機関が変更されることがあると、再度審査会に諮問することが必要となる。
- 県の台帳と指定検査機関の台帳が一部リンクしていない。

⑤その他

- 維持管理業者等への情報提供については、現在のところ考えていない。
- 個人情報保護法の改正について登録保守点検業者への情報提供等を必要に応じて行っていきたいと考えている。
- （改正個人情報保護法の全面施行後は、個人データの第三者提供を行った場合に記録を作成することとなっているが、）記録の作成に係る業務負担が増加すると、県に対する検査結果の報告期限を守れなくなる可能性が出てくる。
- 情報開示請求について
 - 台帳を閲覧したいとの請求があっても、（その個人情報により特定される）本人以外からの請求に対しては存否応答拒否により開示していない。
 - ただし、企業などが所有する浄化槽については、法人情報となるため、その法人の正当な利益を害するおそれが無い場合は公開している。
 - 法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合でも、公益性が認められ情報開示したケースが過去に 1 件あり、この件についてはホームページ上に掲載されている。

（2）福岡県環境部廃棄物対策課施設第一係に対するヒアリング

【調査日程等】

実施日：平成 28 年 11 月 30 日（水）

場 所：福岡県庁

対応者：今村（福岡県環境部廃棄物対策課施設第一係）、櫻木、島田（（一財）福岡県浄化槽協会）

調査者：久川、濱中

【ヒアリング調査結果】

①経緯

- 個人情報保護条例が制定される前から関係者に対する情報提供を行っており（事務取扱要領で浄化槽協会に対して提供することとしていた。）が、個人情報保護条例の制定に伴って情報の流れが止まらないよう、保健所等から要望があり諮問し

た。

- 諮問に至るまでの関係者との協議内容については、当時の文書が残っていないため不明だが、県民情報広報課と協議を行うことになる。
- 手続き等に関するマニュアルは特になし。個人情報保護条例が制定された直後は審議会への諮問件数が多かったが、現在はほとんど諮問される案件がないため、今後も手続きがマニュアル化されることはないと思われる。

②諮問事項および答申の詳細

- 浄化槽指定検査機関、浄化槽保守点検および清掃業者に対して浄化槽設置届出書等の届出情報を提供することは、目的外の提供に該当するが、公益上必要があるため、個人情報保護審議会に諮問して提供することとした。（指定検査機関に対しては毎月1回定期的に提供しており、保守点検・清掃業者については照会に応じて提供することとしている。）

・ 諮問事項と関連する個人情報保護条例条文

- 福岡県個人情報保護条例第5条第2項第6号

＜参考：福岡県個人情報保護条例第5条＞

第5条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を超えて個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、個人情報を取り扱う事務の目的を超えて当該個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、第2号から第6号までのいずれかに該当する場合において、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは、この限りでない。

(1) 法令に基づいて利用し、又は提供するとき。

(2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(3) 同一の実施機関内で利用する場合又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは県が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人に提供する場合において、法令の定める事務の遂行に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由があるとき。

(4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために個人情報を提供するとき。

(5) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、福岡県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上必要があると実施機関が認めるとき。

3 実施機関は、個人情報を提供する場合において、必要があると認めるとき

は、当該個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その利用目的若しくは利用方法の制限その他必要な制限を付し、又は安全確保の措置を講ずることを求めるものとする。

③審議会に諮問した効果、課題

- 答申を得る前から行っていた関係者への情報提供をそのまま継続することができた。
- 以前は、検査に行った際に、苦情（なぜ浄化槽の設置情報を知っているのか等の苦情）を受けることがあったが、手数料の現場徴収を行わなくなってから、これらのトラブルが発生しなくなった。

(3) 宮崎県環境森林部環境管理課に対するヒアリング

【調査日程等】

実施日：平成 29 年 2 月 24 日（金）

場 所：宮崎県庁

対応者：東崎（宮崎県環境森林部環境管理課）

調査者：濱中、高橋

【ヒアリング調査結果】

①経緯

- 宮崎県では浄化槽の設置および維持管理に関する情報を、県内市町村や関係団体等の関係者間で共有することを目指し、検討を進めてきた。
- 一般社団法人全国浄化槽団体連合会が開発したクラウド型情報共有システムである「スマート浄化槽」を活用することで、関係者（当面は、県、市町村、指定検査機関を想定。）が効率的に情報共有できると考えた。
- 「スマート浄化槽」を活用して、県が取得した各種の届出情報を（指導権限を有さない）市町村および指定検査機関に提供する行為は、オンライン結合による個人情報の第三者提供に該当するため、宮崎県個人情報保護条例に定められた「目的外利用・提供の制限」および「オンライン結合による提供の制限」の例外事項について、宮崎県個人情報保護審議会に諮問した（平成 27 年度）。

②諮問事項および答申の詳細

- 県内市町村および指定検査機関に対する届出情報の提供を「目的外の提供」と位置付け、「目的外利用・提供の制限」の例外事項について諮問し（宮崎県個人情報保護条例第 9 条第 2 項第 7 号関係）、「目的外で提供することに相当の理由があると判断され、妥当なもの認められる。」との答申が得られた。

- 届出情報の提供を「オンライン結合」により行うため、「オンライン結合による提供の制限」の例外事項について諮問し(宮崎県個人情報保護条例第10条第3号)、「公益上の必要があり、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと判断され、妥当なものと認められる(ただし、重要な個人情報に関するデータの暗号化や定期的なアクセスログの確認等、情報漏えい対策を十分に行うこと。)」との答申が得られた。

- 諮問事項と関連する個人情報保護条例条文

- 宮崎県個人情報保護条例第9条第2項第7号および第10条第3号

＜参考：宮崎県個人情報保護条例第9条および第10条＞

第9条 実施機関は、法令等の規定に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために、保有個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用目的以外の目的のために、保有個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用し、又は提供することによって、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 出版、報道等により公にされているとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (4) 専ら統計の作成又は学術研究のために利用し、又は提供するとき。
- (5) 同一実施機関の内部で利用するとき、又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合において、利用し、又は提供することについて相当の理由があると認められるとき。
- (6) 前号に規定する者以外のものに提供する場合において、犯罪の予防等を目的として提供することについて特別の理由があると認められるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

- 3 前2項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。

- 4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき

は、第2項の規定による保有個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

第10条 実施機関は、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の情報機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。）により、保有個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 公安委員会又は警察本部長が専用回線を通じて警察庁又は他の都道府県警察に提供するとき。
- (3) 審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

③審議会に諮問するために用意した資料の要点

・ 目的外の利用・提供について

< 県浄化槽台帳情報を市町村に提供する必要性 >

市町村は、生活排水対策に係る責務を有しており、効率的かつ効果的な生活排水対策推進のため、生活排水処理施設の整備状況（設置情報）を把握する必要がある。

市町村は浄化槽整備に対する補助金の交付を行っており、補助対象浄化槽の浄化槽管理者に対して維持管理の適正な実施について指導するため、維持管理の実施状況を把握する必要がある。

< 県浄化槽台帳情報を指定検査機関に提供する必要性 >

法定検査を的確かつ効率的に実施するためには、浄化槽の設置状況および維持管理実施状況（県が維持管理業者から収集した「保守点検の契約状況の変更に関する報告」および「清掃の実績報告」）を把握する必要がある。

< 市町村に提供する情報 >

設置届、変更届、廃止届、休止届…すべての浄化槽

法定検査結果、保守点検契約状況報告、清掃実績報告…補助対象浄化槽のみ

< 指定検査機関に提供する情報 >

設置届、変更届、廃止届、休止届、保守点検契約状況報告、清掃実績報告
…すべての浄化槽

- オンライン結合による提供について

<利用する台帳システムの概要>

一般社団法人全国浄化槽団体連合会が開発したクラウド型情報共有システムである「スマート浄化槽」を活用し、当面の運用方法として、県、市町村および指定検査機関が浄化槽の設置および維持管理情報を共有するために利用する。

その他、利用する台帳システムの概要を説明するため、以下の資料を添付した。

- 導入予定の浄化槽台帳システムのシステム概要図
- 関係者ごとの閲覧可能な情報（項目）一覧表
- セキュリティ対策（人的、物理的、技術的セキュリティ対策）
- アクセス権限とセキュリティ全体構成図

<システム導入の目的（オンライン結合の必要性）>

一元的なオンライン情報ネットワークシステムを利用することで、浄化槽の効率的な整備および適正な維持管理を推進する。

不適正な維持管理状況の浄化槽管理者等に対し、迅速かつ適確な指導を実施するため、浄化槽管理者に対する検査結果の発行と、保健所に対する検査結果の提供のタイムラグを解消する。

関係者間の電子データのやり取りにおいて、情報漏えいのリスクを低減する。

3.2.2 本人同意を取得して浄化槽情報を外部提供している自治体に対するヒアリング

(1) 佐賀県県土整備部下水道課に対するヒアリング

【調査日程等】

実施日：平成29年2月21日（火）

場 所：佐賀県自治会館

対応者：吉原、田中（佐賀県県土整備部下水道課）、西田（（一財）佐賀県環境科学検査協会）

調査者：濱中

【ヒアリング調査結果】

①個人情報の取扱いに関する取り組み

- 浄化槽の設置情報を関係者で共有するため、浄化槽設置届出書に「個人情報の利用目的」および「第三者提供を行う提供先」を明示し、あらかじめ本人の同意を得た上で第三者提供を行っている。

<個人情報の利用目的>

公共用水域等の水質の保全等の観点から、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、浄化槽法等の規定に基づき利用。

<県（下水道課）で取得した個人情報の提供先>

建築住宅課、各保健福祉事務所および各土木事務所、県内市町、指定検査機関

- 指定検査機関においても、検査依頼書に同様の文言を記載し、本人同意の上、第三者提供を行う仕組みを構築している。

②本人同意取得の効果・トラブル等

- 個人情報保護法および個人情報保護条例に抵触することなく、関係者間での情報の共有が行われている。
- 届出書や検査依頼書の提出を浄化槽工事業者等が代行していることもあるが、設置者本人が第三者提供することを認識しておらず、クレームが発生するような事例は認められない。設置者に対して、設置者講習会の受講を義務付けている効果と考えられる。

3.2.3 プライバシーマークを取得した民間事業者に対するヒアリング

(1) 公益社団法人徳島県環境技術センターに対するヒアリング

【調査日程等】

実施日：平成 29 年 1 月 10 日（火）

場 所：（公社）徳島県環境技術センター検査センター

対応者：原岡艶甲、川人誠司、李保恭章、山下桂一郎（（公社）徳島県環境技術センター）

調査者：濱中、高橋

【ヒアリング調査結果】

① プライバシーマークの付与を受けることとしたきっかけ

- センター内のマニュアルが徹底されておらず、法定検査案内文書を誤発送する事故が起きたことをきっかけとし、個人情報の取扱いに関する職員の意識向上を図り、マニュアルを遵守させる目的で、プライバシーマークの使用許諾の付与を目指すこととした。県等から指導を受けた訳ではなく、センターとして自主的に取得した。

② プライバシーマークの付与を受けるために実施したこと

- 規則や様式などの書類作成および各部署の担当者を対象とした勉強会などを外部コンサルに委託した。
- センターが所有している個人情報、外部から取得する個人情報を全て洗い出し、情報漏えいのリスクが高い箇所を検討し、漏えい防止のための対策を決定した。また、個人情報が万一漏えいした場合の対処方法についても定めた。
- 漏えい防止のためのハード面の整備を行い、さらに、ソフト面（職員の意識、行動等）の対策を徹底するため職員の教育等を行った。
- プライバシーマーク取得のための立入審査は 1 日で済むが、指摘事項に対して 1 カ月以内に改善・回答しなければならない。そのため、申請から取得までに約 3 ヶ月を要した。
- プライバシーマークの取得は煩雑な作業のため、組織のトップがぶれずに取得・維持を進めていく必要がある。

③ 実施している安全管理措置の内容

<個人データの取扱いに係る規律>

- 整備した規則に沿って安全管理を行っていても、不具合や想定外の事態が発生するため、毎年、規則等の見直し・改善を行っている。

<組織的安全管理措置>

- マイナンバーについては、取扱う担当者を定める等、個人情報に関する担当者およ

び責任者を定めた。

- 各部署から担当者を選出し、さらに、プライバシーマークに関するセンターとしての責任者を定めた。

<人的安全管理措置>

- 社員教育を徹底している。個人情報を取り扱っている認識をつけるために、月に1回個人情報の取扱いに関する社内試験（eラーニング）を実施している。

<物理的安全管理措置>

- 事務所内をセキュリティーレベルで区分し、来訪者等の外部の人が立ち入ることのできる領域を設定している。
- 倉庫への入室やコピー機使用の記録を取っている。
- コピーについては他人の印刷と混ざらないよう、印刷した人しか取出せないように各自にICカードを持たせ、印刷した本人のみが印刷物をとれる仕組みになっている。
- FAXについては誤送信対策として、第三者による立ち合いが必要となっている。
- 各職員の引き出し等に鍵を設置している。また、個人データを保管する棚を、鍵付きの棚に変更した。
- 現場へ個人情報の記載されている書類を持っていく場合は、鍵付きの鞆に入れ、当日の検査対象施設の個人情報以外は持ち歩かないようにしている。

<技術的安全管理措置>

- 各職員のPCにはアクセスを監視するソフトがインストールされており、誰が何をインターネットで検索したか等を監視できるようになっている。
- パソコンのパスワードは半年毎に変更しなければ使用できない仕組みになっている。
- 法定検査の際に使用しているスマートフォン（検査結果の履歴確認、入力に使用。）には、その日の検査対象施設の情報しか保存されておらず、紛失した際には遠隔操作でロックおよびデータの消去を行うことができる。そのため、スマートフォンからの情報漏えいの可能性は低く、むしろ、紙媒体による情報の漏えいの方がリスクは高い。

④プライバシーマークの付与を受けた効果・メリット

- プライバシーマークを取得するきっかけとなった誤発送等の事故が起これなくなった（取得後は起きていない）。
- プライバシーマークを取得する際に、今まで使用していたマニュアルの見直しを行ったため、それにより事務処理作業の効率化が図られた。
- マイナンバー制度が開始されたときには、既に安全管理措置が講じられていたため、マイナンバーの管理のための対策が最小限で済んだ。

- 自治体等の外部の関係者から、個人情報の取扱いを適正に実施しているとの見方をされるようになり、信頼が確保された。

⑤その他

<個人情報の第三者への提供、第三者からの取得について>

- センターでは県からの委託で浄化槽台帳の整備を行っているため、センターから本人（浄化槽設置者等）に対する利用目的の通知等を行っていない。県からの委託で台帳を整備しているため、県台帳と検査台帳の整合性が取られている。また、検査機関では浄化槽の位置情報を取得し、活用している。
- 徳島県では、検査を実施した結果、改善が必要と判断された浄化槽の改善指導を行っていることから、法定検査に基づく業者への改善の連絡は、維持管理業務の受託業者が明らかな場合には、検査の一環として情報提供しており、これを個人データの第三者提供とはみなしていない。保守点検業者へは県を通じて、清掃業者へは市町村を通じて検査結果の通知および改善指導を行っており、対応した場合の返信用はがきを同封している。
- メーカーから補修が必要な浄化槽の設置場所等の問合せがあった際は、県の判断を仰いで対応した。
- センター職員の情報を保険会社等に提出する際は、第三者提供に該当し、センターの規程により、提出時には記録を残すこととしている。
- 維持管理業者が業務を本当に行っているか確認するため、毎年 1 回分の保守点検情報を提出してもらっている。

<その他、情報管理について>

- （一社）全国浄化槽団体連合会が推進しているスマート浄化槽を導入し、各業者のレベルアップを図りたいと考えている。
- PFI 事業を行っている三好市では、新設浄化槽の情報については SPC が独自に導入した台帳に登載し台帳整備を行っている。
- 届出情報に基づき、設置者を対象とした浄化槽教室の案内を送付している。
- 設置届出書とともに標準契約書（四者契約）、機能保証制度の登録情報を提出させている。
- センターが管理する個人情報には従業員、人事の情報も含まれ、健康診断の情報等は従業員の機微情報となる。
- 顧客の服薬等に関する情報は検査結果として扱っており、特別な機微情報とはしていない。
- 従業員情報、顧客情報等で安全管理措置のレベルには差を設けていない。
- 徳島県内では保守点検記録の電子化はほぼ行われていない。
- 検査前に保守点検の情報等を収集できるとよい。

(1) 株式会社アメニティいわきに対するヒアリング

【調査日程等】

実施日：平成 29 年 1 月 19 日（木）

場 所：株式会社アメニティいわき会議室

対応者：根本正、丹野香（株式会社アメニティいわき）

調査者：濱中、高橋

【ヒアリング調査結果】

①プライバシーマークの付与を受けることとしたきっかけ

- 平成 19 年から顧客の機密情報、個人情報を取扱う機密文書出張裁断サービスを開始し、顧客からの信頼性を高めるためプライバシーマークを取得した。

②プライバシーマークの付与を受けるために実施したこと

- 専門のコンサル会社に委託し、定期的に（月に 1 回程度）来社してもらい、講習会や助言をしてもらった。
- 業務上利用している顧客および従業員に関する個人情報を、帳票および媒体ごとに洗い出した。

（職員の個人情報）履歴書、住民票、個人情報取扱同意書、マイナンバー、運転免許証（写）、給与明細、健康診断書、社員名簿、教育履歴、デジタ
コデータ 等

（顧客の個人情報）維持管理契約書、浄化槽管理システム、顧客チェック付住宅地図、管理伝票、維持管理記録票、請求書、口座振替依頼書 等

- 業務内容ごとに、個人情報を取扱う業務フロー表およびリスク分析表を作成した。

③実施している安全管理措置の内容

＜個人データの取扱いに係る規律＞

- 以下のマニュアルを作成し、プライバシーマークの書類/現地審査等に対応するため、随時改訂を行っている。
 - プライバシー保護マニュアル（JIS Q 15001（個人情報保護マネジメントシステム—要求事項）に準拠し、個人情報管理のルールを定めたもの）
 - 安全管理対策マニュアル（主に物理的、技術的安全管理措置規程をまとめたもの）

＜組織的安全管理措置＞

- 個人情報保護責任者、監査員、教育担当者、苦情相談窓口、部門責任者など各担当者及び責任者を選定した。
- 社員教育記録、来訪者の記録、職員の倉庫等への入退室記録等を作成している。

- 個人情報の取扱いに関する同意書、個人データの第三者提供の記録を作成している。
- 内部規程の遵守状況の点検・監査を行っている。

<人的安全管理措置>

- 社内の教育担当者による社員教育と確認テストを実施している。教育担当者は定期的に外部のセミナーを受講している。

<物理的安全管理措置>

- 職員および来訪者の入退場所の制限と施錠
- 情報システム関連機器の設置場所の限定、盗難防止措置
- 火災、漏水、自然災害によるデータ破壊防止対策
- 電子記憶媒体の利用、保管、持ち出し等の管理
- 紙媒体の保管、複写、持ち出し等の管理
- スマートフォン、タブレットの管理（保管場所の施錠、ネックストラップの設置、暗証番号の設定、ウイルス対策等）

<技術的安全管理措置>

- 個人情報関連データの保存先の限定
- インターネット接続用 PC の限定
- 電子メールに関する措置
- 通信ログの定期的な検証
- 情報システムのコンピュータウイルス対策
- PC で管理する個人情報へのアクセス管理
- ネットワークコンピュータのユーザーID、パスワードの管理

④プライバシーマークの付与を受けた効果・メリット・デメリット

- 実際に各顧客から個人情報に関する同意書を取得するのは現場の作業員であり、説明や同意を得るのに手間がかかる。
- 書類等が多くなる。

⑤その他

- 浄化槽協会への保守点検記録（電子データ）の提供は、いわき市環境整備事業協同組合を通して行われている。
- 個人情報の第三者提供を行う場合には、事前に第三者を特定し、同意書に盛り込んでいる。
- 清掃の作業伝票（住所・氏名・引抜き量が記載されている）は処理場に提出し、処理場から役所へ提出される。

3.2.4 個人データの共同利用を行っている自治体に対するヒアリング

(1) 岐阜県浄化槽らくらくプロジェクト促進協議会に対するヒアリング

【調査日程等】

実施日：平成 28 年 11 月 7 日（月）

場 所：岐阜県環境会館

対応者：窪田、後藤（岐阜県浄化槽らくらくプロジェクト促進協議会）、牧野、田中、（岐阜県環境整備事業協同組合）、田中、小川（（一財）岐阜県環境管理技術センター）

調査者：久川、濱中

【ヒアリング調査結果】

①個人データを共同利用することとなった経緯

- 岐阜県では、個人情報保護法が制定される前から浄化槽維持管理の一括契約を行っており、3 業種（保守点検、清掃、法定検査）間で維持管理情報の共有を行っていた。個人情報保護法を遵守しながら情報共有を継続するために、県や弁護士等に対策を相談した結果、個人情報保護法で規定されている「個人データの共同利用」を行うこととなった。

②個人データの共同利用を行うまでの手続き

- 一括契約書を行っているため、保守点検業者、清掃業者、指定検査機関が契約当事者となり、いずれも岐阜県浄化槽らくらくプロジェクト促進協議会に属している。
- 個人データの共同利用に至るまでに関係者間での協議は行ったが、関係者が協議会のメンバーであるため、スムーズに進んだ。
- 個人データの共同利用に関する文書（個人情報のお取り扱いについてのご案内：協議会名義で発出）を、維持管理の業務に則して浄化槽管理者に配布し、本人への通知を行った。

③共同利用の概要（共同利用の範囲、共同利用している項目、利用目的、個人データの管理について責任を有する者等）

- 共同利用の概要は以下のとおり。（岐阜県浄化槽らくらくプロジェクト促進協議会 HP より）

【共同利用者の範囲】

らくらく一括契約の当事者である保守点検業者、清掃業者、法定検査機関（（一財）岐阜県環境管理技術センター）及び関係機関とします。

【共同利用する個人データの項目】

らくらく協議会が共同利用する個人データの項目は以下のとおりです。

①浄化槽らくらく一括契約書等記載事項

②保守点検及び清掃記録票並びに法定検査結果書

【共同利用の目的】

業者間の連携を図り、お客様の浄化槽を適正に管理するために利用します。

- 機微情報やクレーマー情報は、記録票や検査結果書に記載されないため共同利用していない。
- 維持管理記録票は市町村も閲覧できるが、法令で行政への報告が義務づけられている検査結果の一部として維持管理記録票を位置づけることで、市町村が閲覧できるようにしている。
- 行政が閲覧する情報は月に2回更新している。
- 維持管理に使用しているタブレットには過去の記録票等の個人データは保存されておらず、データは協議会が管理するサーバーで一括管理している。
- また、一括契約に係る経理データは、記録票等のデータを保存しているサーバーとは別のサーバーで管理する安全管理措置を講じている。

④個人情報に関する住民からの反応、問合せ

- 個人データの共同利用を行っていることについて、住民からのクレーム等は特にない。3業種間での維持管理情報の共有を以前から行っているためと考えられる。

⑤個人情報の取扱いに関する今後の課題

- 取扱う個人情報の数が5,000件以下の事業者も個人情報取扱事業者となるため、協議会に属している業者における個人情報の取扱いについて見直す必要はあると考えている。
- 記録票の発行を電子的媒体によって行う（電子メールで送信等）ことも検討の余地はあるが、その場合、住民のメールアドレスを取得することとなり、管理する個人情報が増えてしまう点が課題となる。

3.3 個人情報の取扱いに関する専門家ヒアリング

【調査日程等】

実施日：平成 29 年 1 月 11 日（水）

場 所：一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）

対応者：坂下（JIPDEC）

調査者：仁木、久川、濱中、高橋

【ヒアリング調査結果】

調査者が抽出した浄化槽分野の個人情報に関する疑問点（Q）を事前を送付し、以下の助言（A）をいただいた。

<全般>

Q1.	浄化槽関連事業者が管理する個人情報に該当するものは、保守点検/清掃の契約書、検査申込書、保守点検/清掃記録票、検査結果書に記載されている情報すべてか。（現場で測定した水質等も個人情報に該当するか。）
A1.	個人情報は以下の 2 つがポイントとなる。 1) 個人に関する情報であること 2) 特定の個人を識別できること 同じ書式の中に書かれていれば（特定の個人を識別できる項目と一式で管理されていれば）、その全体で個人情報という位置づけになる。 浄化槽関連の情報の場合、浄化槽を管理/利用する代表者（浄化槽管理者等）の個人情報となる。
Q2.	法第 2 条第 2 項第 2 号に示す個人識別符号とは、政令第 1 条第 2 号から第 8 号に掲げるもののみが該当するのか。（浄化槽 ID（浄化槽個々に割り当てられた ID で関係事業者が共有）を作成・活用している場合、浄化槽 ID は個人識別符号には該当しないか。）
A2.	個人識別符号の定義は政令に掲げられているもののみである。民間事業者が定義・作成する符号は含まれていないため、浄化槽 ID は個人識別符号に該当しない。
Q3.	浄化槽の保守点検、清掃、法定検査に関する個人情報の利用目的を、「浄化槽の適正な維持管理に利用する」とした場合、できる限り特定したことになるか。
A3.	「浄化槽の適正な維持管理に利用する」という表現でも、利用目的を特定したことになる。ただし、利用者から問い合わせがあった場合に、具体的に回答しなければならない。詳細を記載した場合、記載内容以外の目的では使用できず、記載内容以外の目的で使用する場合は改めて本人同意を取る必要がある。
Q4.	個人情報の取扱いに関する業務を受託し、その業務の中で個人情報の提供を受け

た場合も、「個人情報を取得」したことになるか。また、個人情報の取扱い業務を受託する際に、利用目的の本人への通知や公表が必要となるか。

- A4. 個人情報の取扱いに関する業務の受託に伴って個人情報を受領する行為も、「個人情報の取得」にはなる。委託元が個人情報を取得し、その提供を受ける場合は、委託元が本人通知や公表を行っているため、受託者が本人通知や公表を行う必要はない。また、個人情報を本人から取得する行為そのものが委託内容に含まれている場合、委託契約に基づいて対応する必要がある。

<要配慮個人情報>

- Q5. 要配慮個人情報が本人から口頭で伝えられた場合、本人の同意があったものとみなされるが（個人情報保護の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）より）、本人以外の要配慮個人情報（例えば、家族の疾病や服薬に関する情報）を口頭で伝達された場合は本人の同意があったものと同等の扱いをしてもよいか。

- A5. （定義）要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

「病歴」には健康診断における血液検査の結果や X 線写真などは含まれないことから、服薬も一般的なものである場合は、要配慮個人情報にはあたらないと考えられる。（降圧剤や抗生物質の服用に関する情報は、要配慮個人情報に該当しないものと整理できる。）

糖尿病については一般的な疾病とみなすことができるため、糖尿病の病歴は要配慮個人情報に該当しないと考えられるが、摂食障害については要配慮個人情報に該当すると考えられる。⇒後日、糖尿病の情報も維持管理の業務上必要な情報であるため、要配慮個人情報に該当すると修正。

本人以外（家族等）の要配慮個人情報を取得する際は、本人の同意が必要であるが、本人が被介護者等で状況を判断できない場合には、家族等の同意を文章等で受理することが推奨される。

- Q6. 要配慮個人情報を共同利用する場合、特別な留意点はあるか。

- A6. 要配慮個人情報を共同利用する場合は、利用者および家族から文書による同意を得ておく必要があるとともに、共同利用する相互の事業者が同じレベルの安全管理措置を講じることが望ましい。

<第三者提供>

- Q7. 氏名、住所等の情報を削除し、浄化槽 ID を付した情報を関係者に提供した場合、個人データの第三者提供に該当するか。（関係者が氏名、住所等と浄化槽 ID との対

<p>応テーブルを保有しており、データ受領後にひもづけ作業を行う。)</p> <p>A7. ある事業者が取得した個人情報から、特定の項目を削除して第三者へ提供する場合、提供先で本人を識別できる（また特定する）のであれば、第三者提供（または共同利用）にあたると思われる。</p>
<p>Q8. 口頭で第三者に個人情報を伝達する行為も「個人データの第三者提供」に該当するか。（例えば、指定検査機関が保守点検の実施状況を保守点検業者に問い合わせる場合。）</p> <p>A8. 当該個人が「渡したことがない事業者が自分の個人情報を持っている」という状態にならないようにするための側面を、個人情報保護法は持っている。 手段は問わず、取得した個人情報が業務のために受け渡されるのであれば「第三者提供」とみなすことができるため、あらかじめ合意を得ることが必要である。</p>
<p>Q9. 本人の同意を得た個人データの第三者提供を行う場合、提供者が本人から同意を得なければならないのか。受領者が本人から同意を得る方法でもよいか。（例えば、指定検査機関が保守点検の実施状況を保守点検業者に問い合わせる場合、保守点検業者が浄化槽管理者（本人）に対して第三者提供の同意を得ている訳ではなく、指定検査機関が浄化槽管理者（本人）に対して第三者からの受領に関する同意を得て行っている場合がある。）</p> <p>A9. 業務上必要な個人情報の受け渡しについては、事前に通知し、同意を得ることが望ましい。（提供者が同意を得ることが原則である。） 浄化槽の維持管理は法令に基づいて行われている業務であるため、その実施方法について定めたガイドライン等に、事業者間の情報の提供/受領を行う旨が記載されていると、本人同意を得ずに第三者提供を行うことも可能になると考えられる。</p>
<p>Q10. 「法令に基づく第三者提供」の「法令」には、要綱、要領も含まれるか。</p> <p>A10. 法令は、法律、政省令、施行令および条例が対象となるため、要綱、要領を根拠とした第三者提供は「法令に基づく第三者提供」には該当しない。</p>
<p>Q11. 個人データの第三者提供に関する本人同意について、同意が不要なケースの一つとして、「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」との規定があるが、「本人の同意を得ることが困難」とはどのようなケースを想定しているのか？</p> <p>A11. 人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合等が想定されており、災害、事故等により本人の同意を得ることが困難な場合が当てはまる。浄化槽に関連するケースでは、公衆衛生上の重大な問題が発生し、本人の同意を得てから対応するのでは、対処が遅れてしまう場合が想定される。</p>

<事業の承継>

<p>Q12. 浄化槽を管理している保守点検業者が変更された場合、変更前の業者から変更後</p>
--

<p>の業者へ維持管理情報を提供する行為は、「事業の承継」に伴う提供に該当するか。</p> <p>A12. 当該事業者が倒産や合併等により、他の事業者へ移管する場合は、事業承継に該当すると考えられる。浄化槽の維持管理を委託する業者を変更する場合は、維持管理業者の倒産、合併に伴う変更でない場合（料金の安い業者に乗り換える場合等）は、事業の承継に該当しない。</p> <p>維持管理業務の委託先の変更に伴い、新たな委託先に対して過去の維持管理情報を提供する場合は、浄化槽管理者が保存している記録票を提供するか、元の委託先に対して開示請求し、その情報を提供してもらう方法がある。</p>

< 共同利用 >

<p>Q13. 個人データの共同利用を行う事業者について事業の承継が行われた場合は、引き続き共同利用を行うことができるとなっているが、事業の承継により共同利用する者の範囲が変更された場合、改めて本人に通知する必要はあるか。</p> <p>A13. 必要である。</p>
<p>Q14. 個人データの共同利用を行う範囲の中に行政機関を含めることは可能か。</p> <p>A14. 可能である。</p>
<p>Q15. 「共同して利用される個人データの管理について責任を有する者」とは、共同利用を行う範囲に含まれる各事業者の責任者なのか？共同利用を行う範囲の中で選定された1名（1社）なのか。</p> <p>A15. 各事業者の個人情報保護管理者が該当する。</p>
<p>Q16. 個人データの共同利用を行う場合、共同利用を行う事業者間で、安全管理措置のレベルを統一する必要はないか。</p> <p>A16. 共同利用する事業者間で、漏えい等の事故が起きやすいところと、そうでないところが混在しているのは、安全管理上問題があることから、同じレベルに合わせる（例えば、プライバシーマークを取得する等、安全管理措置のレベルを証明できるものが望ましい。）ことが一般的である。</p>
<p>Q17. 本人から個人データの共同利用を停止する求めがあった場合は、共同利用を停止しなければならないのか。</p> <p>A17. 共同利用する者が変更される可能性があるため、オプトアウトの措置に基づき、停止する必要がある。</p>

< 匿名加工情報 >

<p>Q18. 匿名加工情報の第三者提供を行わない場合、法第36条第1項から第3項までの規定（作成方法のルール、加工方法等の情報の安全管理措置、項目の公表）は適用されるか。（ガイドライン（匿名加工情報編）の3-1では、「法第37条から第39条の適用対象から除外されており、法第36条第4項から第6項までの規定が適用さ</p>
--

れる」と記述されている。)

A18. 従来、企業がマーケット分析等で必要ない項目（氏名等）を削除し、利用するケースは匿名加工情報の利用には当たらない。

ただし、当該情報を匿名加工情報として取り扱うとした場合は、安全管理措置を行い、HP等で公表を行うことが必要である。

匿名加工情報を定義した意図は、規制を強化するためではないため、従来から行われている情報の取り扱い（取得した情報を用いた特性把握・解析等）は、今までどおり行うことができる。また、取得した情報を用いた解析等については、個人情報の利用目的に含める必要もない。

<認定個人情報保護団体>

Q19. 認定個人情報保護団体になるメリットは。（何らかのメリットがなければ、対象事業者への情報提供や苦情の処理をわざわざ引き受ける団体は少ないのではないか。）

A19. 改正個人情報保護法は、官民共同規制の形態をとっている。具体的には、業界特有の取り扱いについてはルール化等を行い、業界に適した遵守を求めることとなる。浄化槽業界においても認定保護団体を構築し、事業者と利用者双方のハブとなって、一層の信頼確保に向けた活動が必要ではないか。

3.4 個人情報の取扱いに関するガイドブック案の作成

平成 29 年 5 月 30 日から改正個人情報保護法が全面施行されることを受け、改正法に対応した「浄化槽分野の個人情報の取扱いに関するガイドブック案」を作成した。また、地方公共団体を含めた浄化槽関係機関が、浄化槽情報を連携させ、浄化槽の適正な維持管理体制を構築することが求められることから、ガイドブック案には地方公共団体における個人情報の取扱いを盛り込んだ。

ガイドブック案を取りまとめるにあたり、「個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編、第三者提供時の確認・記録義務編および匿名加工情報編）」（個人情報保護委員会）を参考として、3.2 および 3.3 に示したヒアリング結果を反映させたガイドブック案（たたき台）を作成し、ワーキンググループ（第 5 章参照）において議論を行った。

2 回のワーキンググループにおける指摘事項は以下に示すとおりである。また、取りまとめたガイドブック案は別紙 3 に示す。

【今年度業務で対応を図った指摘事項】

<全般>

- ① 地方公共団体から指定検査機関への届出情報の提供について事例を示しているが、指定検査機関へ提供するメリットや効果についても記載したほうがよい。
- ② 情報の流れに関する事例（地方公共団体から指定検査機関、工事業者から指定検査機関）を追加したほうがよい。
- ③ ファンクションごと（工事の発注を受けた場合、検査の申し込みを受けた場合、第三者提供を行う場合等）に実施すべき事項を示したものがあつた方がよい。
- ④ 台帳システムの導入・活用を推進するのであれば、個人情報のシステム管理を行う上での安全管理措置について、事例をガイドブックに示した方がよい。
- ⑤ ガイドブックの序文などに、罰則等を記載することにより取組む必要があるという認識を持ってもらえるのではないか。

<要配慮個人情報>

- ⑥ 書面での同意の取得は、業務を停滞させてしまうため、ガイドブックでは本人同意を書面にて取得することが望ましいが、業務上は口頭でも可とした方がよいと思われる。また、病名等は、維持管理上必要な情報であるため、契約時にこれらの情報を聞くことがある旨を通知しておくことが望ましい。

<個人データの第三者提供>

- ⑦ 第三者提供に係る記録義務について。
 - ▶ 契約時に本人同意を取得した場合は、同意を取得したことについて記録を作成する必要がある。

- 個人データの中から個人一人のみの情報を提供する場合は、提供の記録を作成する必要はないが、問題が起きた場合に追跡できるよう記録を残している事業者が多い。

<地方公共団体における個人情報の取扱い>

- ⑧ 指定検査機関への提供について、特定の事例や解釈を示してしまうことで、他の地方公共団体に対し、ミスリードとなり誤解、混乱を生む可能性があるのではないか。
- ⑨ 地方公共団体における個人情報の取扱いの章には、権限移譲を受けていない市町村が情報の収集を行う場合、収集の制限があると点や、都道府県と市町村の情報の授受、自治体内での情報の利用等についても記載したほうがよいと思われる。

【今後の課題とした指摘事項】

<全般>

- ① 浄化槽関連事業者に対する講習会等でガイドブックを活用するため、説明用パワーポイントやパンフレット等があると効果的である。
- ② 契約時に通知する内容に以下を記載することが望ましい。
 - 台帳に情報が記載されること
 - どのように台帳情報が更新されるか
- ③ 零細企業等も全面施行後は個人情報保護法の対象となるため、各企業は最低限何をしなければならないのかといった、具体的な内容をわかりやすく示したほうがよい。

<要配慮個人情報>

- ④ 現場では管理者から聞き取りを行わなくても、浄化槽の状態から糖尿病や摂食障害の人がいることが推定できる。その浄化槽の状態に関する情報を取得すること自体は要配慮個人情報の取得にはならない。

<個人情報の利用目的、個人データの第三者提供>

- ⑤ 改正個人情報保護法に対応した各業者の個人情報取扱規程のテンプレートが必要。また、個人情報の利用目的や第三者提供に関する内容を盛り込んだ契約書のテンプレートも必要である。
- ⑥ 一括契約を推進している自治体では標準契約書があるはずなので、そこに個人情報の取扱いの内容を盛り込んでもらえばよいのではないか。
- ⑦ 浄化槽情報は公衆衛生を維持するために利用されるため、個人情報保護法で規定されている第三者提供の制限等を受けない情報と解釈することもできる。ただし、情報漏えい対策は講じなければならない。それらをガイドブックに盛り込めば事業者が業務を行う上での情報の取扱いが非常に楽になる。

<規程関係>

- ⑧ 以下に関する規程を作成することが望ましい。
 - 要配慮個人情報の取扱規程
 - 第三者提供の記録義務規程
 - 共同利用時の規程

<地方公共団体における個人情報の取扱い>

- ⑨ 各地方公共団体に判断が委ねられているため、具体例を出すことには慎重になるべき。
(ガイドブック内で意見の対立や偏りが生じる可能性があるため。)
- ⑩ 条例やガイドラインに従うといったどの自治体にも共通する部分について、もう少し膨らませて記載してみてもどうか。
- ⑪ 地番図や住民基本台帳データを使用して浄化槽の所有者を確認することも求められるが、そのためには条例の改正が必要となる。国からルールブックを出せば自治体も動きやすくなる。

3.5 民間企業向け個人情報保護講習会の開催案作成

「浄化槽分野の個人情報の取扱いに関するガイドブック」を活用した民間企業向け個人情報保護講習会の開催案を以下に示すとおり作成した。

<民間企業向け個人情報保護講習会開催案>

(1) はじめに

個人情報保護法は、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護することを目的としている。本法には、①個人情報・個人データ・保有個人データ、個人情報取扱事業者の定義、②利用目的を特定しなくてはならないこと、目的外利用を禁止すること、③個人情報の取得に当たっては、取得前にあらかじめ利用目的を公表し、または取得後に速やかに本人に利用目的を通知または公表しなければならないこと、④個人データの漏えいや滅失を防ぐため、必要かつ適切な保護措置を講じなければならないこと、および安全にデータを管理するために従業者や委託先に対して必要かつ適切な監督を行わなければならないことなどが規定されている。

浄化槽分野においては、今後、地方公共団体、指定検査機関および浄化槽関係事業者が浄化槽情報を連携させ、効率的で信頼される維持管理体制を構築することが望まれているが、個人情報保護法では個人データの第三者提供が制限されており、浄化槽情報を連携させる体制を構築するためには、個人情報保護法に基づいた手続きが必要となる。

また、平成27年9月に改正個人情報保護法が公布され（全面施行は平成29年5月30日）、全面施行後は5,000人分以下の個人情報を取扱う事業者についても個人情報保護法の義務の対象となる。

このような背景から、浄化槽分野に関係する全ての事業者およびその従業員が、業務遂行上必要な個人情報保護に関する知識を早急に習得する必要がある。

(2) 目的

指定検査機関、浄化槽の施工および維持管理に関わる事業者、地方公共団体の浄化槽担当者ごとに、業務上必要な個人情報保護法に関する知識を習得させ、適正な情報の取扱いが行われ、住民から信頼される業務が行えるようにする。

(3) 対象者

指定検査機関検査機関、施工業者、保守点検業者、清掃業者および地方公共団体の浄化槽担当者

(4) 教育目標

それぞれの対象者が、個人情報保護法を遵守した業務が遂行できるようにする。

(5) 講習時間

各事業者とも各 30 分（対象者が複数事業者となる場合は、その都度各 5 分程度延長）

(6) 講習の開催時期

平成 29 年度から希望者に対して開催する（各都道府県が開催する研修会の 1 科目として開催する等、必ずしも独立した講習会としない場合も有り得る。）。

(7) 講習の内容

講習の主な内容は以下のとおりである。

- ① 個人情報保護法とはなにか
- ② 個人情報・個人データ・保有個人データ、個人情報取扱事業者とは
- ③ 利用目的の特定（法 15 条）と目的外利用の禁止（法 16 条）
- ④ 適正な取得（法 17 条）・取得時の利用目的の通知等（法 18 条）
- ⑤ 安全管理措置（法 20 条）・従業者や委託先の監督（法 21・22 条）
- ⑥ 第三者提供の制限（法 23 条）
- ⑦ 開示、訂正、利用停止等の求め（法 25～30 条）
- ⑧ 業務遂行における関連事例

(8) 講習の方法

講習会の開催は、以下に示す 4 つ方法等で行う。

- ① 公益財団法人日本環境整備教育センター（開催地：東京）が講習会の開催を HP で案内（受講者を募集）し、行う。
- ② 浄化槽普及促進協議会と連携し、同協議会研修会の 1 科目として行う。
- ③ 都道府県あるいは地方の業界団体等と連携し、地方で開催される浄化槽技術研修会の 1 演題として行う。
- ④ 公益財団法人日本環境整備教育センターが 10 月に開催する全国浄化槽技術研究集会で情報として報告する。

第4章 浄化槽台帳システムの導入促進に向けた普及啓発

4.1 浄化槽台帳システム導入促進に向けた説明

都道府県の市町村協議会が主催する研修会を活用し、浄化槽台帳システムの導入促進に向けた説明を計3回実施した（大阪府、石川県および佐賀県）。

説明の実施概要は以下のとおりである。

【大阪府】

研修名：大阪府合併処理浄化槽普及促進市町村協議会平成28年度浄化槽行政職員研修会

日時：平成29年2月3日（金）13:30～17:15（うち30分間説明）

場所：高槻市（高槻市役所総合センター）

出席者：大阪府4名、市町村担当者18名（高槻市（3名）、貝塚市、熊取町（2名）、和泉市（2名）、）

説明者：濱中

【石川県】

研修名：平成28年度合併処理浄化槽研修会

日時：平成29年2月13日（月）10:00～15:20（うち1時間説明）

場所：金沢市（石川県地場産業振興センター）

出席者：市町担当者13名（金沢市、七尾市（2名）、小松市、輪島市、羽咋市、津幡町、志賀町、能登町、珠洲市（4名））

説明者：濱中

【佐賀県】

研修名：平成28年度第3回浄化槽整備事業島地職員研修会

日時：平成29年2月21日（火）14:00～16:00（うち1時間30分説明）

場所：佐賀市（佐賀県自治会館）

出席者：市町担当者20名（佐賀市、唐津市（2名）、多久市、伊万里市、武雄市（2名）、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、みやき町（2名）、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町）、指定検査機関1名、保健福祉事務所6名、県2名

説明者：濱中

3会場それぞれの説明時間が異なっており、使用した資料も異なるため、最も長い説明時間を確保できた佐賀県研修会において使用した資料を別紙4に示す。

第5章 ワーキンググループ

5.1 業務実施状況

浄化槽の個人情報に関する取扱いや浄化槽台帳システム整備の公益性等の考え方を整理する場として、ワーキンググループ（WG）を設置し、検討を行った。

ワーキンググループの構成委員を表 5-1 に示す。委員は、個人情報の取扱いや浄化槽に係る専門家で構成されている。また、WGの開催回数は 2 回とし、以下に示す日程で開催した。

- <第1回> 日時：平成 29 年 2 月 1 日（水） 10:00～12:00
場所：公益財団法人日本環境整備教育センター4F 会議室
- <第2回> 日時：平成 29 年 3 月 15 日（水） 16:00～18:00
場所：公益財団法人日本環境整備教育センター4F 会議室

表 5-1 平成 28 年度浄化槽情報基盤整備フォローアップ業務ワーキンググループ委員

氏名	勤務先・役職
<委員長>	
木曾 祥秋	豊橋技術科学大学 名誉教授
<委員>	
川西 涼太	富士市上下水道部生活排水対策課
坂下 哲也	一般財団法人日本情報経済社会推進協会 電子情報利活用研究部長/常務理事
嶋原 己八	公益社団法人福島県浄化槽協会 専務理事
昇 広文	一般社団法人全国浄化槽団体連合会 スマート浄化槽推進部長
柰保 恭章	公益社団法人徳島県環境技術センター総務部 総務課長
<オブザーバー>	
吉野 邦治	全国浄化槽推進市町村協議会 事務局長

5.2 第1回ワーキンググループの概要

第1回WGの議事内容および配布資料の一覧を以下に示す。また、第1回WGにおける検討内容を別紙 5-1 「平成 28 年度浄化槽情報基盤整備フォローアップ業務ワーキンググループ（第1回）議事要旨」に示す。

<議事内容>

1. 浄化槽関連の個人情報の取扱いについて
2. 浄化槽台帳システム整備の公益性について

3. その他

<配布資料>

- 資料 1 平成 28 年度浄化槽情報基盤整備フォローアップ業務仕様書
- 資料 2 ワーキンググループの趣旨
- 資料 3-1 浄化槽分野の個人情報の取扱いに関するガイドブック案（たたき台）
- 資料 3-2 浄化槽分野の個人情報の取扱いに関する検討事項
- 資料 3-3 浄化槽分野における個人データの第三者提供
- 資料 4 浄化槽台帳システム整備の公益性について
- 参考資料 1 改正個人情報保護法のポイント
- 参考資料 2 平成 21 年度浄化槽の水質検査に関する見直し調査検討業務報告書（抜粋）
- 参考資料 3 個人情報保護法ガイドライン（通則編）抜粋
- 参考資料 4 個人情報保護法ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）
- 参考資料 5 浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル第 2 版（抜粋）

5.3 第 2 回ワーキンググループの概要

第 2 回WGの議事内容および配布資料の一覧を以下に示す。また、第 2 回WGにおける検討内容を別紙 5-2「平成 28 年度浄化槽情報基盤整備フォローアップ業務ワーキンググループ（第 2 回）議事要旨」に示す。

<議事内容>

1. 平成 28 年度に実施された浄化槽情報基盤整備支援業務の報告
2. 浄化槽台帳システム整備の公益性について
3. 浄化槽関連の個人情報の取扱いについて

<配布資料>

- 資料 1 平成 28 年度浄化槽情報基盤整備フォローアップ業務ワーキンググループ（第 1 回）議事要旨案
- 資料 2-1 平成 28 年度自治体既存システムと連携した浄化槽情報基盤整備支援業務における検討状況
- 資料 2-2 平成 28 年度民間の有する情報基盤と連携した浄化槽情報基盤整備支援業務における検討状況
- 資料 3 浄化槽台帳システム整備の公益性について
- 資料 4 浄化槽分野の個人情報の取扱いに関するガイドブック案（たたき台修正版）

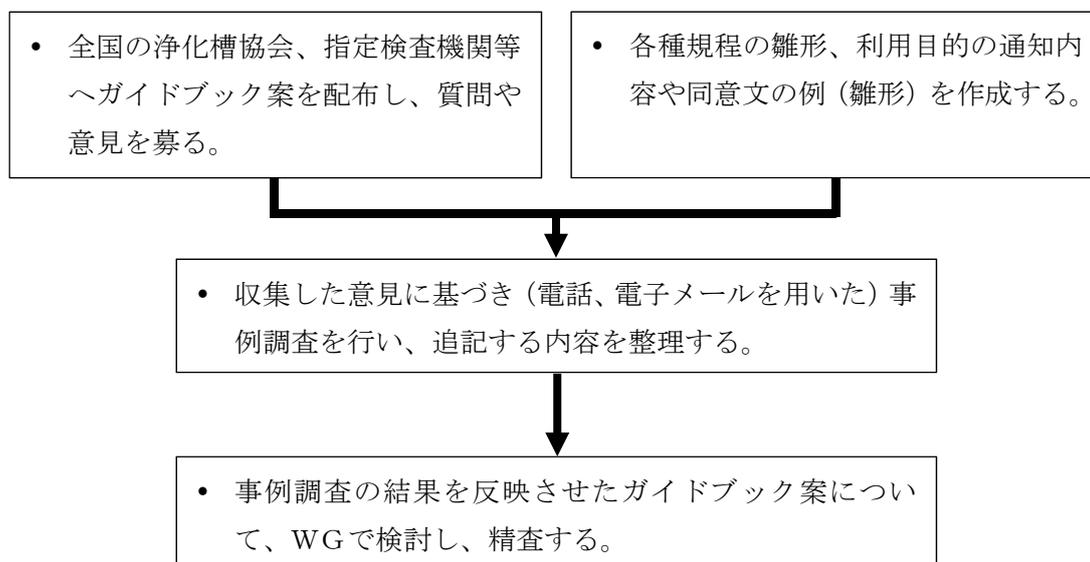
資料5 「浄化槽分野の個人情報の取扱いに関するガイドブック」の今後の作成方針

5.4 ワーキンググループの成果

(1) 浄化槽分野の個人情報の取扱いに関するガイドブック案の作成

2回のWGにおける検討結果を踏まえ、「浄化槽分野の個人情報の取扱いに関するガイドブック案」を作成した。ガイドブック案作成の経緯および整理したガイドブック案の詳細は第3章に示す。

また、現時点のガイドブック案には「各種規程の雛形、利用目的の通知内容や同意文の例が盛り込まれていない」、「事業者間の個人データの授受について情報が不足している」等の課題が残されていることから、次年度にそれらの検討を行い、最終的にガイドブックを策定する必要がある。第2回WGにおいて、以下に示す「今後の作成方針」を提案した。



(2) 浄化槽台帳システム整備の公益性等の考え方の整理

第1回WGでは、「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル第2版」の記述に基づき、【浄化槽台帳システムを整備することで可能となる作業】、【それにより得られる効果】を整理したものを、浄化槽台帳システム整備の公益性の考え方（たたき台）として提示した。

2回のWGにおいて以下の意見が得られ、それらを反映させることで、浄化槽台帳システム整備の公益性の考え方を取りまとめた。取りまとめた考え方を別紙5-3に示す。

<第1回WGにおける意見>

- ① 浄化槽台帳システム整備の公益性を考える上では、浄化槽利用者に対するサービス向上の視点が必要である。

- ② GIS を活用すれば、みなし浄化槽の設置基数の多い地域が可視化されるため、水環境への影響が懸念される地域を絞り込んで重点的に転換促進を行うと効率的である。
- ③ レイヤとして航空写真を使用すると、建築物が取り壊されていることが判断できるため、廃止された浄化槽を抽出することができ、職権で台帳から削除することも可能となる。
- ④ 市町村設置型事業では、台帳システムで情報管理を行うことにより、住民サービスの向上が図られ、さらに、市町村の資産管理が容易となる。

<第2回WGにおける意見>

- ① 個人情報保護審議会への諮問を行っている自治体では、諮問の際に公益上の必要性を説明しているため、それらの具体的な内容を盛り込んでもよいと思われる。
→自治体から指定検査機関に対して個人情報を提供することについて、個人情報保護審議会に諮問した事例を調査しているため、台帳システム整備と指定検査機関に対する情報提供を関連付けて資料に盛り込みたい。
- ② 財政部局と協議をする際は、台帳システム整備の公益性を説明するための資料が必要となる。集計報告や住民対応が効率化することによる業務量の削減などを数値で示すことができればよいのではないかと。さらに、台帳システムの導入により、業務が効率化され、それにより浄化槽の指導・監督体制が強化され、運用（設置、維持管理）が適正化される点まで踏み込んで記述することが望ましい。
- ③ 流域別にどの程度の負荷が排出されているかがわかれば、重点的に合併転換を啓発すべきエリアを絞り込むことができ、住民への啓発資料になる。

(3) 平成28年度に実施された浄化槽情報基盤整備支援業務の報告

株式会社パスコから「平成28年度自治体既存システムと連携した浄化槽情報基盤整備支援業務」における検討状況が、(公財)日本環境整備教育センターから「平成28年度民間の有する情報基盤と連携した浄化槽情報基盤整備支援業務」における検討状況がそれぞれ報告された。

第6章 本業務のまとめと今後の課題

6.1 本業務のまとめ

本業務の内容は、「昨年度業務対象自治体のフォローアップ」、「浄化槽の個人情報に関する情報収集」、「浄化槽台帳システムの導入促進に向けた普及啓発」、「ワーキンググループ」からなる。各項目の成果の概要を以下に示す。

(1) 昨年度業務対象自治体のフォローアップ

「平成 27 年度浄化槽情報基盤整備支援事業（その2）」の対象自治体である仙台市および宮崎県における昨年度業務の効果・支援後の進捗確認、本格導入に向けた課題抽出・解決案の提示および周辺自治体への横展開に関わる意見交換を行った。

(2) 浄化槽の個人情報に関する情報収集

浄化槽関連の個人情報について、以下の自治体等に対してヒアリングを行い、現在行われている個人情報の取扱いに関する情報を収集した。

- ① 個人情報保護審議会/審査会へ諮問した自治体
- ② 本人同意を取得して浄化槽情報を外部提供している自治体
- ③ プライバシーマークを取得した民間事業者
- ④ 個人データの共同利用を行っている自治体

また、浄化槽関連の個人情報の取扱いに関する疑問点を抽出・整理し、それらに関して個人情報の取扱いに関する専門家（一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC））に対するヒアリングを行った。

各種ヒアリング結果およびワーキンググループの検討結果を踏まえて、「浄化槽分野の個人情報の取扱いに関するガイドブック案」を作成した。

また、ガイドブックを活用した民間企業向け個人情報保護講習会の開催案を作成した。

(3) 浄化槽台帳システムの導入促進に向けた普及啓発

都道府県の市町村協議会が主催する研修会を活用し、浄化槽台帳システムの導入促進に向けた説明を大阪府、石川県および佐賀県の計 3 箇所で行った。

(4) ワーキンググループ

浄化槽の個人情報に関する取扱いや浄化槽台帳システム整備の公益性等の考え方を整理するため、ワーキンググループを 2 回行い、「浄化槽分野の個人情報取り扱いに関するガイドブック案」や「浄化槽台帳システム整備の公益性」等について検討を行った。

6.2 今後の課題

<浄化槽台帳システムの試行的導入後のフォローアップ>

仙台市、宮崎県ともに、本格運用には至っておらず、浄化槽台帳システムの導入効果を明らかにし、費用対効果を算出するための基礎情報等を得ることはできなかった。本格運用に至っていない原因は、個人情報の取扱いに関する課題を解決する必要があることや、本格運用を行うためのシステム仕様の確定に時間を要することが原因であり、費用対効果を算出するための基礎情報等を得るためには、すでに浄化槽台帳システムを導入し、運用している自治体等に対して調査を行う等の異なる手法を検討する必要がある。

<個人情報の取扱いについて>

改正個人情報保護法の全面施行に対応するため、浄化槽分野の個人情報の取扱いに関するガイドブックの作成を進める必要がある。ガイドブックを作成する上で今後取り組むべき課題は以下のとおりである。

- 各種規程や本人同意を得るための同意書の雛形を作成する。
- 浄化槽関連事業者間の個人データの授受に関して、より多くの情報を収集する。
- 小規模事業者が個人情報保護対応を図るため、最低限講ずべき安全管理措置について分かり易い取りまとめを行う。
- 地方公共団体における個人情報の取扱いについて、ガイドブックに掲載する情報を精査する。
- 講習会等での情報提供に向けてパワーポイント資料やパンフレットの作成を行う。

資料編

<別紙>

- 別紙 3 浄化槽分野の個人情報の取扱いに関するガイドブック案
- 別紙 4 浄化槽台帳システムの導入促進に向けた普及啓発資料
- 別紙 5 - 1 平成 28 年度浄化槽情報基盤整備フォローアップ業務ワーキンググループ
(第 1 回) 議事要旨
- 別紙 5 - 2 平成 28 年度浄化槽情報基盤整備フォローアップ業務ワーキンググループ
(第 2 回) 議事要旨
- 別紙 5 - 3 浄化槽台帳システム整備の公益性等の考え方

<第 1 回 WG 資料 (抜粋) >

- 資料 3 - 2 浄化槽分野の個人情報の取扱いに関する検討事項
- 資料 4 浄化槽台帳システム整備の公益性について
- 参考資料 1 改正個人情報保護法のポイント

浄化槽分野の個人情報の取扱いに関するガイドブック案

浄化槽分野の個人情報の取扱いに関するガイドブック案

目次

1. はじめに -----	1
2. 個人情報とは -----	2
3. 個人情報取扱事業者（民間事業者）における個人情報の取扱い -----	5
3-1 浄化槽工事業者における個人情報の取扱い -----	5
3-2 浄化槽保守点検業者における個人情報の取扱い -----	14
3-3 浄化槽清掃業者における個人情報の取扱い -----	23
3-4 指定検査機関における個人情報の取扱い -----	32
3-5 その他、全業種に共通する個人情報の取扱い -----	41
【参考】 講ずべき安全管理措置の内容 -----	47
4. 地方公共団体における個人情報の取扱い -----	52
4-1 地方公共団体における個人情報の取扱いに関する原則 -----	52
4-2 浄化槽分野における個人情報保護審議会/審査会の諮問事例 -----	53
4-3 本人の同意を得て第三者提供を実施している事例 -----	54

1. はじめに

個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）が平成 27 年 9 月に改正され、平成 29 年 5 月 30 日から全面施行されることとなった。法改正前は、取扱う個人情報が 5,000 人分以下の小規模取扱事業者については、個人情報保護法で規定されている義務・制限が適用されてこなかったが、この法改正により、取扱件数による適用除外の要件が撤廃されたことから、個人情報を取扱うすべての事業者が個人情報取扱事業者となり、個人情報保護法に規定されている義務・制限が適用されることとなった。個人情報取扱事業者は法の定める義務に違反し、この件に関し、個人情報保護委員会からの命令に違反した場合には刑事罰が課されることとなる。

また、法改正により、個人情報の定義の明確化や、個人情報の保護の強化等が図られることとなったことから、既に個人情報保護法の適用を受けている個人情報取扱事業者においても、改正前とは一部異なる対応が求められる。

浄化槽に関連する民間事業者（浄化槽工事業者、保守点検業者、清掃業者、指定検査機関等）においても、他分野と同様に個人情報を取扱っており、特に、消費者である浄化槽設置者/管理者の個人情報を適正に取扱うことは、浄化槽関連事業者および浄化槽そのものに対する社会的信頼性を確保する点で重要となる。

本ガイドブックでは、個人情報保護法の趣旨と浄化槽関連業界の特性を考慮し、浄化槽に関連する民間事業者が取扱う個人情報、特に浄化槽設置者/管理者の個人情報の具体的な取扱い方法や留意点を示す。また、各事業者においては、雇用管理に関する個人情報（職員の個人情報等）についても適正に管理する必要があるが、それらの取扱い方法等については、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）の取扱方法を参考にし、各事業者内での取扱方針・規律に沿って取扱うこととする。

なお、地方公共団体が取得する個人情報（提出された各種届出書類等に記載されている個人情報）については、それぞれの地方公共団体において定められた個人情報保護条例や情報セキュリティポリシー、関連するガイドラインに沿った運用が求められるため、本ガイドブックにおいては、地方公共団体における個人情報の取扱いの事例（外部の第三者に対する個人情報の提供に関する事例）を例示することにとどめる。

2. 個人情報とは

「個人情報」とは、生存する「個人に関する情報」であつて、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）」または「個人識別符号が含まれるもの」をいう。

個人識別符号とは、「個人情報の保護に関する法律施行令」で指定された文字、番号、記号その他符号であり、DNAの塩基配列や指紋、旅券番号やマイナンバー等が該当する。浄化槽の施工、維持管理において個人識別符号を取扱うことはないと考えられる。

個人情報保護法では、保護が必要な情報を、「個人情報」、「個人データ」、「保有個人データ」の3段階に分けており、それぞれに対して異なる義務・制限が課されている。

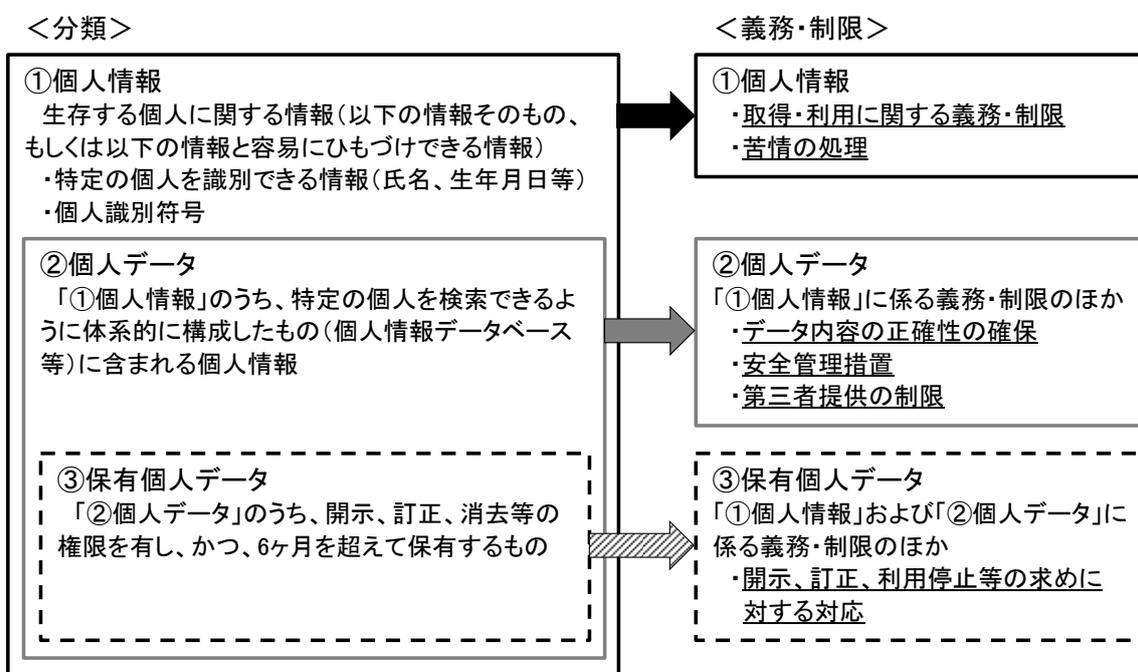


図2-1 個人情報、個人データ、保有個人データに対する義務・制限

浄化槽関連事業者が取扱う「個人情報」には、浄化槽設置者/管理者と交わす契約書や検査依頼書等に記載された事項といった、本人*から直接取得した情報のほか、維持管理結果等の間接的に取得した情報が含まれる(図2-2)。そのため、浄化槽設置者/管理者の氏名とひもづけできる情報はすべて浄化槽設置者/管理者の個人情報であり、これらには取得・利用に関する義務・制限が課されているほか、苦情処理の対象となる。

※本人：その情報によって識別される特定の個人を指し、例えば、契約書に氏名が記載された浄化槽管理者等を表す。

<個人情報>

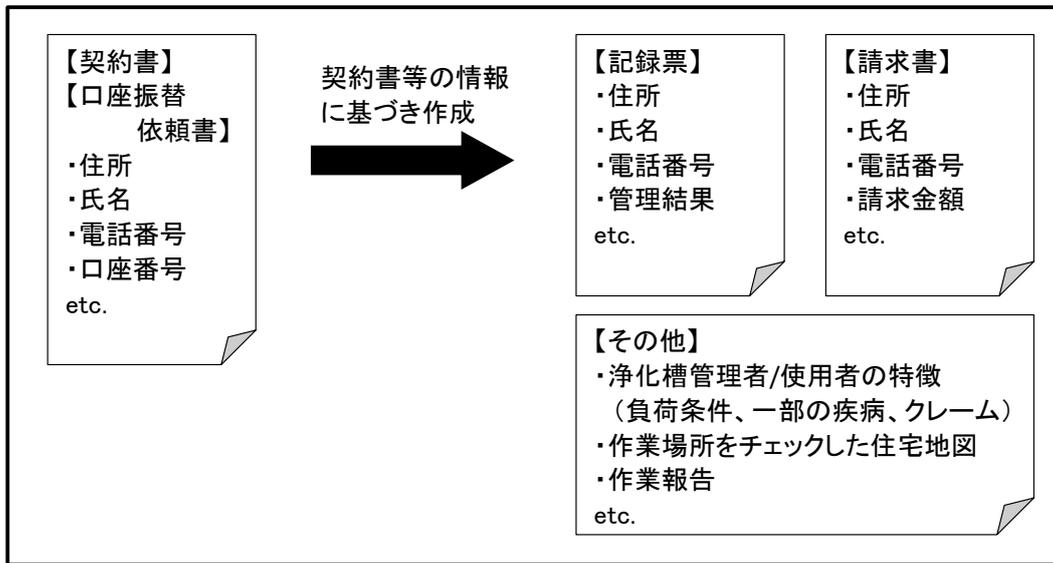


図 2-2 浄化槽関連事業者が取扱う個人情報

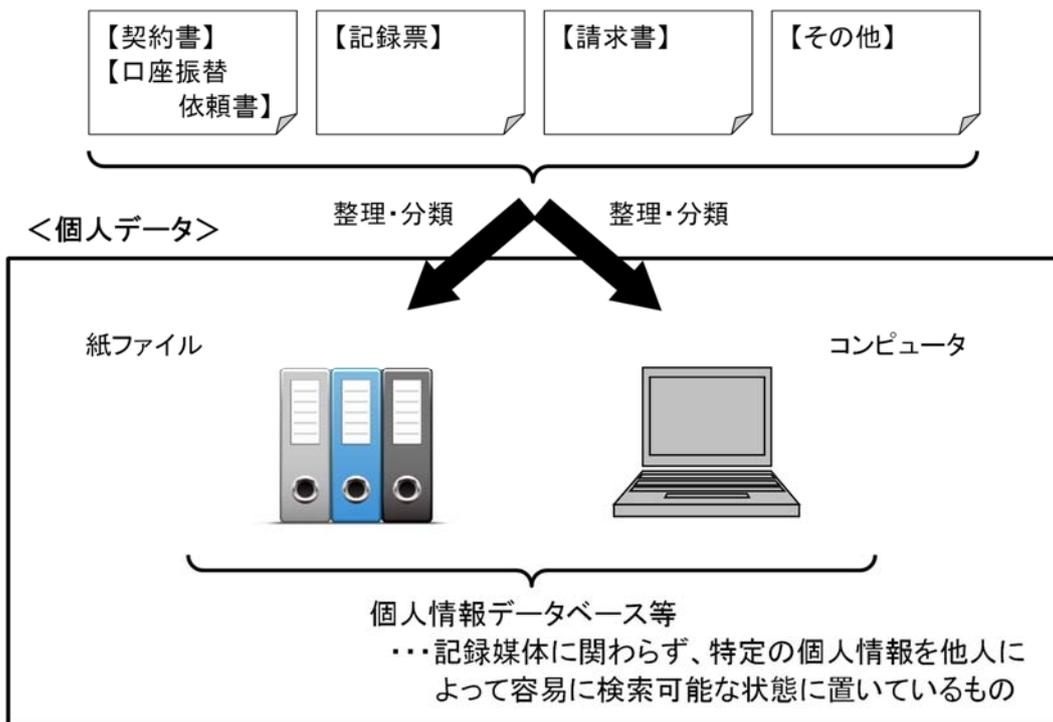


図 2-3 浄化槽関連事業者が取扱う個人データ

「個人データ」とは、取得した個人情報のうち、「個人情報データベース等」に含まれるものを指す（図 2-3）。個人情報データベース等とは、特定の個人情報を他人が容易に検索できるように整理・分類したもので、コンピュータを用いて管理されている情

報のみならず、五十音順や日付順等に整理し、検索しやすいように綴った紙媒体のファイル等も該当する。

「個人データ」は「個人情報」に課されている義務・制限のほか、データ内容の正確性の確保、安全管理措置、第三者提供の制限が課されている。

「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、本人またはその代理人から請求される開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止のすべてに応じることができる権限を有する「個人データ」をいう。ただし、6か月以内に消去することとなるものや、その個人データの存否が明らかになることにより、違法または不当な行為を助長したり誘発したりするおそれがあるもの（クレーマー情報等）は「保有個人データ」に含まれない。

浄化槽関連事業者が取扱う「保有個人データ」とは、6か月以内に消去する情報およびクレーマー情報を除いた「個人データ」であり、本人またはその代理人からの開示等の請求に対応する義務が課されている。

3. 個人情報取扱事業者（民間事業者）における浄化槽に係る個人情報の取扱い

個人情報を取扱う上での主なルールは以下の5点である。

- ① 個人情報を取得するときは、利用目的を決めて、それを本人に伝える。
- ② 取得した個人情報は、本人に伝えた利用目的以外のことに使わない。
- ③ 取得した個人情報は、漏えい等が起こらないよう安全に管理する。
- ④ 個人情報を本人以外の第三者に渡すときは、本人の同意を得る。
- ⑤ 本人からの個人情報の開示や訂正等の請求には応じる。

浄化槽に関連する民間事業者を業種ごとに分類し、それぞれの業種で個人情報を取扱う上での留意点を解説する。

3-1 浄化槽工事業者における個人情報の取扱い

(1) 個人情報を取得するときのルール

【利用目的の特定】

浄化槽工事業者が顧客に関する個人情報を取得するタイミングは、①工事に関する契約を交わすとき（直接取得）、②工事に関する計画・記録を作成するとき（間接的に取得）、③指定検査機関等から工事上の指摘を受けるとき（第三者から取得）が想定される。

上記の①および②によって個人情報を取得するときは、利用目的をできる限り特定することが必要となる（上記の③については、個人情報の提供元である指定検査機関等が利用目的の特定および通知または公表を行っているため、個人情報を受領する側の浄化槽工事業者が利用目的を特定し、通知または公表する必要はない。）。

浄化槽工事業者が取得する顧客に関する個人情報の利用目的の例を以下に示す。

<浄化槽工事業者が取得する個人情報の利用目的の例>

- 工事日程の連絡・調整
- 施工管理
- 工事代金の請求

例に示した利用目的の他、取得した個人情報の利用実態を考慮し、利用目的を特定する。

なお、本人に伝える利用目的は、「浄化槽の適正な施工のために利用する」といった内容でも問題はないが、本人からの問い合わせに対して具体的に回答することが求められるため、社内における個人情報の利用方法を整理しておく必要がある。

【利用目的の通知または公表】

次に、特定した利用目的を本人に伝える（本人に通知し、又は公表する）ことが必要となるが、その具体的な方法例を以下に示す。

<本人に通知する方法の例>

- 口頭（面談、電話等）
- 書面（手交、郵送、Eメール、FAX等）
- 使者

<公表の方法の例>

- 自社ホームページのトップページから1回程度の操作で到達できる場所への掲載
- 事業所の窓口等への書面の掲示・備付け
- パンフレット等への記載・配布

【利用目的の通知等をしなくてよい場合】

取得の状況からみて利用目的が明らかである場合には、利用目的の本人への通知また

は公表は行わなくてよいことになっている。例えば、取得した情報を施主との連絡調整や代金の請求のためだけに利用する場合は、「取得の状況からみて利用目的が明らかである場合」に該当するため、この場合は利用目的の通知または公表を行わなくても、個人情報保護法には抵触しない。

ただし、工事契約書等から得られた顧客情報を、自社で行っている他の事業（例えば、水回りのリフォーム等）の宣伝、営業のために利用するような場合は、それらの内容を盛り込んだ利用目的の通知または公表を行うことが必須となる。

【利用目的の変更】

特定した利用目的を変更することは可能であるが、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲の変更でなければならない。利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人への通知または公表を行うことになっているが、変更後の利用目的が、取得の状況からみて明らかである場合には、本人への通知または公表は行わなくてよい。

【個人情報取得する上での留意点】

個人情報を取得する際は、偽り等の不正の手段を用いることなく、適正に取得しなければならない。他の事業者から個人情報を取得することも可能であるが、その場合、提供元の事業者が第三者提供に関する本人同意等の必要な手続きを踏んでいることが前提となる。

個人情報保護法の改正により、「要配慮個人情報」が新たに定義され、その取扱いに関してルールが定められたが、浄化槽工事業者が要配慮個人情報を取得する可能性は低い。

（２）個人情報を利用する上でのルール

特定した利用目的の範囲内で利用することが原則である。特定した利用目的の範囲を超えて利用する場合は、その目的で個人情報を利用することについて、本人の同意を得る必要がある。

（３）個人情報を管理する上でのルール

個人情報取扱事業者は、個人データの管理において以下の事項を実施することが義務付けられている。

- データ内容の正確性の確保等

管理する個人データの正確性をできる限り維持すること、利用する必要がなくなった個人データを消去することについて、努力義務が課せられている。

- 安全管理措置（詳細は p.47～51 参照）

個人情報の含まれるデータが外部へ漏れること（盗用、紛失、流出）を防ぐため以下の措置を講じることが義務付けられている。安全管理措置の具体的な内容（例えば、最低限行っておかなければならない対策）について定めはないが、個人情報が漏れいした場合に、管理体制に不備があると責任が問われる可能性がある。

- ▶ 基本方針の策定
- ▶ 個人データの取扱いに係る規律の整備
- ▶ 組織的安全管理措置… 個人情報保護に関する社内の責任者を設置する、個人データの取扱状況のチェック、情報漏えい等の事故に備えた体制整備等の措置。
- ▶ 人的安全管理措置 … 従業員に対する内部規定等の周知、教育、訓練等の措置。
- ▶ 物理的安全管理措置… 事務所内で個人データを取扱うエリアを設定することや、個人データの記録された書類、機器類の施錠管理等の措置。
- ▶ 技術的安全管理措置… パソコン等のコンピュータ管理を行っている場合にウイルス対策を行う、情報システム管理を行っている場合にアクセス制御やシステム監視を行う等の措置。

- 従業員の監督

雇用関係にある従業員のみならず、役員、派遣職員等も含め、その事業者が行う業務に従事しているもの全員を対象とし、業務上知りえた個人データを第三者に知らせたり、不当に利用したりすることを禁ずる取り決めを行うことや、安全管理措置の内部規定が守られていることをチェックする等の監督を行う必要がある。

- 委託先の監督

個人データを取扱う業務を委託する場合は、委託先の安全管理措置についてあらかじめ確認した上で適切な委託先を選定し、委託契約の締結（個人データの取扱いに関する条項を盛り込む）、委託先における個人データの取扱状況の把握（定期的な監査等）を行う。

（４）個人情報を本人以外の第三者に渡すときのルール

自社で管理する個人データを外部の第三者に提供するときは、原則として本人の同意が必要となり、以下に示すような方法で本人の同意を得ることができる。

<本人の同意を得る方法の例>

- 本人からの同意する旨の口頭による意思表示
- 本人からの同意する旨の書面（電磁的記録を含む。）の受領
- 本人からの同意する旨のメールの受信

- 本人による同意する旨の確認欄へのチェック
- 本人による同意する旨のホームページ上のボタンのクリック
- 本人による同意する旨の音声入力、タッチパネルへのタッチ、ボタンやスイッチ等による入力

【本人の同意を得ることなく第三者に提供してよい場合】

以下の①～③に該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供してよい。

- ① 提供先が第三者とみなされない場合（委託、事業の承継、共同利用）
- ② 適用除外の規定に該当する場合（法令に基づく場合等）
- ③ オプトアウト

◆①に関する留意点

<委託>

浄化槽工事を行う場合、工事の一部を下請け業者に発注することがあり、その際、施主の個人情報（氏名、住所、電話番号、工事の内容等）を下請け業者に提供するが、これは個人データの第三者提供とはみなされない。ただし、(3)に示した「委託先の監督」を行わなければならない。

<事業の承継>

事業の承継とは、合併、分社化、事業譲渡等により、新会社あるいは譲渡先企業に事業が引き継がれることをいい、浄化槽関連分野で事業の承継に該当するケースはほぼないと考えられる。

<共同利用>

個人データの共同利用とは、取得した個人データを特定の事業者の間で共同して利用する行為である。共同利用を行うためには、以下に示す(ア)～(オ)の事項を、あらかじめ本人に通知するか、または本人が容易に知り得る状態に置いておく必要がある。また、共同利用する事業者の中に、安全管理措置が不十分な事業者が含まれていると、情報漏えい等の事故が発生した際の影響の範囲が共同利用する事業者全体に及ぶため、共同利用する事業者の安全管理措置のレベルを統一しておく（プライバシーマークの付与を受ける等）ことが望ましい。

(ア) 共同利用をする旨

(イ) 共同して利用される個人データの項目

(ウ) 共同して利用する者の範囲

(エ) 利用する者の利用目的

(オ) 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称

＜本人が容易に知り得る状態に置く＞

「本人が容易に知り得る」とは、事業所の窓口等への書面の掲示・備付けやホームページへの掲載その他の継続的方法により、本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が確実に認識できる適切かつ合理的な方法によらなければならない。

＜本人が容易に知り得る状態に該当する事例＞

- 本人が閲覧することが合理的に予測される個人情報取扱事業者のホームページにおいて、本人が分かりやすい場所（例：ホームページのトップページから1回程度の操作で到達できる場所等）に法に定められた事項を分かりやすく継続的に掲載する場合
- 本人が来訪することが合理的に予測される事務所の窓口等への掲示、備付け等が継続的に行われている場合
- 本人に頒布されている定期刊行物への定期的掲載を行っている場合
- 電子商取引において、商品を紹介するホームページにリンク先を継続的に表示する場合

◆②に関する留意点

以下に示す(ア)～(エ)のいずれかに該当する第三者提供においては、本人の同意を得る必要がない。

(ア) 法令に基づく場合

(イ) 人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(ウ) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(エ) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して環境省関係事業者が協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときに、個人データを第三者に提供する場合。

浄化槽工事関連の個人データの第三者提供において該当する可能性がある項目は、「(ア) 法令に基づく場合」である。浄化槽法第53条に基づき報告徴収の求めに応じて行政報告を行う場合がこれに当てはまるため、この場合は本人の同意を得る必要がない。また、地方公共団体が定める条例において、工事に関する記録等の提供や報告が規定されている場合も、第三者提供に先立ち本人の同意を得る必要はな

いが、要綱・要領に基づいて第三者提供を行う場合は、あらかじめ本人の同意を得る必要がある。

◆③に関する留意点

オプトアウトとは、本人の申し出があった際に、それを受けて、個人情報の利用や第三者への提供を停止することをいう。

オプトアウトによる個人データの第三者提供を行うためには、以下に示す（ア）～（オ）の事項を、本人に通知するか、もしくは本人が容易に知り得る状態に置く（p.10 参照）とともに、個人情報保護委員会に対して届け出を行う必要がある。

- （ア）第三者への提供を利用目的とすること。
- （イ）第三者に提供される個人データの項目
- （ウ）第三者への提供の方法
- （エ）本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること。
- （オ）本人の求めを受け付ける方法

また、これらの手続きを行った後、提供の停止を求めるためにある程度の期間を置いて第三者提供を開始することも必要となる。

なお、浄化槽工事業者が取得する可能性は低いですが、要配慮個人情報はオプトアウトにより第三者に提供することが禁止されている。

【第三者提供時の記録の作成・保存】

◆記録義務の適用対象

事業者には過度な負担とならないようにとの配慮から、すべての個人データの提供に際して記録を作成する義務が課されているわけではなく、（４）に示した【本人の同意を得ることなく第三者に提供してよい場合】の①および②（委託、事業の承継、共同利用に伴う提供、法令に基づく提供等：p.9 参照）については、記録を作成する必要はない。また、提供先が国の機関、地方公共団体、独立行政法人および地方独立行政法人である場合も、記録を作成する必要はない。さらに、本人による提供や本人に代わって提供する場合にも記録義務は適用されないが、これらは実質的に本人同意があることを前提としており、オプトアウトによる第三者提供においては、記録作成が必要となる。また、契約時に本人同意を取得した場合は、同意を取得したことについて記録を作成しておく必要がある。

浄化槽工事業者における個人データの第三者提供として、図 3-1-1 に示した工事状況に関する情報提供が想定される。この場合、法定検査を受検した浄化槽管理者（本人）に代わって個人データを提供する行為とみなせるため、記録の作成義務は適用されないが、浄化槽工事業者は第三者提供することについて本人の同意を得る必要がある。なお、個人データの中から、個人 1 人のみの情報を単体で提供する場合は、提供の記録を作成

する必要はなく、浄化槽関連事業者間での第三者提供はこの方法に該当することが多いと考えられるが、一般的に、問題が発生した場合に追跡できるよう、このような提供であっても記録を作成している事業者が多い。

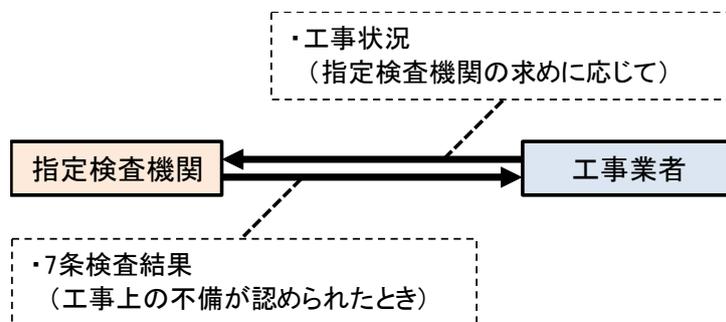


図 3-1-1 浄化槽工事業者における個人データの第三者提供の例

◆記録を作成する方法

記録は文書、電磁的記録またはマイクロフィルムを用いて、個人データの授受の都度、速やかに作成することとなっている。記録しなければならない事項は、「オプトアウトによる第三者提供の場合」と、「本人の同意による第三者提供の場合」で異なり、それぞれ以下のとおりとなる。記録の保存期間は3年と定められている（契約書等の代替手段による方法で記録を作成した場合は1年）。

<オプトアウトによる第三者提供>

提供年月日、第三者の氏名等、本人の氏名等、個人データの項目

<本人同意による第三者提供>

第三者の氏名等、本人の氏名等、個人データの項目、本人の同意

(2) 個人情報を本人以外の第三者から受領するときのルール

本人以外の第三者から個人データの提供を受ける際は、以下の事項について確認する必要がある。

- 提供元の氏名等… 提供元が法人の場合は、法人の名称、住所および代表者の氏名
- 取得の経緯 … 提供元の事業者が、その個人データを誰からどのようにして取得したか

さらに、個人データを第三者に提供する場合と同様、受領に際しても記録を作成することとなっている。記録しなければならない事項は、「オプトアウトによる第三者提供の場合」、「本人の同意による第三者提供の場合」、「私人などからの第三者提供の場合」で異なり、それぞれ以下のとおりとなる。記録の保存期間は3年と定められている（契約書等の代替手段による方法で記録を作成した場合は1年）。

<オプトアウトによる第三者提供>

提供を受けた年月日、第三者の氏名等、取得の経緯、本人の氏名等、個人データの項目、個人情報保護委員会による公表

<本人同意による第三者提供>

第三者の氏名等、取得の経緯、本人の氏名等、個人データの項目、本人の同意

<私人などからの第三者提供>

第三者の氏名等、取得の経緯、本人の氏名等、個人データの項目

3-2 浄化槽保守点検業者における個人情報の取扱い

(1) 個人情報を取得するときのルール

【利用目的の特定】

浄化槽保守点検業者が顧客に関する個人情報を取得するタイミングは、①保守点検に関する契約を交わすとき（直接取得）、②保守点検に関する予定・記録を作成するとき（間接的に取得）、③指定検査機関等から保守点検作業に関する指摘を受けるとき（第三者から取得）が想定される。

上記の①および②によって個人情報を取得するときは、利用目的をできる限り特定することが必要となる（上記の③については、個人情報の提供元である指定検査機関等が利用目的の特定および通知または公表を行っているため、個人情報を受領する側の浄化槽保守点検業者が利用目的を特定し、通知または公表する必要はない。）。

浄化槽保守点検業者が取得する顧客に関する個人情報の利用目的の例を以下に示す。

＜浄化槽保守点検業者が取得する個人情報の利用目的の例＞

- 保守点検実施日時の連絡・調整
- 保守点検結果の通知（記録票の発送）
- 関係事業者（清掃業者、指定検査機関）への保守点検状況の連絡
- 地方公共団体への保守点検状況の報告（条例、要綱等で定められている場合）
- 保守点検料金の請求

例に示した利用目的の他、取得した個人情報の利用実態を考慮し、利用目的を特定する。

なお、本人に伝える利用目的は、「浄化槽の適正な維持管理のために利用する」といった内容でも問題はないが、本人からの問い合わせに対して具体的に回答することが求められるため、社内における個人情報の利用方法を整理しておく必要がある。

【利用目的の通知または公表】

次に、特定した利用目的を本人に伝える（本人に通知し、又は公表する）ことが必要となるが、その具体的な方法例を以下に示す。

＜本人に通知する方法の例＞

- 口頭（面談、電話等）
- 書面（手交、郵送、Eメール、FAX等）
- 使者

＜公表の方法の例＞

- 自社ホームページのトップページから1回程度の操作で到達できる場所への掲載
- 事業所の窓口等への書面の掲示・備付け
- パンフレット等への記載・配布

【利用目的の通知等をしなくてよい場合】

取得の状況からみて利用目的が明らかである場合には、利用目的の本人への通知または公表は行わなくてよいことになっている。例えば、取得した情報を浄化槽管理者との連絡調整や記録票の発送、保守点検料金の請求のためだけに利用する場合は、「取得の状況からみて利用目的が明らかである場合」に該当するため、この場合は利用目的の通知または公表を行わなくても、個人情報保護法には抵触しないが、保守点検業務の実態を考慮すると、「関係事業者（清掃業者、指定検査機関）への保守点検状況の連絡」を行う可能性が高く、これが浄化槽管理者から「取得の状況からみて明らかな利用目的」と判断されない可能性があるため、利用目的を本人に通知するか公表しておくことが望ましい。

保守点検契約書等から得られた顧客情報を、自社で行っている他の事業の宣伝、営業のために利用するような場合は、それらの内容を盛り込んだ利用目的の通知または公表を行うことが必須となる。

【利用目的の変更】

特定した利用目的を変更することは可能であるが、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲の変更でなければならない。利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人への通知または公表を行うことになっているが、変更後の利用目的が、取得の状況からみて明らかである場合には、本人への通知または公表は行わなくてよい。

【個人情報を取得する上での留意点】

個人情報を取得する際は、偽り等の不正の手段を用いることなく、適正に取得しなければならない。他の事業者から個人情報を取得することも可能であるが、その場合、提供元の事業者が第三者提供に関する本人同意等の必要な手続きを踏んでいることが前提となる。

個人情報保護法の改正により、「要配慮個人情報」が新たに定義された。浄化槽保守点検業者が取得する可能性のある個人情報の一部は要配慮個人情報に該当するため、その取扱いには注意が必要である。

【浄化槽の維持管理に関連する要配慮個人情報】

要配慮個人情報とは、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、政令で定める記述等が含まれる個人情報」と定義されている。

浄化槽の維持管理において取得する可能性のある要配慮個人情報は、一部の疾病に関

する情報が想定される。

浄化槽使用者に糖尿病や摂食障害を患っている人が含まれる場合、その排泄物や嘔吐物により有機物負荷が過大となり、浄化槽が所期の性能を発揮できなくなる可能性が高い。そのため、浄化槽の維持管理において、過負荷が疑われる場合に浄化槽使用者の病歴を確認することがあるが、この情報の取得においては注意が必要である。

糖尿病、摂食障害の病歴に関する情報を浄化槽の維持管理業務において取得する場合、その情報は要配慮個人情報に該当する。浄化槽管理者の家族に関する要配慮個人情報も、浄化槽管理者本人の要配慮個人情報として取扱うことが妥当であり、後述のとおり、取得に際して本人同意を取得する必要がある。

また、浄化槽の維持管理においては、降圧剤や抗生物質の服用情報を取得する可能性があるものの、これらの服薬情報は病歴を推知させる情報にすぎないため、要配慮個人情報に該当しないと考えられる。

【要配慮個人情報の取得に関する留意点】

要配慮個人情報の取得に際しては、あらかじめ本人の同意を得ることが必要である。要配慮個人情報を書面または口頭により本人から直接取得する場合は、本人がその情報を提供したことをもって、取得に関する本人の同意があったものとみなすことができる。しかし、浄化槽の維持管理に関連する要配慮個人情報として想定されている糖尿病や摂食障害を患っている当事者以外（その家族等）から情報を取得する機会が多いと考えられ、当事者が同意しないまま情報を取得してしまう可能性があるため、要配慮個人情報の取得に際しては当事者（糖尿病、摂食障害を患っている人）の同意を書面で取得することが望ましい。

また、保守点検契約時に、浄化槽使用者に関する糖尿病等の情報が維持管理上必要となり、業務に際して聞き取ることがある旨を通知しておくことが望ましい。

<本人の同意を得る方法の例>

- 本人からの同意する旨の口頭による意思表示
- 本人からの同意する旨の書面（電磁的記録を含む。）の受領
- 本人からの同意する旨のメールの受信
- 本人による同意する旨の確認欄へのチェック
- 本人による同意する旨のホームページ上のボタンのクリック
- 本人による同意する旨の音声入力、タッチパネルへのタッチ、ボタンやスイッチ等による入力

（２）個人情報を利用する上でのルール

特定した利用目的の範囲内で利用することが原則である。特定した利用目的の範囲を超えて利用する場合は、その目的で個人情報を利用することについて、本人の同意を得

る必要がある。

(3) 個人情報を管理する上でのルール

個人情報取扱事業者は、個人データの管理において以下の事項を実施することが義務付けられている。

- データ内容の正確性の確保等
管理する個人データの正確性をできる限り維持すること、利用する必要がなくなった個人データを消去することについて、努力義務が課せられている。
- 安全管理措置（詳細は p.47～51 参照）
個人情報の含まれるデータが外部へ漏れること（盗用、紛失、流出）を防ぐため以下の措置を講じることが義務付けられている。安全管理措置の具体的な内容（例えば、最低限行っておかなければならない対策）について定めはないが、個人情報が漏れいした場合に、管理体制に不備があると責任が問われる可能性がある。
 - 基本方針の策定
 - 個人データの取扱いに係る規律の整備
 - 組織的安全管理措置… 個人情報保護に関する社内の責任者を設置する、個人データの取扱状況のチェック、情報漏えい等の事故に備えた体制整備等の措置。
 - 人的安全管理措置 … 従業員に対する内部規定等の周知、教育、訓練等の措置。
 - 物理的安全管理措置… 事務所内で個人データを取扱うエリアを設定することや、個人データの記録された書類、機器類の施錠管理等の措置。
 - 技術的安全管理措置… パソコン等のコンピュータ管理を行っている場合にウイルス対策を行う、情報システム管理を行っている場合にアクセス制御やシステム監視を行う等の措置。
- 従業員の監督
雇用関係にある従業員のみならず、役員、派遣職員等も含め、その事業者が行う業務に従事しているもの全員を対象とし、業務上知りえた個人データを第三者に知らせたり、不当に利用したりすることを禁ずる取り決めを行うことや、安全管理措置の内部規定が守られていることをチェックする等の監督を行う必要がある。
- 委託先の監督
個人データを取扱う業務を委託する場合は、委託先の安全管理措置についてあらかじめ確認した上で適切な委託先を選定し、委託契約の締結（個人データの取扱い

に関する条項を盛り込む)、委託先における個人データの取扱状況の把握(定期的な監査等)を行う。

(4) 個人情報をも本人以外の第三者に渡すときのルール

自社で管理する個人データを外部の第三者に提供するときは、原則として本人の同意が必要となる(本人同意を得る方法は p.16 参照)。

【本人の同意を得ることなく第三者に提供してよい場合】

以下の①～③に該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供してよい。

- ① 提供先が第三者とみなされない場合(委託、事業の承継、共同利用)
- ② 適用除外の規定に該当する場合(法令に基づく場合等)
- ③ オプトアウト

◆①に関する留意点

<委託>

浄化槽の保守点検業務に関連する個人データを、業務の委託に伴い他社に提供する可能性は低いが、法定検査(11条検査)の手法として指定採水員制度(検査補助員制度)を採用している場合、採水(検査補助)業務は法定検査の一部を委託しているものとみなすことができ、その場合、浄化槽保守点検業者は業務の受託者として法定検査の実施に必要な個人データを受領し、結果を提供することとなる。

図 3-2-1 に示す法定検査の流れのうち、指定採水員(検査補助員)の属する保守点検業者が受託する業務の範囲は、「①連絡調整」および「②現場での検査実施」であり、これらの業務を行うために必要な個人データ(浄化槽管理者の氏名、住所や水質測定結果等)の提供・受領は業務の委託に伴う提供・受領とみなすことができる。委託者側である指定検査機関が、「委託先の監督」を行うこととなっており、受託者側の保守点検業者は、指定検査機関の要求する個人データの安全管理措置

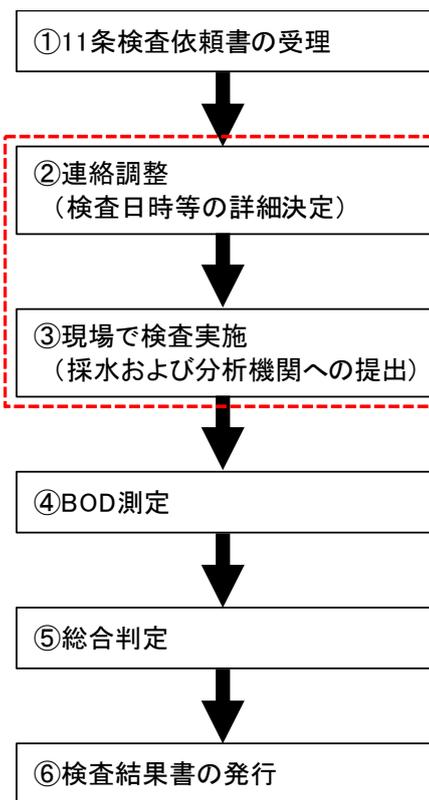


図 3-2-1 法定検査の流れ
(通常検査)

を講じる必要がある。

<事業の承継>

事業の承継とは、合併、分社化、事業譲渡等により、新会社あるいは譲渡先企業に事業が引き継がれることをいい、浄化槽関連分野で事業の承継に該当するケースはほぼないと考えられる。

契約している浄化槽保守点検業者が変更された際には、業務が他の事業者を引き継がれることになるが、事業の承継は企業の合併や倒産に伴う事業の引き継ぎを想定しているため、契約保守点検業者の変更は事業の承継に該当しない。

<共同利用>

個人データの共同利用とは、取得した個人データを特定の事業者の間で共同して利用する行為である。共同利用を行うためには、以下に示す（ア）～（オ）の事項を、あらかじめ本人に通知するか、または本人が容易に知り得る状態に置いておく必要がある。また、共同利用する事業者の中に、安全管理措置が不十分な事業者が含まれていると、情報漏えい等の事故が発生した際の影響の範囲が共同利用する事業者全体に及ぶため、共同利用する事業者の安全管理措置のレベルを統一しておく（プライバシーマークの付与を受ける等）ことが望ましい。

（ア）共同利用をする旨

（イ）共同して利用される個人データの項目

（ウ）共同して利用する者の範囲

（エ）利用する者の利用目的

（オ）当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称

<本人が容易に知り得る状態に置く>

「本人が容易に知り得る」とは、事業所の窓口等への書面の掲示・備付けやホームページへの掲載その他の継続的方法により、本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が確実に認識できる適切かつ合理的な方法によらなければならない。

<本人が容易に知り得る状態に該当する事例>

- 本人が閲覧することが合理的に予測される個人情報取扱事業者のホームページにおいて、本人が分かりやすい場所（例：ホームページのトップページから1回程度の操作で到達できる場所等）に法に定められた事項を分かりやすく継続的に掲載する場合
- 本人が来訪することが合理的に予測される事務所の窓口等への掲示、備付け等が継続的に行われている場合

- 本人に頒布されている定期刊行物への定期的掲載を行っている場合
- 電子商取引において、商品を紹介するホームページにリンク先を継続的に表示する場合

◆②に関する留意点

以下に示す(ア)～(エ)のいずれかに該当する第三者提供においては、本人の同意を得る必要がない。

(ア) 法令に基づく場合

(イ) 人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(ウ) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(エ) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して環境省関係事業者が協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときに、個人データを第三者に提供する場合。

浄化槽保守点検関連の個人データの第三者提供において該当する可能性がある項目は、「(ア) 法令に基づく場合」である。浄化槽法第 53 条に基づき報告徴収の求めに応じて行政報告を行う場合がこれに当てはまるため、この場合は本人の同意を得る必要がない。また、地方公共団体が定める条例において、保守点検記録等の提供や報告が規定されている場合も、第三者提供に先立ち本人の同意を得る必要はないが、要綱・要領に基づいて第三者提供を行う場合は、あらかじめ本人の同意を得る必要がある。

◆③に関する留意点

オプトアウトとは、本人の申し出があった際に、それを受けて、個人情報の利用や第三者への提供を停止することをいう。

オプトアウトによる個人データの第三者提供を行うためには、以下に示す(ア)～(オ)の事項を、本人に通知するか、もしくは本人が容易に知り得る状態に置く(p.19 参照)とともに、個人情報保護委員会に対して届け出を行う必要がある。

(ア) 第三者への提供を利用目的とすること。

(イ) 第三者に提供される個人データの項目

(ウ) 第三者への提供の方法

(エ) 本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること。

(オ) 本人の求めを受け付ける方法
また、これらの手続きを行った後、提供の停止を求めためにある程度の期間において第三者提供を開始することも必要となる。
なお、要配慮個人情報（p.15～16 参照）はオプトアウトにより第三者に提供することが禁止されている。

【第三者提供時の記録の作成・保存】

◆記録義務の適用対象

事業者には過度な負担とならないようにとの配慮から、すべての個人データの提供に際して記録を作成する義務が課されているわけではなく、(4) に示した【本人の同意を得ることなく第三者に提供してよい場合】の①および②（委託、事業の承継、共同利用に伴う提供、法令に基づく提供等：p.18 参照）については、記録を作成する必要はない。また、提供先が国の機関、地方公共団体、独立行政法人および地方独立行政法人である場合も、記録を作成する必要はない。さらに、本人による提供や本人に代わって提供する場合にも記録義務は適用されないが、これらは実質的に本人同意があることを前提としており、オプトアウトによる第三者提供においては、記録の作成が必要となる。また、契約時に本人同意を取得した場合は、同意を取得したことについて記録を作成しておく必要がある。

浄化槽保守点検業者における個人データの第三者提供として、図 3-2-2 に示した保守点検実施状況に関する情報提供が想定される。この場合、浄化槽管理者（本人）に代わって個人データを提供する行為とみなせるため、記録の作成義務は適用されないが、浄

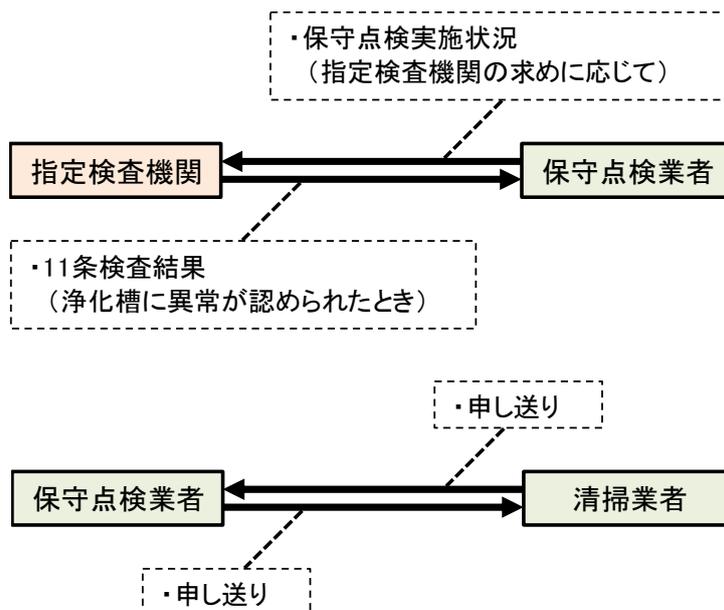


図 3-2-2 浄化槽保守点検業者における個人データの第三者提供の例

化槽保守点検業者は第三者提供することについて本人の同意を得る必要がある。なお、個人データの中から、個人1人のみの情報を単体で提供する場合は、提供の記録を作成する必要はなく、浄化槽関連事業者間での第三者提供はこの方法に該当することが多いと考えられるが、一般的に、問題が発生した場合に追跡できるよう、このような提供であっても記録を作成している事業者が多い。

◆記録を作成する方法

記録は文書、電磁的記録またはマイクロフィルムを用いて、個人データの授受の都度、速やかに作成することとなっている。記録しなければならない事項は、「オプトアウトによる第三者提供の場合」と、「本人の同意による第三者提供の場合」で異なり、それぞれ以下のとおりとなる。記録の保存期間は3年と定められている（契約書等の代替手段による方法で記録を作成した場合は1年）。

<オプトアウトによる第三者提供>

提供年月日、第三者の氏名等、本人の氏名等、個人データの項目

<本人同意による第三者提供>

第三者の氏名等、本人の氏名等、個人データの項目、本人の同意

(2) 個人情報をも本人以外の第三者から受領するときのルール

本人以外の第三者から個人データの提供を受ける際は、以下の事項について確認する必要がある。

- 提供元の氏名等… 提供元が法人の場合は、法人の名称、住所および代表者の氏名
- 取得の経緯 … 提供元の事業者が、その個人データを誰からどのようにして取得したか

さらに、個人データを第三者に提供する場合と同様、受領に際しても記録を作成することとなっている。記録しなければならない事項は、「オプトアウトによる第三者提供の場合」、「本人の同意による第三者提供の場合」、「私人などからの第三者提供の場合」で異なり、それぞれ以下のとおりとなる。記録の保存期間は3年と定められている（契約書等の代替手段による方法で記録を作成した場合は1年）。

<オプトアウトによる第三者提供>

提供を受けた年月日、第三者の氏名等、取得の経緯、本人の氏名等、個人データの項目、個人情報保護委員会による公表

<本人同意による第三者提供>

第三者の氏名等、取得の経緯、本人の氏名等、個人データの項目、本人の同意

<私人などからの第三者提供>

第三者の氏名等、取得の経緯、本人の氏名等、個人データの項目

3-3 浄化槽清掃業者における個人情報の取扱い

(1) 個人情報を取得するときのルール

【利用目的の特定】

浄化槽清掃業者が顧客に関する個人情報を取得するタイミングは、①清掃に関する契約を交わすとき（直接取得）、②清掃に関する予定・記録を作成するとき（間接的に取得）、③指定検査機関等から清掃作業に関する指摘を受けるとき（第三者から取得）が想定される。

上記の①および②によって個人情報を取得するときは、利用目的をできる限り特定することが必要となる（上記の③については、個人情報の提供元である指定検査機関等が利用目的の特定および通知または公表を行っているため、個人情報を受領する側の浄化槽保守点検業者が利用目的を特定し、通知または公表する必要はない。）。

浄化槽清掃業者が取得する顧客に関する個人情報の利用目的の例を以下に示す。

＜浄化槽清掃業者が取得する個人情報の利用目的の例＞

- 清掃実施日時の連絡・調整
- 清掃結果の通知（記録票の発送）
- 関係事業者（保守点検業者、指定検査機関）への清掃状況の連絡
- 地方公共団体への清掃状況の報告（条例、要綱等で定められている場合）
- 清掃料金の請求

例に示した利用目的の他、取得した個人情報の利用実態を考慮し、利用目的を特定する。

なお、本人に伝える利用目的は、「浄化槽の適正な維持管理のために利用する」といった内容でも問題はないが、本人からの問い合わせに対して具体的に回答することが求められるため、社内における個人情報の利用方法を整理しておく必要がある。

【利用目的の通知または公表】

次に、特定した利用目的を本人に伝える（本人に通知し、又は公表する）ことが必要となるが、その具体的な方法例を以下に示す。

＜本人に通知する方法の例＞

- 口頭（面談、電話等）
- 書面（手交、郵送、Eメール、FAX等）
- 使者

＜公表の方法の例＞

- 自社ホームページのトップページから1回程度の操作で到達できる場所への掲載
- 事業所の窓口等への書面の掲示・備付け
- パンフレット等への記載・配布

【利用目的の通知等をしなくてよい場合】

取得の状況からみて利用目的が明らかである場合には、利用目的の本人への通知または公表は行わなくてよいことになっている。例えば、取得した情報を浄化槽管理者との連絡調整や記録票の発送、清掃料金の請求のためだけに利用する場合は、「取得の状況からみて利用目的が明らかである場合」に該当するため、この場合は利用目的の通知または公表を行わなくても、個人情報保護法には抵触しないが、清掃業務の実態を考慮すると、「関係事業者（保守点検業者、指定検査機関）への清掃状況の連絡」を行う可能性が高く、これが浄化槽管理者から「取得の状況からみて明らかな利用目的」と判断されない可能性があるため、利用目的を本人に通知するか公表しておくことが望ましい。

清掃契約書等から得られた顧客情報を、自社で行っている他の事業の宣伝、営業のために利用するような場合は、それらの内容を盛り込んだ利用目的の通知または公表を行うことが必須となる。

【利用目的の変更】

特定した利用目的を変更することは可能であるが、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲の変更でなければならない。利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人への通知または公表を行うことになっているが、変更後の利用目的が、取得の状況からみて明らかである場合には、本人への通知または公表は行わなくてよい。

【個人情報を取得する上での留意点】

個人情報を取得する際は、偽り等の不正の手段を用いることなく、適正に取得しなければならない。他の事業者から個人情報を取得することも可能であるが、その場合、提供元の事業者が第三者提供に関する本人同意等の必要な手続きを踏んでいることが前提となる。

個人情報保護法の改正により、「要配慮個人情報」が新たに定義された。浄化槽清掃業者が取得する可能性のある個人情報の一部は要配慮個人情報に該当するため、その取扱いには注意が必要である。

【浄化槽の維持管理に関連する要配慮個人情報】

要配慮個人情報とは、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、政令で定める記述等が含まれる個人情報」と定義されている。

浄化槽の維持管理において取得する可能性のある要配慮個人情報は、一部の疾病に関する情報が想定される。

浄化槽使用者に糖尿病や摂食障害を患っている人が含まれる場合、その排泄物や嘔吐物により有機物負荷が過大となり、浄化槽が所期の性能を発揮できなくなる可能性が高い。そのため、浄化槽の維持管理において、過負荷が疑われる場合に浄化槽使用者の病歴を確認することがあるが、この情報の取得においては注意が必要である。

糖尿病、摂食障害の病歴に関する情報を浄化槽の維持管理業務において取得する場合、その情報は要配慮個人情報に該当する。浄化槽管理者の家族に関する要配慮個人情報も、浄化槽管理者本人の要配慮個人情報として取扱うことが妥当であり、後述のとおり、取得に際して本人同意を取得する必要がある。

また、浄化槽の維持管理においては、降圧剤や抗生物質の服用情報を取得する可能性があるものの、これらの服薬情報は病歴を推知させる情報にすぎないため、要配慮個人情報に該当しないと考えられる。

【要配慮個人情報の取得に関する留意点】

要配慮個人情報の取得に際しては、あらかじめ本人の同意を得ることが必要である。要配慮個人情報を書面または口頭により本人から直接取得する場合は、本人がその情報を提供したことをもって、取得に関する本人の同意があったものとみなすことができる。しかし、浄化槽の維持管理に関連する要配慮個人情報として想定されている糖尿病や摂食障害を患っている当事者以外（その家族等）から情報を取得するケースが多いと考えられ、当事者が同意しないまま情報を取得してしまう可能性があるため、要配慮個人情報の取得に際しては当事者（糖尿病、摂食障害を患っている人）の同意を書面で取得することが望ましい。

また、清掃契約時に、浄化槽使用者に関する糖尿病等の情報が維持管理上必要となり、業務に際して聞き取ることがある旨を通知しておくことが望ましい。

<本人の同意を得る方法の例>

- 本人からの同意する旨の口頭による意思表示
- 本人からの同意する旨の書面（電磁的記録を含む。）の受領
- 本人からの同意する旨のメールの受信
- 本人による同意する旨の確認欄へのチェック
- 本人による同意する旨のホームページ上のボタンのクリック
- 本人による同意する旨の音声入力、タッチパネルへのタッチ、ボタンやスイッチ等による入力

（２）個人情報を利用する上でのルール

特定した利用目的の範囲内で利用することが原則である。特定した利用目的の範囲を超えて利用する場合は、その目的で個人情報を利用することについて、本人の同意を得る必要がある。

(3) 個人情報を管理する上でのルール

個人情報取扱事業者は、個人データの管理において以下の事項を実施することが義務付けられている。

- データ内容の正確性の確保等
管理する個人データの正確性をできる限り維持すること、利用する必要がなくなった個人データを消去することについて、努力義務が課せられている。
- 安全管理措置（詳細は p.47～51 参照）
個人情報の含まれるデータが外部へ漏れること（盗用、紛失、流出）を防ぐため以下の措置を講じることが義務付けられている。安全管理措置の具体的な内容（例えば、最低限行っておかなければならない対策）について定めはないが、個人情報が漏れいした場合に、管理体制に不備があると責任が問われる可能性がある。
 - 基本方針の策定
 - 個人データの取扱いに係る規律の整備
 - 組織的安全管理措置… 個人情報保護に関する社内の責任者を設置する、個人データの取扱状況のチェック、情報漏えい等の事故に備えた体制整備等の措置。
 - 人的安全管理措置 … 従業員に対する内部規定等の周知、教育、訓練等の措置。
 - 物理的安全管理措置… 事務所内で個人データを取扱うエリアを設定することや、個人データの記録された書類、機器類の施錠管理等の措置。
 - 技術的安全管理措置… パソコン等のコンピュータ管理を行っている場合にウイルス対策を行う、情報システム管理を行っている場合にアクセス制御やシステム監視を行う等の措置。
- 従業員の監督
雇用関係にある従業員のみならず、役員、派遣職員等も含め、その事業者が行う業務に従事しているもの全員を対象とし、業務上知りえた個人データを第三者に知らせたり、不当に利用したりすることを禁ずる取り決めを行うことや、安全管理措置の内部規定が守られていることをチェックする等の監督を行う必要がある。
- 委託先の監督
個人データを取扱う業務を委託する場合は、委託先の安全管理措置についてあらかじめ確認した上で適切な委託先を選定し、委託契約の締結（個人データの取扱いに関する条項を盛り込む）、委託先における個人データの取扱状況の把握（定期的な監査等）を行う。

(4) 個人情報をも本人以外の第三者に渡すときのルール

自社で管理する個人データを外部の第三者に提供するときは、原則として本人の同意が必要となる（本人同意を得る方法は p.25 参照）。

【本人の同意を得ることなく第三者に提供してよい場合】

以下の①～③に該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供してよい。

- ① 提供先が第三者とみなされない場合（委託、事業の承継、共同利用）
- ② 適用除外の規定に該当する場合（法令に基づく場合等）
- ③ オプトアウト

◆①に関する留意点

<委託>

浄化槽の清掃業務に関連する個人データを、業務の委託に伴い他社に提供する可能性は低い。

<事業の承継>

事業の承継とは、合併、分社化、事業譲渡等により、新会社あるいは譲渡先企業に事業が引き継がれることをいい、浄化槽関連分野で事業の承継に該当するケースはほぼないと考えられる。

契約している浄化槽清掃業者が変更された際には、業務が他の事業者引き継がれることになるが、事業の承継は企業の合併や倒産に伴う事業の引き継ぎを想定しているため、契約清掃業者の変更は事業の承継に該当しない。

<共同利用>

個人データの共同利用とは、取得した個人データを特定の事業者の間で共同して利用する行為である。共同利用を行うためには、以下に示す（ア）～（オ）の事項を、あらかじめ本人に通知するか、または本人が容易に知り得る状態に置いておく必要がある。また、共同利用する事業者の中に、安全管理措置が不十分な事業者が含まれていると、情報漏えい等の事故が発生した際の影響の範囲が共同利用する事業者全体に及ぶため、共同利用する事業者の安全管理措置のレベルを統一しておく（プライバシーマークの付与を受ける等）ことが望ましい。

（ア）共同利用をする旨

（イ）共同して利用される個人データの項目

（ウ）共同して利用する者の範囲

（エ）利用する者の利用目的

（オ）当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称

＜本人が容易に知り得る状態に置く＞

「本人が容易に知り得る」とは、事業所の窓口等への書面の掲示・備付けやホームページへの掲載その他の継続的方法により、本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が確実に認識できる適切かつ合理的な方法によらなければならない。

＜本人が容易に知り得る状態に該当する事例＞

- 本人が閲覧することが合理的に予測される個人情報取扱事業者のホームページにおいて、本人が分かりやすい場所（例：ホームページのトップページから1回程度の操作で到達できる場所等）に法に定められた事項を分かりやすく継続的に掲載する場合
- 本人が来訪することが合理的に予測される事務所の窓口等への掲示、備付け等が継続的に行われている場合
- 本人に頒布されている定期刊行物への定期的掲載を行っている場合
- 電子商取引において、商品を紹介するホームページにリンク先を継続的に表示する場合

◆②に関する留意点

以下に示す(ア)～(エ)のいずれかに該当する第三者提供においては、本人の同意を得る必要がない。

(ア) 法令に基づく場合

(イ) 人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(ウ) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(エ) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して環境省関係事業者が協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときに、個人データを第三者に提供する場合。

浄化槽保守点検関連の個人データの第三者提供において該当する可能性がある項目は、「(ア) 法令に基づく場合」である。浄化槽法第53条に基づき報告徴収の求めに応じて行政報告を行う場合がこれに当てはまるため、この場合は本人の同意を得る必要がない。また、地方公共団体が定める条例において、保守点検記録等の提供や報告が規定されている場合も、第三者提供に先立ち本人の同意を得る必要はない

が、要綱・要領に基づいて第三者提供を行う場合は、あらかじめ本人の同意を得る必要がある。

◆③に関する留意点

オプトアウトとは、本人の申し出があった際に、それを受けて、個人情報の利用や第三者への提供を停止することをいう。

オプトアウトによる個人データの第三者提供を行うためには、以下に示す（ア）～（オ）の事項を、本人に通知するか、もしくは本人が容易に知り得る状態に置く（p.28 参照）とともに、個人情報保護委員会に対して届け出を行う必要がある。

- （ア） 第三者への提供を利用目的とすること。
- （イ） 第三者に提供される個人データの項目
- （ウ） 第三者への提供の方法
- （エ） 本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること。
- （オ） 本人の求めを受け付ける方法

また、これらの手続きを行った後、提供の停止を求めるためにある程度の期間を置いて第三者提供を開始することも必要となる。

なお、要配慮個人情報（p.24～25 参照）はオプトアウトにより第三者に提供することが禁止されている。

【第三者提供時の記録の作成・保存】

◆記録義務の適用対象

事業者には過度な負担とならないようにとの配慮から、すべての個人データの提供に際して記録を作成する義務が課されているわけではなく、（４）に示した【本人の同意を得ることなく第三者に提供してよい場合】の①および②（委託、事業の承継、共同利用に伴う提供、法令に基づく提供等：p.27 参照）については、記録を作成する必要はない。また、提供先が国の機関、地方公共団体、独立行政法人および地方独立行政法人である場合も、記録を作成する必要はない。さらに、本人による提供や本人に代わって提供する場合にも記録義務は適用されないが、これらは実質的に本人同意があることを前提としており、オプトアウトによる第三者提供においては、記録の作成が必要となる。また、契約時に本人同意を取得した場合は、同意を取得したことについて記録を作成しておく必要がある。

浄化槽清掃業者における個人データの第三者提供として、図 3-3-1 に示した清掃実施状況に関する情報提供が想定される。この場合、浄化槽管理者（本人）に代わって個人データを提供する行為とみなせるため、記録の作成義務は適用されないが、浄化槽清掃業者は第三者提供することについて本人の同意を得る必要がある。なお、個人データの中から、個人 1 人のみの情報を単体で提供する場合は、提供の記録を作成する必要はない。

く、浄化槽関連事業者間での第三者提供はこの方法に該当することが多いと考えられるが、一般的に、問題が発生した場合に追跡できるように、このような提供であっても記録を作成している事業者が多い。

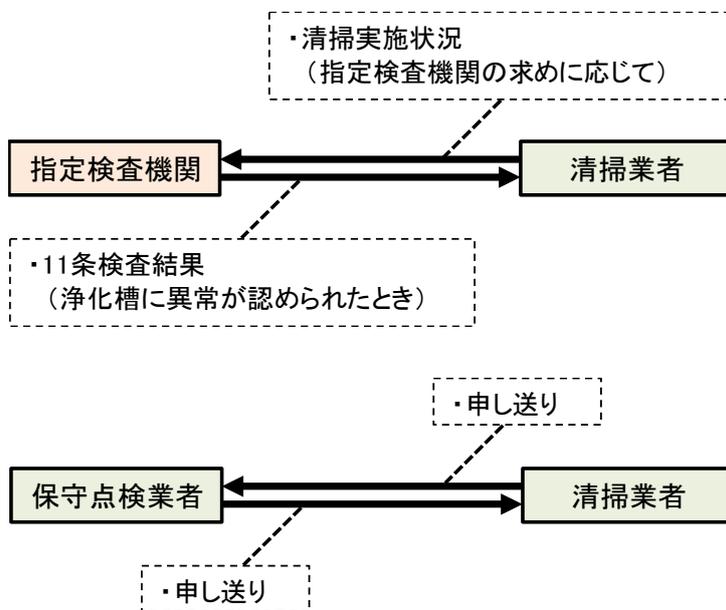


図 3-3-1 浄化槽清掃業者における個人データの第三者提供の例

◆記録を作成する方法

記録は文書、電磁的記録またはマイクロフィルムを用いて、個人データの授受の都度、速やかに作成することとなっている。記録しなければならない事項は、「オプトアウトによる第三者提供の場合」と、「本人の同意による第三者提供の場合」で異なり、それぞれ以下のおりとなる。記録の保存期間は3年と定められている（契約書等の代替手段による方法で記録を作成した場合は1年）。

<オプトアウトによる第三者提供>

提供年月日、第三者の氏名等、本人の氏名等、個人データの項目

<本人同意による第三者提供>

第三者の氏名等、本人の氏名等、個人データの項目、本人の同意

(2) 個人情報を本人以外の第三者から受領するときのルール

本人以外の第三者から個人データの提供を受ける際は、以下の事項について確認する必要がある。

- 提供元の氏名等… 提供元が法人の場合は、法人の名称、住所および代表者の氏名
- 取得の経緯 … 提供元の事業者が、その個人データを誰からどのようにして取

得したか

さらに、個人データを第三者に提供する場合と同様、受領に際しても記録を作成することとなっている。記録しなければならない事項は、「オプトアウトによる第三者提供の場合」、「本人の同意による第三者提供の場合」、「私人などからの第三者提供の場合」で異なり、それぞれ以下のとおりとなる。記録の保存期間は3年と定められている（契約書等の代替手段による方法で記録を作成した場合は1年）。

<オプトアウトによる第三者提供>

提供を受けた年月日、第三者の氏名等、取得の経緯、本人の氏名等、個人データの項目、個人情報保護委員会による公表

<本人同意による第三者提供>

第三者の氏名等、取得の経緯、本人の氏名等、個人データの項目、本人の同意

<私人などからの第三者提供>

第三者の氏名等、取得の経緯、本人の氏名等、個人データの項目

3-4 指定検査機関における個人情報の取扱い

(1) 個人情報を取得するときのルール

【利用目的の特定】

指定検査機関が浄化槽管理者に関する個人情報を取得するタイミングは、①検査依頼書を受領するとき（直接取得）、②法定検査に関する予定・記録を作成するとき（間接的に取得）、③地方公共団体や浄化槽関連業者から設置・維持管理情報を受領するとき（第三者から取得）が想定される。

上記の①および②によって個人情報を取得するときは、利用目的をできる限り特定することが必要となる（上記の③については、個人情報の提供元である地方公共団体や関連業者が利用目的の特定および通知または公表を行っているため、個人情報を受領する側の指定検査機関が利用目的を特定し、通知または公表する必要はない。）。

指定検査機関が取得する浄化槽管理者に関する個人情報の利用目的の例を以下に示す。

<指定検査機関が取得する個人情報の利用目的の例>

- 法定検査実施日時の連絡・調整
- 法定検査結果の通知（結果書の発送）
- 関係事業者（工事業者、保守点検業者、清掃業者）への検査結果の連絡
- 地方公共団体への検査結果の報告
- 検査手数料の請求

例に示した利用目的の他、取得した個人情報の利用実態を考慮し、利用目的を特定する。

なお、本人に伝える利用目的は、「浄化槽の適正な維持管理のために利用する」といった内容でも問題はないが、本人からの問い合わせに対して具体的に回答することが求められるため、事業所内における個人情報の利用方法を整理しておく必要がある。

【利用目的の通知または公表】

次に、特定した利用目的を本人に伝える（本人に通知し、又は公表する）ことが必要となるが、その具体的な方法例を以下に示す。

<本人に通知する方法の例>

- 口頭（面談、電話等）
- 書面（手交、郵送、Eメール、FAX等）
- 使者

<公表の方法の例>

- 自社ホームページのトップページから1回程度の操作で到達できる場所への掲載
- 事業所の窓口等への書面の掲示・備付け
- パンフレット等への記載・配布

【利用目的の通知等をしなくてよい場合】

取得の状況からみて利用目的が明らかである場合には、利用目的の本人への通知または公表は行わなくてよいことになっている。例えば、検査依頼書から取得した情報を浄化槽管理者との連絡調整や結果書の発送、検査手数料の請求のためだけに利用する場合は、「取得の状況からみて利用目的が明らかである場合」に該当するため、この場合は利用目的の通知または公表を行わなくても、個人情報保護法には抵触しないが、法定検査業務の実態を考慮すると、「関係事業者（工事業者、保守点検業者、清掃業者）への検査結果の連絡」を行う可能性が高く、これが浄化槽管理者から「取得の状況からみて明らかな利用目的」と判断されない可能性があるため、利用目的を本人に通知するか公表しておくことが望ましい。

【利用目的の変更】

特定した利用目的を変更することは可能であるが、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲の変更でなければならない。利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人への通知または公表を行うことになっているが、変更後の利用目的が、取得の状況からみて明らかである場合には、本人への通知または公表は行わなくてよい。

【個人情報取得する上での留意点】

個人情報を取得する際は、偽り等の不正の手段を用いることなく、適正に取得しなければならない。他の事業者から個人情報を取得することも可能であるが、その場合、提供元の事業者が第三者提供に関する本人同意等の必要な手続きを踏んでいることが前提となる。

個人情報保護法の改正により、「要配慮個人情報」が新たに定義された。指定検査機関が取得する可能性のある個人情報の一部は要配慮個人情報に該当するため、その取扱いには注意が必要である。

【浄化槽の維持管理に関連する要配慮個人情報】

要配慮個人情報とは、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、政令で定める記述等が含まれる個人情報」と定義されている。

浄化槽の維持管理において取得する可能性のある要配慮個人情報は、一部の疾病に関する情報が想定される。

浄化槽使用者に糖尿病や摂食障害を患っている人が含まれる場合、その排泄物や嘔吐物により有機物負荷が過大となり、浄化槽が所期の性能を発揮できなくなる可能性が高

い。そのため、浄化槽の維持管理において、過負荷が疑われる場合に浄化槽使用者の病歴を確認することがあるが、この情報の取得においては注意が必要である。

糖尿病、摂食障害の病歴に関する情報を浄化槽の維持管理業務において取得する場合、その情報は要配慮個人情報に該当する。浄化槽管理者の家族に関する要配慮個人情報も、浄化槽管理者本人の要配慮個人情報として取扱うことが妥当であり、後述のとおり、取得に際して本人同意を取得する必要がある。

また、浄化槽の維持管理においては、降圧剤や抗生物質の服用情報を取得する可能性があるものの、これらの服薬情報は病歴を推知させる情報にすぎないため、要配慮個人情報に該当しないと考えられる。

【要配慮個人情報の取得に関する留意点】

要配慮個人情報の取得に際しては、あらかじめ本人の同意を得ることが必要である。要配慮個人情報を書面または口頭により本人から直接取得する場合は、本人がその情報を提供したことをもって、取得に関する本人の同意があったものとみなすことができる。しかし、浄化槽の維持管理に関連する要配慮個人情報として想定されている糖尿病や摂食障害を患っている当事者以外（その家族等）から情報を取得するケースが多いと考えられ、当事者が同意しないまま情報を取得してしまう可能性があるため、要配慮個人情報の取得に際しては当事者（糖尿病、摂食障害を患っている人）の同意を書面で取得することが望ましい。

また、法定検査の依頼を受けた時に、浄化槽使用者に関する糖尿病等の情報が維持管理上必要となり、業務に際して聞き取ることがある旨を通知しておくことが望ましい。

<本人の同意を得る方法の例>

- 本人からの同意する旨の口頭による意思表示
- 本人からの同意する旨の書面（電磁的記録を含む。）の受領
- 本人からの同意する旨のメールの受信
- 本人による同意する旨の確認欄へのチェック
- 本人による同意する旨のホームページ上のボタンのクリック
- 本人による同意する旨の音声入力、タッチパネルへのタッチ、ボタンやスイッチ等による入力

（２）個人情報を利用する上でのルール

特定した利用目的の範囲内で利用することが原則である。特定した利用目的の範囲を超えて利用する場合は、その目的で個人情報を利用することについて、本人の同意を得る必要がある。

（３）個人情報を管理する上でのルール

個人情報取扱事業者は、個人データの管理において以下の事項を実施することが義務付けられている。

- データ内容の正確性の確保等
管理する個人データの正確性をできる限り維持すること、利用する必要がなくなった個人データを消去することについて、努力義務が課せられている。
- 安全管理措置（詳細は p.47～51 参照）
個人情報の含まれるデータが外部へ漏れること（盗用、紛失、流出）を防ぐため以下の措置を講じることが義務付けられている。安全管理措置の具体的な内容（例えば、最低限行っておかなければならない対策）について定めはないが、個人情報が漏れいした場合に、管理体制に不備があると責任が問われる可能性がある。
 - 基本方針の策定
 - 個人データの取扱いに係る規律の整備
 - 組織的安全管理措置… 個人情報保護に関する事業所内の責任者を設置する、個人データの取扱状況のチェック、情報漏えい等の事故に備えた体制整備等の措置。
 - 人的安全管理措置 … 従業員に対する内部規定等の周知、教育、訓練等の措置。
 - 物理的安全管理措置… 事務所内で個人データを取扱うエリアを設定することや、個人データの記録された書類、機器類の施錠管理等の措置。
 - 技術的安全管理措置… パソコン等のコンピュータ管理を行っている場合にウイルス対策を行う、情報システム管理を行っている場合にアクセス制御やシステム監視を行う等の措置。
- 従業員の監督
雇用関係にある従業員のみならず、役員、派遣職員等も含め、その事業者が行う業務に従事しているもの全員を対象とし、業務上知りえた個人データを第三者に知らせたり、不当に利用したりすることを禁ずる取り決めを行うことや、安全管理措置の内部規定が守られていることをチェックする等の監督を行う必要がある。
- 委託先の監督
個人データを取扱う業務を委託する場合は、委託先の安全管理措置についてあらかじめ確認した上で適切な委託先を選定し、委託契約の締結（個人データの取扱いに関する条項を盛り込む）、委託先における個人データの取扱状況の把握（定期的な監査等）を行う。

(4) 個人情報をも本人以外の第三者に渡すときのルール

自機関で管理する個人データを外部の第三者に提供するときは、原則として本人の同意が必要となる（本人同意を得る方法は p.34 参照）。

【本人の同意を得ることなく第三者に提供してよい場合】

以下の①～③に該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供してよい。

- ① 提供先が第三者とみなされない場合（委託、事業の承継、共同利用）
- ② 適用除外の規定に該当する場合（法令に基づく場合等）
- ③ オプトアウト

◆①に関する留意点

<委託>

法定検査（11条検査）の手法として指定採水員制度（検査補助員制度）を採用している場合、採水（検査補助）業務は法定検査の一部を委託しているものとみなすことができ、その場合、指定検査機関は業務の委託者として法定検査の実施に必要な個人データを指定採水員（検査補助員）に提供し、その結果を受領することとなる。

図 3-4-1 に示す法定検査の流れのうち、指定採水員（検査補助員）の属する保守点検業者に委託する業務の範囲は、「①連絡調整」および「②現場での検査実施」であり、これらの業務を行うために必要な個人データ（浄化槽管理者の氏名、住所や水質測定結果等）の提供・受領は業務の委託に伴う提供・受領とみなすことができる。委託者側である指定検査機関が、「委託先の監督」を行うこととなっており、適切な委託先の選定、安全管理措置に関する要求を行い、さらに、委託先における個人データの取扱状況を把握する必要がある。

<事業の承継>

事業の承継とは、合併、分社化、事業譲渡等により、新会社あるいは譲渡先企業に事業が引き継がれることをいい、浄化槽関連分野で事業の承継に該当するケースは少ないが、

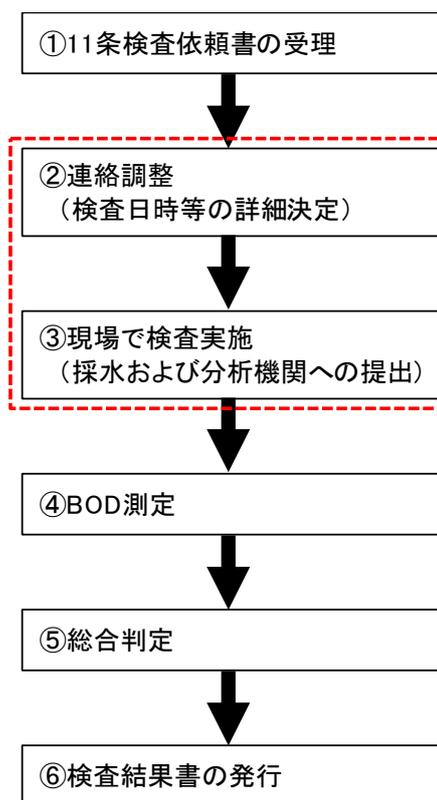


図 3-4-1 法定検査の流れ
(通常検査)

指定検査機関が変更され、新たな指定検査機関に法定検査業務が引き継がれる場合は、事業の承継に該当する。その場合、元の指定検査機関から新たな指定検査機関へ個人データを提供する際に本人の同意を得る必要はない。

<共同利用>

個人データの共同利用とは、取得した個人データを特定の事業者の間で共同して利用する行為である。共同利用を行うためには、以下に示す（ア）～（オ）の事項を、あらかじめ本人に通知するか、または本人が容易に知り得る状態に置いておく必要がある。また、共同利用する事業者の中に、安全管理措置が不十分な事業者が含まれていると、情報漏えい等の事故が発生した際の影響の範囲が共同利用する事業者全体に及ぶため、共同利用する事業者の安全管理措置のレベルを統一しておく（プライバシーマークの付与を受ける等）ことが望ましい。

- （ア）共同利用をする旨
- （イ）共同して利用される個人データの項目
- （ウ）共同して利用する者の範囲
- （エ）利用する者の利用目的
- （オ）当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称

<本人が容易に知り得る状態に置く>

「本人が容易に知り得る」とは、事業所の窓口等への書面の掲示・備付けやホームページへの掲載その他の継続的方法により、本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が確実に認識できる適切かつ合理的な方法によらなければならない。

<本人が容易に知り得る状態に該当する事例>

- 本人が閲覧することが合理的に予測される個人情報取扱事業者のホームページにおいて、本人が分かりやすい場所（例：ホームページのトップページから1回程度の操作で到達できる場所等）に法に定められた事項を分かりやすく継続的に掲載する場合
- 本人が来訪することが合理的に予測される事務所の窓口等への掲示、備付け等が継続的に行われている場合
- 本人に頒布されている定期刊行物への定期的掲載を行っている場合
- 電子商取引において、商品を紹介するホームページにリンク先を継続的に表示する場合

◆②に関する留意点

以下に示す（ア）～（エ）のいずれかに該当する第三者提供においては、本人の同意

を得る必要がない。

(ア) 法令に基づく場合

(イ) 人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(ウ) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(エ) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して環境省関係事業者が協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときに、個人データを第三者に提供する場合。

浄化槽保守点検関連の個人データの第三者提供において該当する可能性がある項目は、「(ア) 法令に基づく場合」である。浄化槽法第7条第2項および第11条第2項に定める法定検査結果の行政への報告は、本人の同意を得ることなく行うことができる。また、浄化槽法第53条に基づき報告徴収の求めに応じて行政報告を行う場合も、同様に本人の同意は不要である。地方公共団体が定める条例において、法定検査に関する情報の提供や報告が規定されている場合も、第三者提供に先立ち本人の同意を得る必要はないが、要綱・要領に基づいて第三者提供を行う場合は、あらかじめ本人の同意を得る必要がある。

◆③に関する留意点

オプトアウトとは、本人の申し出があった際に、それを受けて、個人情報利用や第三者への提供を停止することをいう。

オプトアウトによる個人データの第三者提供を行うためには、以下に示す（ア）～（オ）の事項を、本人に通知するか、もしくは本人が容易に知り得る状態に置く（p.37 参照）とともに、個人情報保護委員会に対して届け出を行う必要がある。

(ア) 第三者への提供を利用目的とすること。

(イ) 第三者に提供される個人データの項目

(ウ) 第三者への提供の方法

(エ) 本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること。

(オ) 本人の求めを受け付ける方法

また、これらの手続きを行った後、提供の停止を求めるためにある程度の期間において第三者提供を開始することも必要となる。

なお、要配慮個人情報（p.33～34 参照）はオプトアウトにより第三者に提供することが禁止されている。

【第三者提供時の記録の作成・保存】

◆記録義務の適用対象

事業者に過度な負担とならないようにとの配慮から、すべての個人データの提供に際して記録を作成する義務が課されているわけではなく、(4)に示した【本人の同意を得ることなく第三者に提供してよい場合】の①および②（委託、事業の承継、共同利用に伴う提供、法令に基づく提供等：p.36 参照）については、記録を作成する必要はない。また、提供先が国の機関、地方公共団体、独立行政法人および地方独立行政法人である場合も、記録を作成する必要はない。さらに、本人による提供や本人に代わって提供する場合にも記録義務は適用されないが、これらは実質的に本人同意があることを前提としており、オプトアウトによる第三者提供においては、記録の作成が必要となる。また、法定検査依頼書を受理した時に本人同意を取得した場合は、同意を取得したことについて記録を作成しておく必要がある。

浄化槽保守点検業者における個人データの第三者提供として、図 3-4-2 に示した検査結果に関する情報提供が想定される。この場合、浄化槽管理者（本人）に代わって個人データを提供する行為とみなせるため、記録の作成義務は適用されないが、指定検査機関は第三者提供することについて本人の同意を得る必要がある。なお、個人データの中から、個人 1 人のみの情報を単体で提供する場合は、提供の記録を作成する必要はなく、浄化槽関連事業者間での第三者提供はこの方法に該当することが多いと考えられるが、

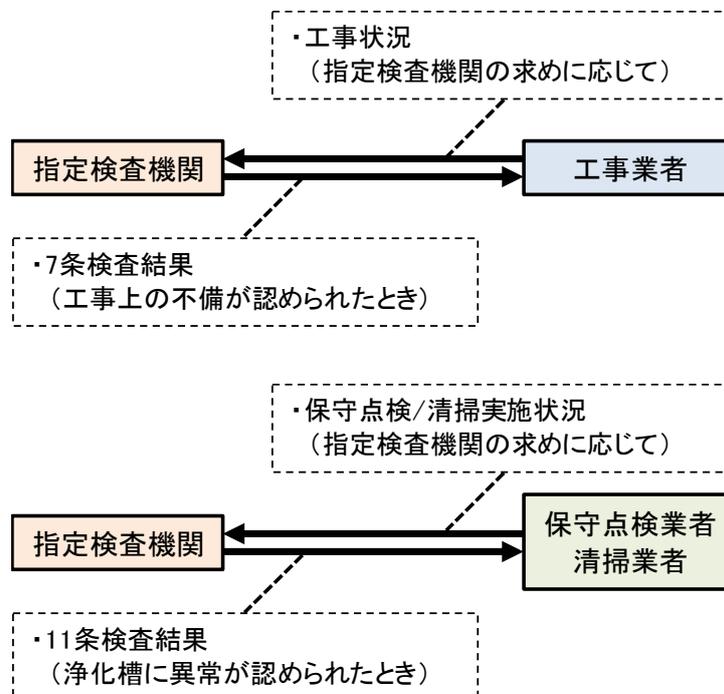


図 3-4-2 指定検査機関における個人データの第三者提供の例

一般的に、問題が発生した場合に追跡できるよう、このような提供であっても記録を作成している事業者が多い。

◆記録を作成する方法

記録は文書、電磁的記録またはマイクロフィルムを用いて、個人データの授受の都度、速やかに作成することとなっている。記録しなければならない事項は、「オプトアウトによる第三者提供の場合」と、「本人の同意による第三者提供の場合」で異なり、それぞれ以下のおりとなる。記録の保存期間は3年と定められている（契約書等の代替手段による方法で記録を作成した場合は1年）。

<オプトアウトによる第三者提供>

提供年月日、第三者の氏名等、本人の氏名等、個人データの項目

<本人同意による第三者提供>

第三者の氏名等、本人の氏名等、個人データの項目、本人の同意

(2) 個人情報を本人以外の第三者から受領するときのルール

本人以外の第三者から個人データの提供を受ける際は、以下の事項について確認する必要がある。

- 提供元の氏名等… 提供元が法人の場合は、法人の名称、住所および代表者の氏名
- 取得の経緯 … 提供元の事業者が、その個人データを誰からどのようにして取得したか

さらに、個人データを第三者に提供する場合と同様、受領に際しても記録を作成することとなっている。記録しなければならない事項は、「オプトアウトによる第三者提供の場合」、「本人の同意による第三者提供の場合」、「私人などからの第三者提供の場合」で異なり、それぞれ以下のおりとなる。記録の保存期間は3年と定められている（契約書等の代替手段による方法で記録を作成した場合は1年）。

<オプトアウトによる第三者提供>

提供を受けた年月日、第三者の氏名等、取得の経緯、本人の氏名等、個人データの項目、個人情報保護委員会による公表

<本人同意による第三者提供>

第三者の氏名等、取得の経緯、本人の氏名等、個人データの項目、本人の同意

<私人などからの第三者提供>

第三者の氏名等、取得の経緯、本人の氏名等、個人データの項目

3-5 その他、全業種に共通する個人情報の取扱い

(1) 本人から開示等の請求を受けたときのルール

個人情報取扱事業者は、以下に示す(ア)～(オ)の情報を、「ホームページへの掲載」、「事業所の窓口への掲示」、「パンフレットの配布」等によって本人の知り得る状態に置くか、本人からの問合せに応じて口頭または文書で回答できるよう体制を構築しておく必要がある。

- (ア) 個人情報取扱事業者の氏名または名称
- (イ) 全ての保有個人データの利用目的
- (ウ) 「保有個人データの利用目的の通知の求め」または「保有個人データの開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止・削除、第三者への提供の停止の請求」に応じる手続方法
- (エ) 「保有個人データの利用目的の通知の求め」または「保有個人データの開示の請求」に係る手数料の額（定めた場合に限る。）
- (オ) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先（認定個人情報保護団体の対象事業者である場合は、その団体の名称および苦情解決の申出先。）

本人から、以下に示す①～④の請求を受けたときは、原則として、その請求に応じる必要がある。ただし、それぞれの請求に対して応じる必要のない場合もあり、請求に対して応じない場合、または請求された措置と異なる措置をとる場合は、本人に対してその旨を通知し、併せて、その理由を説明するよう努めなければならない。

- ① 保有個人データの利用目的の通知
- ② 保有個人データの開示
- ③ 保有個人データの訂正、追加、削除
- ④ 保有個人データの利用停止または消去、第三者提供の停止

◆①に関する留意点

請求のあった本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは遅滞なく、本人に通知しなければならないが、「ホームページへの掲載」等を既に行っており、改めて通知する必要がないと考えられる場合は通知を行う必要はない。

◆②に関する留意点

請求のあった本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、書面で開示する（本人が同意している場合は、電子メール、電話等による開示でもよい）。

◆③に関する留意点

請求のあった本人が識別される保有個人データに誤りがあり、事実でないという理由

によって、内容の訂正、追加または削除を求められたときは、必要な調査を行い、その結果に基づき、内容の訂正、追加または削除を行う。ただし、利用目的からみて訂正、追加または削除が必要ではない場合や、保有個人データが誤りである旨の指摘が正しくない場合には、請求に応じる必要はない。

◆④に関する留意点

以下に該当する場合は、本人からの請求に応じて、当該本人が識別される保有個人データの利用の停止、消去、第三者提供の停止の措置をとらなければならない。

- 本人の同意なく目的外利用がされている。
- 偽りその他不正の手段により個人情報が取得された。
- 本人の同意なく要配慮個人情報が取得された。
- 本人の同意なく第三者に提供されている。

つまり、個人情報が本来のルールに反して取扱われている場合は、本人からの請求に応じて利用停止等の対応を図る必要があるが、本来のルールに沿って手続きが行われ、適正に取扱われている場合は、請求を受けたとしても応じる必要はない。

【開示等の請求等に応じる手続】

個人情報取扱事業者は、上記①～④の求めに応じる手続方法として以下の事項を定めることができる。

- 開示等の請求等の申出先（担当窓口名・係名、住所、電話番号等）
- 開示等の請求等に際して提出すべき書面（電磁的記録を含む。）の様式、その他の開示等の請求等の受付方法（郵送、FAX、電子メール等）
- 開示等の請求等をする者が本人またはその代理人であることの確認方法
- 保有個人データの利用目的の通知または開示に係る手数料の額および徴収方法

これらの手続方法を定めた場合は、「ホームページへの掲載」、「事業所の窓口への掲示」、「パンフレットの配布」等によって本人の知り得る状態に置くか、本人からの問合せに応じて口頭または文書で回答できるよう体制を構築しておく必要がある。

【個人情報の取扱いに関する苦情処理】

個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。そのため、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等必要な体制の整備（プライバシーポリシーの策定等）に努めなければならない。ただし、無理な要求にまで応じなければならないものではない。

（２）匿名加工情報を取扱う場合のルール

匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、

当該個人情報を復元できないようにした情報を指し、今後のビッグデータの活用を想定して定義されたものである。匿名化した情報の流通・利活用を促進することを目的としているため、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律が設けられている。

従来から企業内で行われているマーケット分析のように、氏名等の項目を削除し利用するケースは匿名加工情報の利用には該当しないため、浄化槽関連分野において、取得した施工/維持管理情報に基づき、型式ごとの特性や負荷条件の影響を把握するための解析を行う行為等は匿名加工情報の利用とみなさない。そのため、浄化槽関連分野において匿名加工情報を利用するケースはほとんどないと想定される。

各事業者の判断において、匿名加工情報として取扱うこととした場合は、以下に示すルールに従って取扱う必要がある。

◆匿名加工情報の作成に関する留意点

【作成方法（個人情報保護委員会規則）】

- (ア) 特定の個人を識別することができる記述等の全部または一部を削除する
- (イ) 個人識別符号の全部を削除する
- (ウ) 個人情報と他の情報とを連結する符号を削除する
- (エ) 特異な記述等を削除する
- (オ) 個人情報データベース等の性質を踏まえたその他の措置

上記の（ア）～（オ）のうち、浄化槽情報の匿名化において留意すべき項目は（ア）および（ウ）である。

（ア）に示した「特定の個人を識別することができる記述」とは、氏名のようにその情報単体で特定の個人を識別することができるもののほか、住所、生年月日など、これらの記述等が合わさることによって特定の個人を識別することができるものがある。浄化槽情報に含まれる「特定の個人を識別することができる記述」は、氏名、住所、位置情報（緯度経度）、電話番号が想定される。

（ウ）に示した「個人情報と他の情報とを連結する符号」とは情報管理用 ID のことであり、単一の事業所内で情報管理のために用いている ID、あるいは複数の事業所で情報共有のために用いている ID がこれに該当する。

そのため、浄化槽情報に基づき匿名加工情報を作成する際は、氏名、位置情報、電話番号および情報管理用 ID を削除し、住所については削除するかまたは〇〇県△△市に置き換える方法が望ましいと考えられる。

【公表】

匿名加工情報を作成したときは、当該情報に含まれる情報の項目を公表（p.6 参照）しなければならない。また、匿名加工情報を作成したときは、匿名加工情報の適正な取扱いを確保するため、安全管理措置、苦情の処理などの措置を自主的に講じて、その内

容を公表するよう努めなければならない。

◆匿名加工情報の第三者提供に関する留意点

匿名加工情報を第三者に提供するときは、提供する情報の項目および提供方法を公表するとともに、提供先に当該情報が匿名加工情報である旨を明示（電子メールの送信や書面の交付による方法）しなければならない。

また、匿名加工情報を第三者から受領した事業者は、元の個人情報に係る本人を識別する目的で、加工方法等情報を取得したり、他の情報と照合したりしてはならない。

◆匿名加工情報の管理に関する留意点

【復元の禁止】

匿名加工情報を作成した個人情報取扱事業者は、自らが作成した匿名加工情報の作成の元となった個人情報の本人の識別を行うことが禁止されている。（その匿名加工情報が誰の個人情報であるか確認するための照合を行ってはならない。）

【加工方法等情報の安全管理措置】

匿名加工情報を作成したときは、加工方法等情報（その作成に用いた個人情報から削除した記述等および個人識別符号並びに加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。）の漏えいを防止するために、安全管理措置を講じなければならないこととされている。

【匿名加工情報の安全管理措置】

匿名加工情報の安全管理措置は、個人データの安全管理措置と同等のレベルのものは求められておらず、合理的かつ適切な措置を講ずることとなる。なお、匿名加工情報には識別行為の禁止義務が課されているため、その情報が匿名加工情報であることが一見して明らかな状態にしておくことが望ましい。

（3）罰則

個人情報取扱事業者におけるルールの遵守状況は個人情報保護委員会が監督し、必要に応じて報告の徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令を行うことができることとなっている。

個人情報保護委員会からの命令に違反した場合は、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処され、また、個人情報保護委員会からの報告の求めに対して虚偽の報告等をした場合は、30万円以下の罰金に処される。

また、従業員等が不正な利益を図る目的で個人情報データベース等を提供、または、盗用した場合は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処される（個人情報デー

データベース等の不正提供罪)。

(4) 認定個人情報保護団体

認定個人情報保護団体とは、事業者の個人情報の適切な取扱いを確保することを目的として、国（個人情報保護委員会）の認定を受けた民間団体である。

【認定個人情報保護団体の業務】

認定個人情報保護団体が行うこととされている業務は以下のとおりである。

- 業務の対象となる個人情報取扱事業者（対象事業者^{*}）の個人情報の取扱いに関する苦情の処理
 - 個人情報の本人または対象事業者からの相談に応じる
 - 申出人に必要な助言を行う
 - その苦情に係る事情を調査する
 - 当該対象事業者に対して苦情の内容を通知し、その迅速な解決を求める
- 対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する情報の提供（個人情報保護指針の紹介等）
- その他、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

※対象事業者：当該認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者等または認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者等

また、認定個人情報保護団体は、業界の特性に応じた自主的なルール（安全管理措置や匿名加工情報の作成方法等の具体的な履行方法を定めたもので、個人情報保護法の趣旨に沿った指針：個人情報保護指針）を作成する努力義務が課されている。

【認定個人情報保護団体制度を活用するメリット】

個人情報取扱事業者は、保有個人データの取扱いに関する本人からの苦情に関して、当事者として自ら対応しなければならないこととなっているが、当事者同士で解決を図ることが困難な場合もある。

認定個人情報保護団体が苦情処理に第三者として関与することで、迅速・円滑な苦情の解決が期待できるとともに、業界の社会的信頼性を確保することが期待できる。

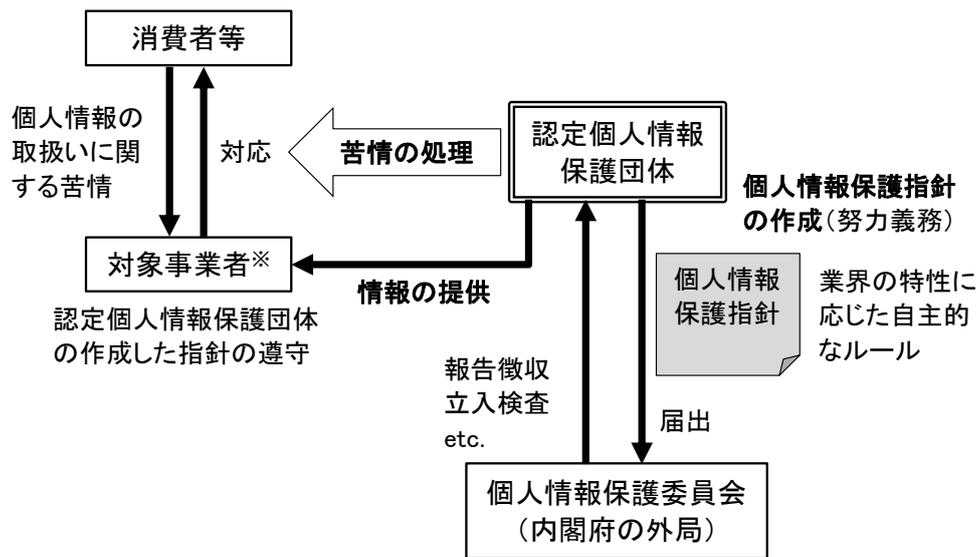


図 3-5-1 認定個人情報保護団体制度の活用イメージ

【参考】講ずべき安全管理措置の内容（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（個人情報保護委員会）より）

- 基本方針の策定

個人情報取扱事業者は、個人データの適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を策定することが重要である。

具体的に定める項目の例としては、「事業者の名称」、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「安全管理措置に関する事項」、「質問及び苦情処理の窓口」等が考えられる。

- 個人データの取扱いに係る規律の整備

<p>○個人データの取扱いに係る規律の整備</p> <p><手法の例示></p> <ul style="list-style-type: none">• 取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について定める個人データの取扱規程を策定する。 <p>（具体的に定める事項については、以降に記述する組織的安全管理措置、人的安全管理措置及び物理的安全管理措置の内容並びに情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。）は技術的安全管理措置の内容を織り込むことが重要である。）</p> <p><中小規模事業者における手法の例示></p> <ul style="list-style-type: none">• 個人データの取得、利用、保存等を行う場合の基本的な取扱方法を整備する。
--

- 組織的安全管理措置

<p>(1) 組織体制の整備</p> <p><手法の例示></p> <p>（組織体制として整備する項目の例）</p> <ul style="list-style-type: none">• 個人データの取扱いに関する責任者の設置及び責任の明確化• 個人データを取り扱う従業者及びその役割の明確化• 上記の従業者が取り扱う個人データの範囲の明確化• 法や個人情報取扱事業者において整備されている個人データの取扱いに係る規律に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制• 個人データの漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制• 個人データを複数の部署で取り扱う場合の各部署の役割分担及び責任の明確化 <p><中小規模事業者における手法の例示></p> <ul style="list-style-type: none">• 個人データを取り扱う従業者が複数いる場合、責任ある立場の者とその他の者

を区分する。

(2) 個人データの取扱いに係る規律に従った運用

<手法の例示>

個人データの取扱いに係る規律に従った運用を確保するため、例えば次のような項目に関して、システムログその他の個人データの取扱いに係る記録の整備や業務日誌の作成等を通じて、個人データの取扱いの検証を可能とすることが考えられる。

- 個人情報データベース等の利用・出力状況
- 個人データが記載または記録された書類・媒体等の持ち運び等の状況
- 個人情報データベース等の削除・廃棄の状況（委託した場合の消去・廃棄を証明する記録を含む。）
- 個人情報データベース等を情報システムで取扱う場合、担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）

<中小規模事業者における手法の例示>

- あらかじめ整備された基本的な取扱方法に従って個人データが取り扱われていることを、責任ある立場の者が確認する。

(3) 個人データの取扱状況を確認する手段の整備

<手法の例示>

例えば次のような項目をあらかじめ明確化しておくことにより、個人データの取扱状況を把握可能とすることが考えられる。

- 個人情報データベース等の種類、名称
- 個人データの項目
- 責任者・取扱部署
- 利用目的
- アクセス権を有する者 等

<中小規模事業者における手法の例示>

- あらかじめ整備された基本的な取扱方法に従って個人データが取扱われていることを、責任ある立場の者が確認する。

(4) 漏えい等の事案に対応する体制の整備

<手法の例示>

漏えい等の事案の発生時に例えば次のような対応を行うための、体制を整備することが考えられる。

- 事実関係の調査及び原因の究明
- 影響を受ける可能性のある本人への連絡
- 個人情報保護委員会等への報告
- 再発防止策の検討及び決定
- 事実関係および再発防止策等の公表 等

＜中小規模事業者における手法の例示＞

- 漏えい等の事案の発生時に備え、従業員から責任ある立場の者に対する報告連絡体制等をあらかじめ確認する。

(5) 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

＜手法の例示＞

- 個人データの取扱状況について、定期的に自ら行う点検又は他部署等による監査を実施する。
- 外部の主体による監査活動と合わせて、監査を実施する。

＜中小規模事業者における手法の例示＞

- 責任ある立場の者が、個人データの取扱状況について、定期的に点検を行う。

• 人的安全管理措置

○従業員の教育

＜手法の例示＞

- 個人データの取扱いに関する留意事項について、従業員に定期的な研修等を行う。
- 個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則等に盛り込む。

＜中小規模事業者における手法の例示＞

(同上)

• 物理的安全管理措置

(1) 個人データを取り扱う区域の管理

＜手法の例示＞

(管理区域の管理手法の例)

- 入退室管理及び持ち込む機器等の制限等
なお、入退室管理の方法としては、ICカード、ナンバーキー等による入退室管理システムの設置等が考えられる。

(取扱区域の管理手法の例)

- 壁または間仕切り等の設置、座席配置の工夫、のぞき込みを防止する措置の実施等による、権限を有しない者による個人データの閲覧等の防止。

＜中小規模事業者における手法の例示＞

- 個人データを取扱うことのできる従業員および本人以外が容易に個人データを閲覧等できないような措置を講ずる。

(2) 機器及び電子媒体等の盗難等の防止

＜手法の例示＞

- 個人データを取扱う機器、個人データが記録された電子媒体または個人データが

<p>記載された書類等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人データを取扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、当該機器をセキュリティワイヤー等により固定する。
<p>＜中小規模事業者における手法の例示＞ (同上)</p>
<p>(3) 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止</p>
<p>＜手法の例示＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 持ち運ぶ個人データの暗号化、パスワードによる保護等を行った上で電子媒体に保存する。 封緘、目隠しシールの貼付けを行う。 施錠できる搬送容器を利用する。
<p>＜中小規模事業者における手法の例示＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人データが記録された電子媒体または個人データが記載された書類等を持ち運ぶ場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞆に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずる。
<p>(4) 個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄</p>
<p>＜手法の例示＞</p> <p>(個人データが記載された書類等を廃棄する方法の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 焼却、溶解、適切なシュレッダー処理等の復元不可能な手段を採用する。 <p>(個人データを削除し、または、個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する方法の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報システム（パソコン等の機器を含む。）において、個人データを削除する場合、容易に復元できない手段を採用する。 個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用または物理的な破壊等の手段を採用する。
<p>＜中小規模事業者における手法の例示＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人データを削除し、または、個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄したことを、責任ある立場の者が確認する。

• 技術的安全管理措置

<p>(1) アクセス制御</p>
<p>＜手法の例示＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報データベース等を取扱うことのできる情報システムを限定する。 情報システムによってアクセスすることのできる個人情報データベース等を限定する。 ユーザーIDに付与するアクセス権により、個人情報データベース等を取り扱う情

報システムを使用できる従業者を限定する。

＜中小規模事業者における手法の例示＞

- 個人データを取扱うことのできる機器および当該機器を取扱う従業者を明確化し、個人データへの不要なアクセスを防止する。

(2) アクセス者の識別と認証

＜手法の例示＞

(情報システムを使用する従業者の識別・認証手法の例)

- ユーザーID、パスワード、磁気・ICカード等

＜中小規模事業者における手法の例示＞

- 機器に標準装備されているユーザー制御機能（ユーザーアカウント制御）により、個人情報データベース等を取り扱う情報システムを使用する従業者を識別・認証する。

(3) 外部からの不正アクセス等の防止

＜手法の例示＞

- 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所にファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する。
- 情報システムおよび機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入する。
- 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする。
- ログ等の定期的な分析により、不正アクセス等を検知する。

＜中小規模事業者における手法の例示＞

- 個人データを取扱う機器等のオペレーティングシステムを最新の状態に保持する。
- 個人データを取扱う機器等にセキュリティ対策ソフトウェア等を導入し、自動更新機能等の活用により、これを最新状態とする。

(4) 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

＜手法の例示＞

- 情報システムの設計時に安全性を確保し、継続的に見直す（情報システムのぜい弱性を突いた攻撃への対策を講ずることも含む。）。
- 個人データを含む通信の経路または内容を暗号化する。
- 移送する個人データについて、パスワード等による保護を行う。

＜中小規模事業者における手法の例示＞

- メール等により個人データの含まれるファイルを送信する場合に、当該ファイルへのパスワードを設定する。

4. 地方公共団体における浄化槽に係る個人情報の取扱い

4-1 地方公共団体における個人情報の取扱いに関する原則

地方公共団体が取得する個人情報（提出された各種届出書類、法定検査結果等に記載されている個人情報）については、それぞれの地方公共団体において定められた個人情報保護条例や情報セキュリティポリシー、関連するガイドラインに沿った運用が求められる。

浄化槽分野においては、今後、地方公共団体、指定検査機関および浄化槽関係事業者が浄化槽情報を連携させ、効率的で信頼される維持管理体制を構築することが望まれているが、情報連携を図るためには、他機関に対する個人情報の提供や、他機関からの受領を行う必要があり、地方公共団体の定める個人情報保護条例では、この提供・受領を制限している。

以下に、個人情報保護条例で一般的に制限されている事項について示す。

【外部提供の制限】

地方公共団体が取得した個人情報は、それらを取得する事務の目的（利用目的）の範囲内であれば外部提供することが認められている場合が多い。特に、法定検査受検率の向上が多く都道府県で施策目標となっていることや、浄化槽の設置、維持管理の適正化を図る上での指定検査機関の重要性を考慮して、地方公共団体が取得した浄化槽情報を、指定検査機関に提供することが多い。

指定検査機関に対して浄化槽情報を提供する方法は以下のように分類される。

- ① 指定検査機関への提供を事務の目的の範囲内と整理する。（要綱、要領等に指定検査機関に対して情報提供するフローを記載することが多い。）
- ② 目的外の提供と整理し、個人情報保護審議会/審査会に諮問して、適用除外の答申を得る。
- ③ 個人情報（各種届出書類等）の取得時に、第三者提供に関する本人同意を得る。
- ④ 台帳整備および受検勧奨（未受検者に対する通知等）の業務を指定検査機関に対して委託し、業務委託に伴い個人情報を提供する。

いずれの方法で提供する場合も、提供先の指定検査機関における提供情報の利用目的や安全管理措置について協議し、合意した内容に基づいて利用する必要がある。

【電子計算機のオンライン結合】

オンライン結合とは、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合により、地方公共団体の保有する個人情報を他機関のものが随時入手し得る状態にするもの、あるいは他機関の保有する個人情報を地方公共団体が随時入手し得る状態にするものをいう。多くの地方公共団体では、オンライン結合による外部提供が制限されているが、オ

オンライン結合そのものが制限されている地方公共団体もある。オンライン結合で情報の提供・受領を行う方式の浄化槽台帳システムを整備しようとする場合は、一般的に、以下のいずれかの手続きが必要となる。

- ① 本人同意を得る。
- ② 個人情報保護審議会/審査会に諮問し、答申を得る。

本人同意を得る方法では、オンライン結合できない地方公共団体もあり、また、必要な保護措置を講じることでオンライン結合できる地方公共団体もある。

法令等に定めがあるときもオンライン結合が可能となるが、その法令等に、オンラインで提供・受領するシステムを利用する旨が定められている場合のみ、オンライン結合できるとみなされる。

◆収集の制限（地方公共団体）

地方公共団体が個人情報を収集する場合は、本人から直接収集することが原則となっているが、「法令等に定めがあるとき」等の適用除外の条件が規定されている。一般的に、本人同意を得ることで、収集の制限は適用除外となるため、はじめにその個人情報を収集する機関が（例えば、検査依頼書情報であれば指定検査機関が）、本人から同意を得ておけば、収集の制限は適用されない。また、個人情報保護審議会/審査会に諮問し、答申を得る方法でも適用除外となる。

指導権限を有していない地方公共団体では、浄化槽に係る個人情報を収集する法令上の根拠が乏しいが、浄化槽設置整備事業等の補助事業を実施している場合、公費を投入していることから、その投資効果を確認し、不適正な設置・維持管理が行われていれば助言・指導を行う必要があり、指導権限の有無に関わらず、設置および維持管理に関する情報を収集する必要がある。他機関から浄化槽情報を収集する場合は、各地方公共団体の政策担当部署等および提供元の関係機関と協議の上、必要な手続きを行うことが求められる。

4-2 浄化槽分野における個人情報保護審議会/審査会の諮問事例

浄化槽分野における個人情報保護審議会/審査会への諮問事例を以下に示す。

◆三重県の事例

三重県では、これまで、個人情報保護審査会に対する諮問を2回行っている。指定検査機関への届出情報の提供は事務の目的外の提供と位置付け、「目的外利用・提供の制限」の例外事項に関する諮問を行った。平成19年には「廃止情報」を、平成25年には廃止情報に加えて「浄化槽使用者変更」や「浄化槽使用開始報告書」等の情報を指定検査機関へ提供することについて諮問しており、「受検率の向上」、「法定検査の適正な実施と信頼性の確保」を目的とした提供であることから、公益上の必要性があると判断

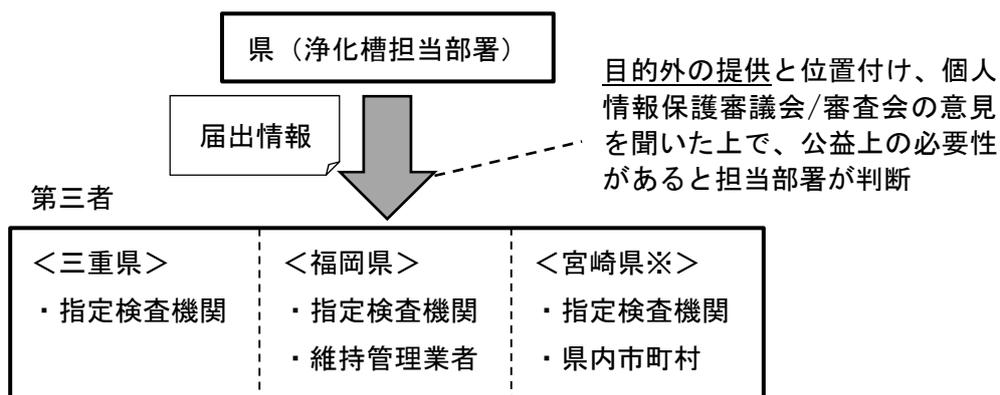
された。

◆福岡県の事例

福岡県では、届出情報を第三者へ提供することについて、「目的外利用・提供の制限」の例外事項として個人情報保護審議会に諮問している。指定検査機関のほか、保守点検業者、清掃業者に対して届出情報を提供することについて、公益上の必要性があると判断され、指定検査機関に対しては定期的に、維持管理業者に対しては照会に応じて提供することとしている。

◆宮崎県の実例

宮崎県では、県内市町村および指定検査機関に対して届出情報を提供することについて、「目的外利用・提供の制限」の例外事項として個人情報保護審議会に諮問している。併せて、「オンライン結合による提供の制限」の例外事項についても諮問し、いずれも公益上の必要性があると判断された。



※宮崎県はオンライン結合による第三者提供についても諮問

県から指定検査機関に対して届出情報を提供することによって、指定検査機関で使用開始日や構造変更を把握できるようになり、検査計画に沿った検査が実施できるようになるほか、浄化槽を廃止した管理者に対する案内通知の誤送付が減る、法定検査が適正に実施され信頼性が確保される、受検率の向上が図られる等の効果が得られる。

上記の事例は、届出情報を指定検査機関に提供することが住民サービスの向上や浄化槽維持管理の適正化といった公益に結び付くと認められた事例である。

4-3 本人の同意を得て第三者提供を実施している事例

◆佐賀県の実例

佐賀県では、浄化槽の設置情報を関係者で共有するため、浄化槽設置届出書に「個人

情報の利用目的」および「第三者提供を行う提供先」を明示し、あらかじめ本人の同意を得た上で第三者提供を行っている。

<個人情報の利用目的>

公共用水域等の水質の保全等の観点から、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、浄化槽法等の規定に基づき利用。

<県（下水道課）で取得した個人情報の提供先>

建築住宅課、各保健福祉事務所および各土木事務所、県内市町、指定検査機関

佐賀県浄化槽普及促進協議会
平成28年度第3回浄化槽整備事業市町職員研修会

浄化槽台帳システムの整備導入について

公益財団法人日本環境整備教育センター
調査・研究グループ 濱中俊輔

①

はじめに

<浄化槽情報の整理・活用に係る課題>

- 無届浄化槽、廃止済み浄化槽が十分把握できていない
➡ 浄化槽の実数の把握が困難
- 過去に蓄積した情報(設置、維持管理に係る情報)が紙ベースで保存あるいは複数の電子ファイルに分かれて保存
➡ 情報の有効活用が困難
- 指定検査機関からの情報の受け渡しや情報の共有が効率的に行われていない

情報の整理・更新・精査が効率的に行えるシステム
(浄化槽台帳システム)に期待

浄化槽台帳で管理すべき基本的情報、構築する台帳システムの機能を示した「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル」が作成された
(参照：<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/pdf/ledger-introduction-manual.pdf>)

②

浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル目次

・はじめに

・第1章 浄化槽台帳の位置づけ及び整備にあたっての基本的な考え方について

- 1.1 浄化槽台帳・台帳システムの位置づけ
- 1.2 浄化槽台帳の整備と関わりのある施策目標
- 1.3 浄化槽台帳の管理項目の設定にあたっての考え方
- 1.4 浄化槽台帳システムの基本的な仕組み

- ・浄化槽台帳システムを何に活用できるか
- ・必要な管理項目
- etc

・第2章 浄化槽台帳システムの構築手順

- 2.1 浄化槽台帳システム構築フロー
- 2.2 浄化槽台帳システムを整備する目的の設定
- 2.3 現状の把握及び分析
- 2.4 浄化槽台帳システムの運用方法及び情報の精査
- 2.5 浄化槽台帳システムの基本的な機能の設定
- 2.6 浄化槽台帳システムの構築

- ・浄化槽台帳システムを構築するために検討すべき事項
- ・構築するシステムに導入してほしい機能
- etc

・第3章 浄化槽台帳システム標準仕様(例)

- 3.1 浄化槽台帳システム構築業務仕様書(例)
- 3.2 データベーステーブル仕様(例)

- ・浄化槽台帳システムの構築業務を外部に発注する際に参考となる仕様書例
- etc

(参考資料)

- (1) 浄化槽台帳システム未導入自治体がシステム導入を進める際の手順・留意点
- (2) 空間参照について
- (3) コード化の例
- (4) 標準コードについて
- (5) 浄化槽製造番号について
- (6) 浄化槽台帳システムの構築・維持管理コストに関する情報

3

浄化槽台帳・台帳システムの位置づけ

(1) 浄化槽台帳とは

- ・設置者や浄化槽管理者からの届出による情報、指定検査機関からの報告による情報を整理したもので、浄化槽法上の指導監督等の権限を有する都道府県等が整備する台帳

浄化槽台帳システムとは(マニュアルに記述されている台帳システム)

- ・情報が電子データ化され、**データベースとDBMS(データベース管理システム)**で構成された浄化槽台帳

(2) 浄化槽台帳を整備する意義

- ・必要な情報を収集・把握し、活用するための管理基盤(ハード、ソフト)づくり⇒**地域の浄化槽の適正管理**
 - ➡ 効率的・効果的な目標達成(生活環境の保全、公衆衛生の向上)

(3) 浄化槽台帳が備えるべき基本的な要件

- ・最低限必要な情報を保有・管理(その他の情報は、随時入手できる体制)
- ・情報ができる限り正確なものとなるよう業務に即して更新される

4

浄化槽台帳の整備と関わりのある施策目標

基本的な施策目標

①浄化槽の適正な設置及び維持管理の確保

- 浄化槽の**設置と維持管理の実態把握**
- 不適正と判定された浄化槽に関する情報の把握・**指導監督**
- 法定検査の効果的な運用と受検率の向上

②生活排水処理対策の実施

- 「みなし浄化槽」、「汲み取り便槽」の浄化槽への転換の促進
- 生活排水処理計画等の策定・見直し

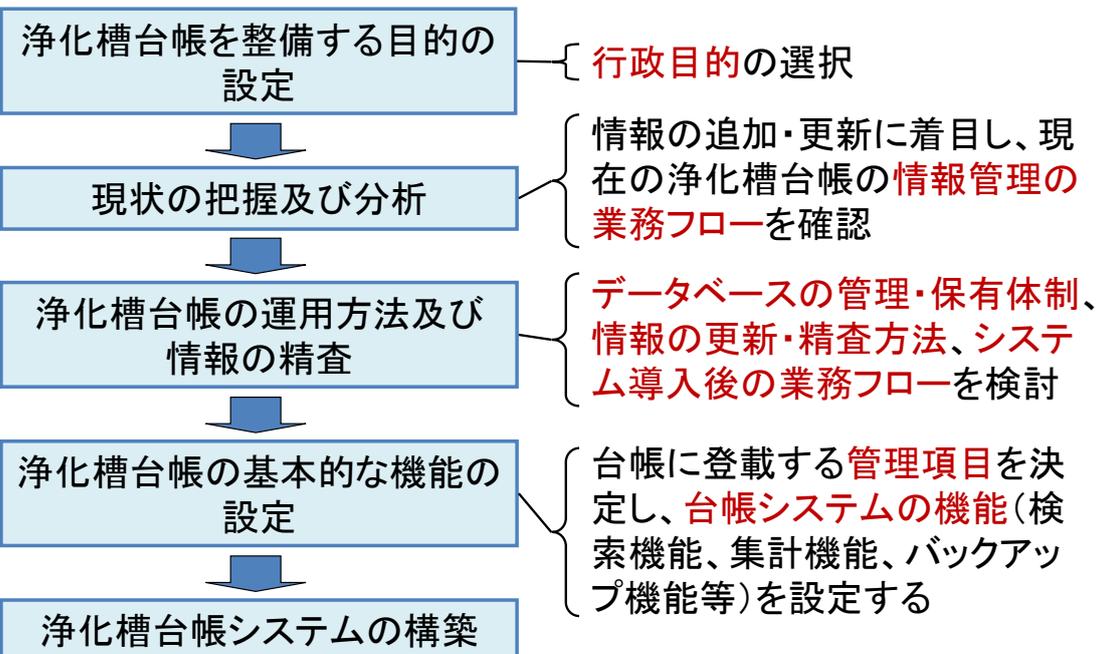
生活環境の保全・公衆衛生の向上

その他、浄化槽に係る政策・事業の効率化

- 住民からの問い合わせ・クレーム対応
- 浄化槽整備事業等の事業管理 等

5

浄化槽台帳システムの構築フロー



6

行政目的(システムを活用して行いたいこと)

<想定される行政目的>

① 浄化槽の設置と維持管理の実態把握及び未管理浄化槽に対する指導

- 区域内の浄化槽の実数、維持管理状況を把握
- 法定検査結果、保守点検記録票の情報から未管理浄化槽を抽出⇒指導

情報の精査
が重要

② 苦情や問い合わせに関する対応

<システム導入後の業務フロー>



⇒浄化槽の基本情報、維持管理状況を確認しながら対応するため、効果的な助言等が実施できる

7

行政目的(システムを活用して行いたいこと)

<想定される行政目的>

③ 法定検査の受検促進と不適正浄化槽の改善指導

法定検査に係る情報を活用し、
法定検査未受検の浄化槽
不適正と判定された浄化槽
⇒抽出

改善
指導

④ みなし浄化槽等の浄化槽への転換

- みなし浄化槽のリストアップ⇒浄化槽への転換を指導

⑤ 関係官公庁へ提出する資料の整理

- 浄化槽推進室: 行政組織等調査
- 総務省: 汚水衛生処理率
- 日本の廃棄物処理(し尿)

集計機能により
各調査の様式に
見合った統計値
を自動集計

8

行政目的(システムを活用して行いたいこと)

＜想定される行政目的＞

⑥ 生活排水処理計画等の見直し

GIS機能を活用し、
家屋間距離を算出

集合処理、個別処理の
どちらが有利か判断

使用人数、性能
の情報を整理

分水界ごとの
汚水量、汚濁負荷量

⑦ し尿・浄化槽汚泥処理計画

区域ごとの
清掃汚泥量

し尿処理施設、汚泥再生処理センターの
建設・更新計画に活用(廃棄物部局と連携)

⑧ 下水道部局との連携

⇒下水道に接続された浄化槽を抽出することで、浄化槽情報の精査が効率的に

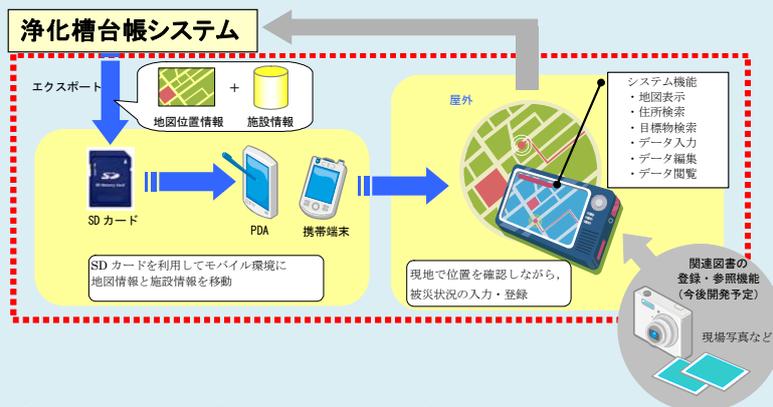
9

行政目的(システムを活用して行いたいこと)

＜想定される行政目的＞

⑨ 災害時の早期復旧・適正処理

・ 災害地域の浄化槽の設置場所・稼動状況の把握



⑩ 機能不全浄化槽の改善(リコール等)

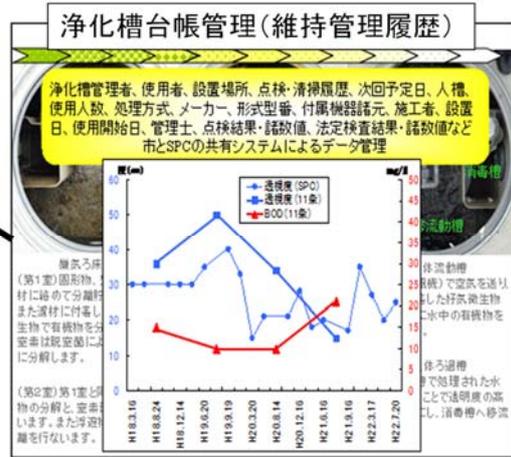
⇒浄化槽製造番号から特定のロットを抽出し効率的に改善

10

(GIS活用例)富田林市の浄化槽台帳システムの概要

大阪府富田林市では、維持管理履歴(機能の変化)を出力したり、放流水質の状況を地図上に見えるように管理している
 (11条検査時のBOD値が各戸上に表示され、数値をクリックすることにより、維持管理履歴の閲覧が可能(市担当者のみ閲覧))

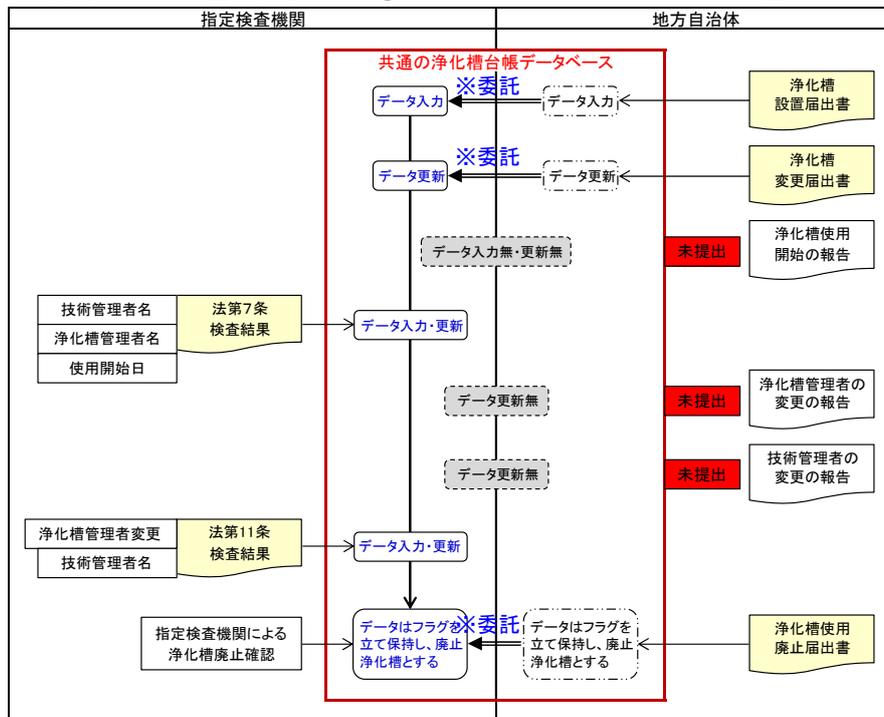
放流水質の状況:各戸BODが一目で確認可



11

浄化槽台帳システムの運用方法及び情報の精査

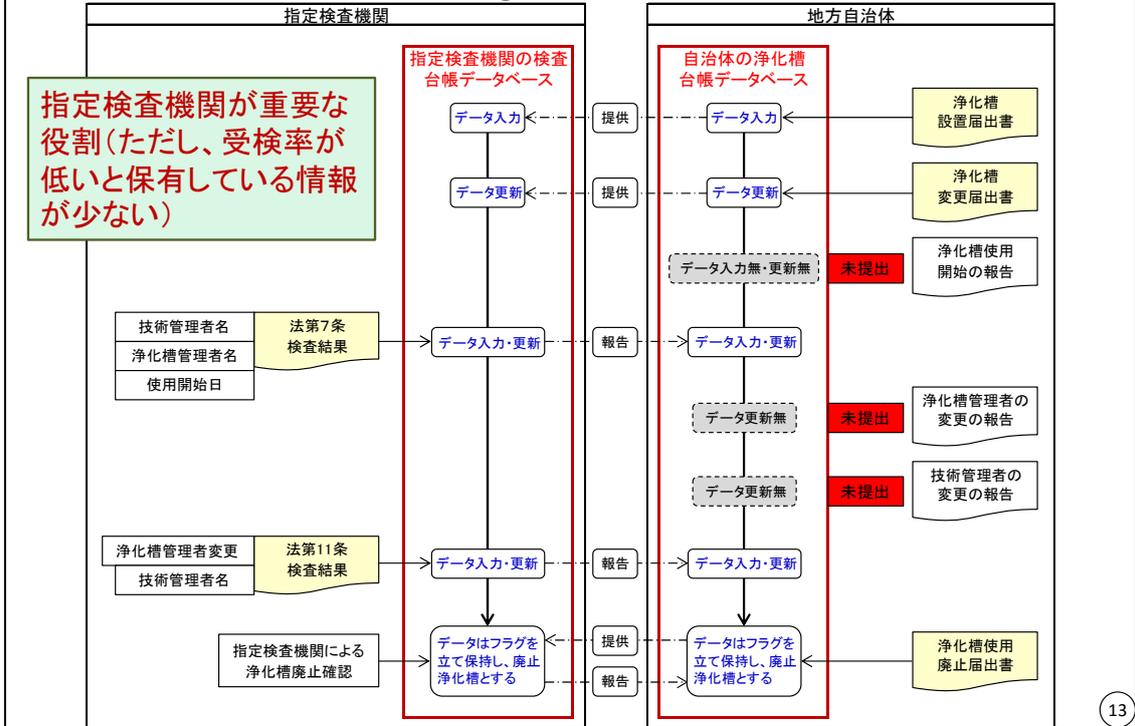
(1) 浄化槽台帳の運用方法 ① 1つのデータベースで運用



12

浄化槽台帳システムの運用方法及び情報の精査

(1) 浄化槽台帳の運用方法 ② 2つのデータベースで運用



浄化槽台帳システムの運用方法及び情報の精査

(2) 情報の更新、精度確保

情報の精査とは(マニュアルに記述されている精査の内容)

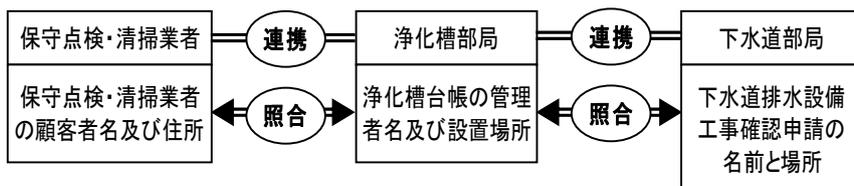
- ・ 市町村合併等に伴う住所変更を台帳の情報に反映
- ・ 浄化槽管理者の変更を台帳に反映(特に、変更の報告未提出分)
- ・ **廃止浄化槽**の情報を台帳から削除(特に、廃止届出書未提出分)
- ・ **無届浄化槽**を発見した際、その情報を台帳に追加

<精査の方法>

① 法定検査の活用

報告された法第11条検査結果から必要な情報を抽出し台帳の情報を更新

② 下水道部局や保守点検・清掃業者のデータとの照合



浄化槽台帳システムの運用方法及び情報の精査

(2)情報の更新、精度確保

<台帳の精査にあたっての留意点>

- ・業務の効率化が図られるシステムの構築
自動住所精査システム等を活用
- ・取得した浄化槽情報を第三者に提供する場合の留意点
個人情報保護法/条例等を遵守する必要がある

浄化槽台帳で設定した浄化槽IDと保守点検・清掃業者の有する浄化槽番号の共通化が図られれば、番号のみで情報交換が可能(ただし、原則、個人データの第三者提供に該当)

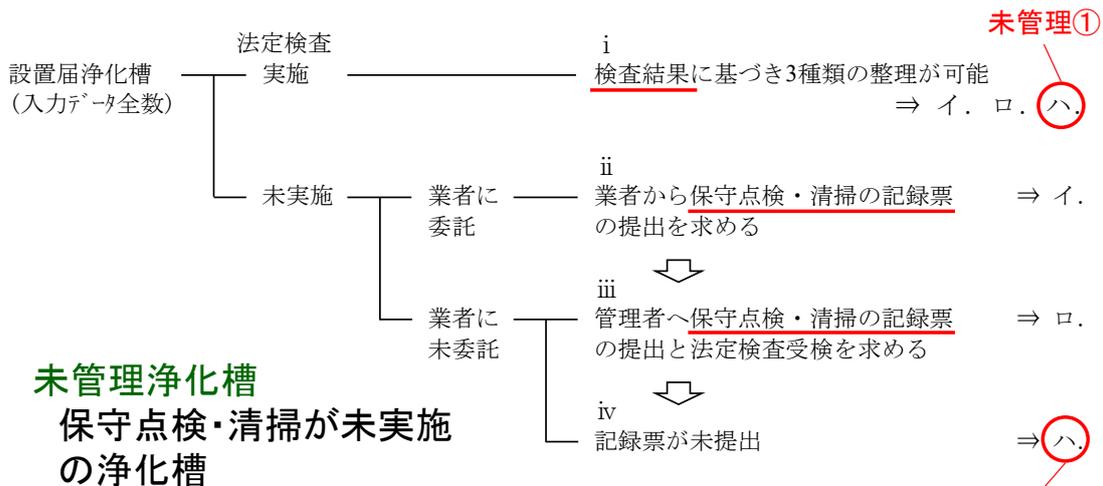
- ・精査後の処置
設置届出書、廃止届出書が未提出 ➡ 届出書の提出を求める
・・・届出書の提出が困難な場合は「職権」で処理する
現地確認の実施等により、情報の精度を確保する

15

浄化槽台帳システムの運用方法及び情報の精査

(2)情報の更新、精度確保

<未管理浄化槽の把握方法>

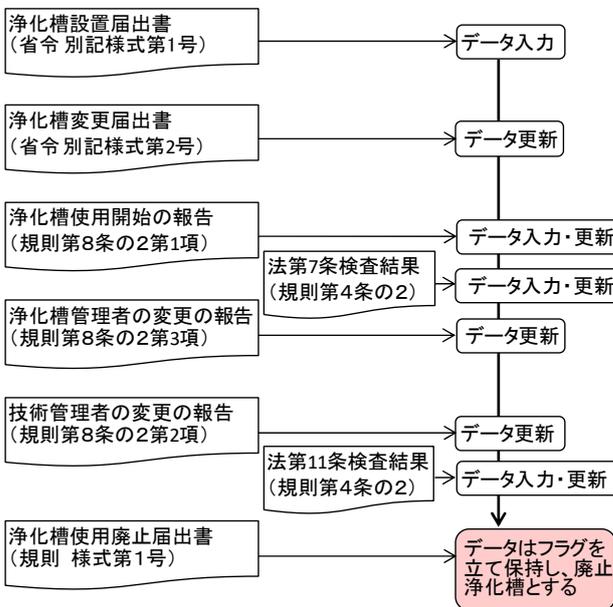


- ➡ ①検査の結果、未管理であることが判明した浄化槽
- ➡ ②保守点検・清掃記録票が存在しない浄化槽

16

管理項目の設定

(1) 基本情報の取得・データ更新の流れ



浄化槽設置届出書に基づき
基本情報を入力

各種届出、法定検査結果の
報告に応じて情報を追加・
更新

ただし、一部の情報は現地
確認、業者からの提供に基
づき台帳に登載することとな
る(詳細はマニュアル参照)

17

管理項目の設定

(1) 基本情報の取得・データ更新の流れ

設置届出書に基づく
初期の台帳情報

a. 届出日
b. 設置者住所
c. 設置者氏名
d. 設置者電話番号
e. 設置場所
f. 種類
g. 処理の対象
h. 建築物用途
i. 建築物面積
j. 処理対象人員
k. 算定根拠
l. 処理能力
⋮

使用開始の報告が
提出されたら...

・管理者氏名
・管理者住所
・浄化槽の規模
・設置場所
・設置届出年月日
・使用開始年月日
・浄化槽技術管理者 氏名(501人槽以上)

照合

追加

・各種報告が未提出
の場合
・軽微な変更
(処理方式の変更を伴わ
ず、かつ、処理対象人員
又は日平均汚水量の10%
以上の変更を伴わない)

指定検査機関等から
変更後の情報入手
する必要がある

18

管理項目の設定

(2) 行政目的に対応する管理項目

浄化槽の特定のための項目(5項目)

+

省令、規則に定められている項目

+

その他(入手可能で、かつ情報があれば有意な項目)

(例) 高度処理水質(N,P)、工事記録、使用人数など

浄化槽ID(浄化槽番号)
自治体独自の浄化槽番号
指定検査機関独自の浄化槽番号
浄化槽所在地の位置情報
浄化槽製造番号

行政目的を行使するために
必要な項目あるいは有用な
項目

座標(緯度経度、XY座標)データ

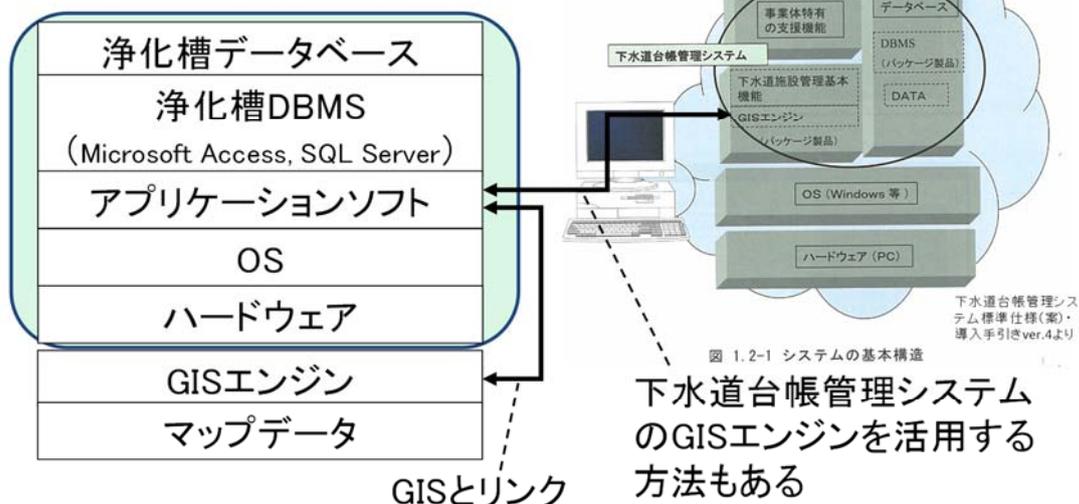
GIS(地理情報システム)機能を浄化槽台帳に追加すると...

- ・浄化槽の位置を視覚的に把握できる
- ・指導の際に浄化槽の現地確認が容易となる
- その他、様々な活用方法が考えられる

19

浄化槽台帳システムの基本的な仕組み

浄化槽台帳システム



GIS機能を取り入れると、下水道システム、上水道システム、固定資産システム等の空間データ(位置情報)を参照することも可能

20

台帳システムの基本的な機能の設定

「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル」では、機能設定の考え方として、下記の〈基本的な機能〉を組み込むことを前提とし、その他、ニーズに応じて独自の機能を検討することを推奨

〈基本的な機能〉

- ① リレーショナルデータベースを組み込んだDBMS
- ② あいまい検索機能(半全角・を区別しない等)
- ③ 行政報告等のための集計機能
- ④ 集計表の出力(Excel、CSV形式)、一括ダウンロード機能
- ⑤ 検査データ(又は業者の顧客データ)から更新できる機能
- ⑥ データのバックアップ機能
- ⑦ ログイン時のパスワード設定、アクセス制限の設定

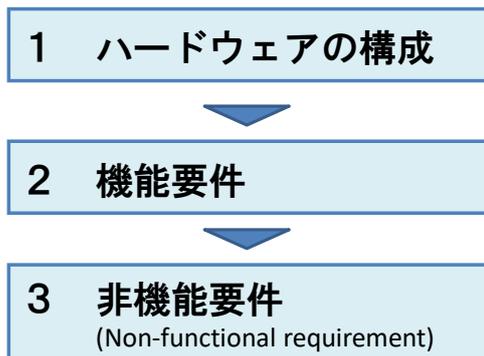
〈将来的に導入が望まれる機能〉

- ⑧ GISの基本機能

21

浄化槽台帳システムの構築

〈検討手順〉

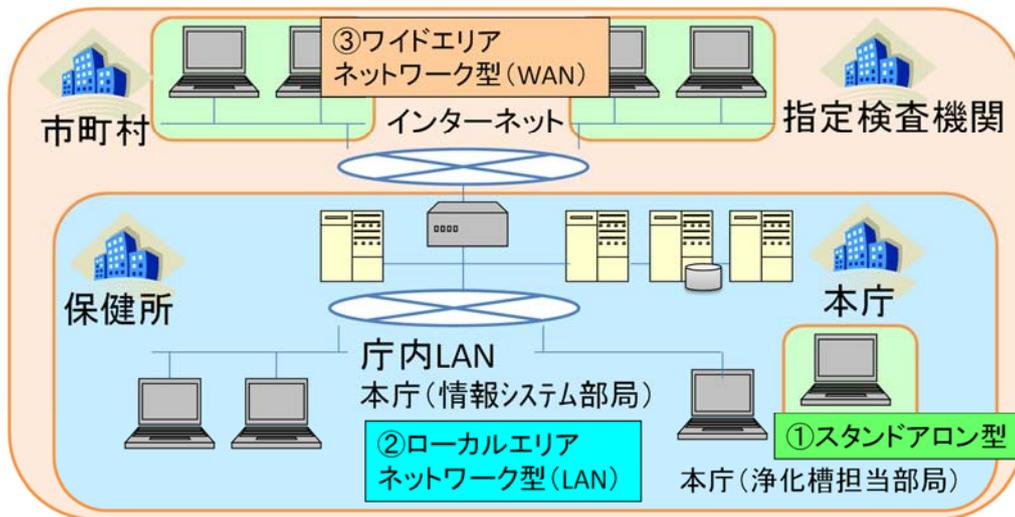


- ハードウェアの構成
利害関係者間で合意した、実現に必要な以下の構成
 - ① スタンドアロン型
 - ② ローカルエリアネットワーク型(LAN)
 - ③ ワイドエリアネットワーク型(WAN)
- 機能要件とは
システム化に対する要求を実現するために必要な機能に係る要件
- 非機能要件とは
上記の機能要件以外の要件
(セキュリティ、運用・保守等)

22

浄化槽台帳システムの構築

検討1 ハードウェアの構成



※本図は都道府県を対象としたケースを想定

検討手順: **利用者**や**規模**を定め、処理方式を決定

留意事項: **既存のハードウェア**を用いる場合、動作保証されるか調査が必要

23

浄化槽台帳システムの構築

検討2 機能要件(全般)

<検討手順>

①要求する機能仕様を整理

②パッケージシステムを比較し、
独自仕様の機能が
必要か検討

③複数業者に**RFP(提案依頼書)**
の作成を依頼

④提案を基に**仕様書**を作成

<留意事項>

前述の<基本的な機能>を
持たせる

独自仕様を極力抑える

●仕様書とは
機能要件と非機能要件の
定義を示したもの

要件定義をしないとトラブル
の原因となる

24

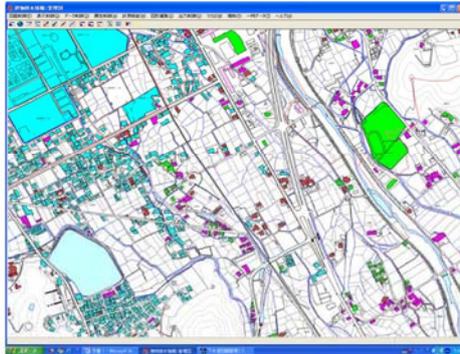
浄化槽台帳システムの構築

検討2 機能要件(GIS機能を要求する場合)

<検討内容>

①要求する(GIS)機能仕様を整理

表示



ただちに導入が困難でも将来的には導入が望まれる

浄化槽データを表示
(合併・単独や
法定検査受検状況を
地図上で色分け表示できる

単独浄化槽 ■ 合併浄化槽 ■ 下水道 ■

25

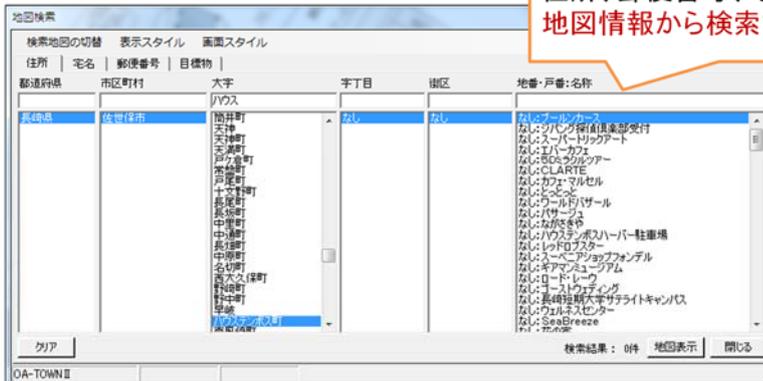
浄化槽台帳システムの構築

検討2 機能要件(GIS機能を要求する場合)

<検討内容>

①要求する(GIS)機能仕様を整理

検索



住所、郵便番号、宅名、目標物等の
地図情報から検索できる。

26

浄化槽台帳システムの構築

検討2 機能要件(GIS機能を要求する場合)

<検討内容>

<留意事項>

①要求する(GIS)機能仕様を整理

ただちに導入が困難でも将来的には導入が望まれる

修正・廃止・削除



27

浄化槽台帳システムの構築

検討2 機能要件(GIS機能を要求する場合)

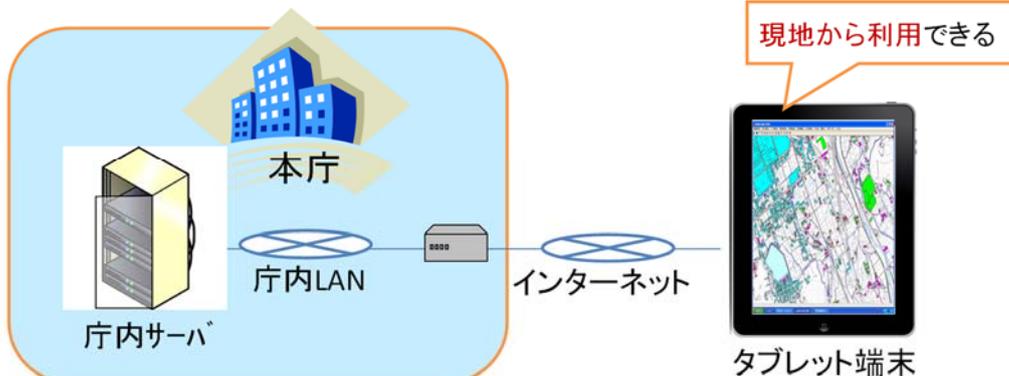
<検討内容>

<留意事項>

①要求する(GIS)機能仕様を整理

ただちに導入が困難でも将来的には導入が望まれる

タブレット端末での利用



28

浄化槽台帳システムの構築

検討2 機能要件(GIS機能を要求する場合)

<検討内容>

<留意事項>

GIS機能仕様に必要な以下のデータを整理

- ・道路や家屋等の地図データ
 - ▶ 国土地理院の基盤地図情報
 - ・住所と位置情報の対応表
 - ▶ 地図メーカーの住宅地図

- ・下水道の地図
 - ▶ 貴自治体の下水道計画区域
 - ▶ 貴自治体の下水道管渠

市販のデータが高価なため、**国土地理院のデータが利用可能か事前調査が必要**

国土地理院のデータは、住所と緯度・経度の詳細な対応表が存在しないため、**システム導入後に調整が必要**

下水道のデータが利用可能か仕様書作成前に**事前調査が必要**

29

浄化槽台帳システムの構築

検討2 機能要件(GIS機能を要求する場合)

<検討内容>

<留意事項>

GIS機能仕様に必要な以下のデータを整理

- 地物(浄化槽)データ
 - ・住所情報精査の方法
 - ・位置情報付与の方法(緯度・経度)

地物の定義は、**下水道標準仕様**を参考
定義ファイル: JSGL.xsd
形式 : JPGIS形式
測地系 : 世界測地系
または 旧日本測地系
座標系 : 平面直角座標系
位置座標 : X座標・Y座標

住所情報は以下の精査が必要

- ・地番から住居表示への変換
- ・市町村合併前後等による旧住所から新住所への変換
- ・フォーマット統一のため変換

30

浄化槽台帳システムの構築

検討3 非機能要件

<検討内容>

①セキュリティ要件
情報セキュリティポリシーに
準拠するシステムを構築

利用者認証

パスワード設定

閲覧履歴、操作履歴の管理

ウィルスソフトに関する規制

<留意事項>

情報セキュリティ^oポリシーの適用
範囲は、委託先(委託業者)だ
けでなく **再委託先(再委託業
者)**も含む

地方公共団体における情報セキュ
リティポリシーガイドラインを参考
[http://www.soumu.go.jp/main_cont
ent/000348656.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000348656.pdf)
総務省
平成27年3月発行

31

浄化槽台帳システムの構築

検討3 非機能要件

<検討内容>

②運用・保守要件
業務フロー単位で検討

i システム運用・保守対応

- ・運用時間帯
- ・バックアップ取得間隔
- ・監視内容
- ・マニュアル等

ii システムトラブル対応

- ・年間サービス停止許容時間
- ・システム修正対応範囲等

iii 災害時対応

- ・システム復旧までの期間
- ・データ復旧の目標

<留意事項>

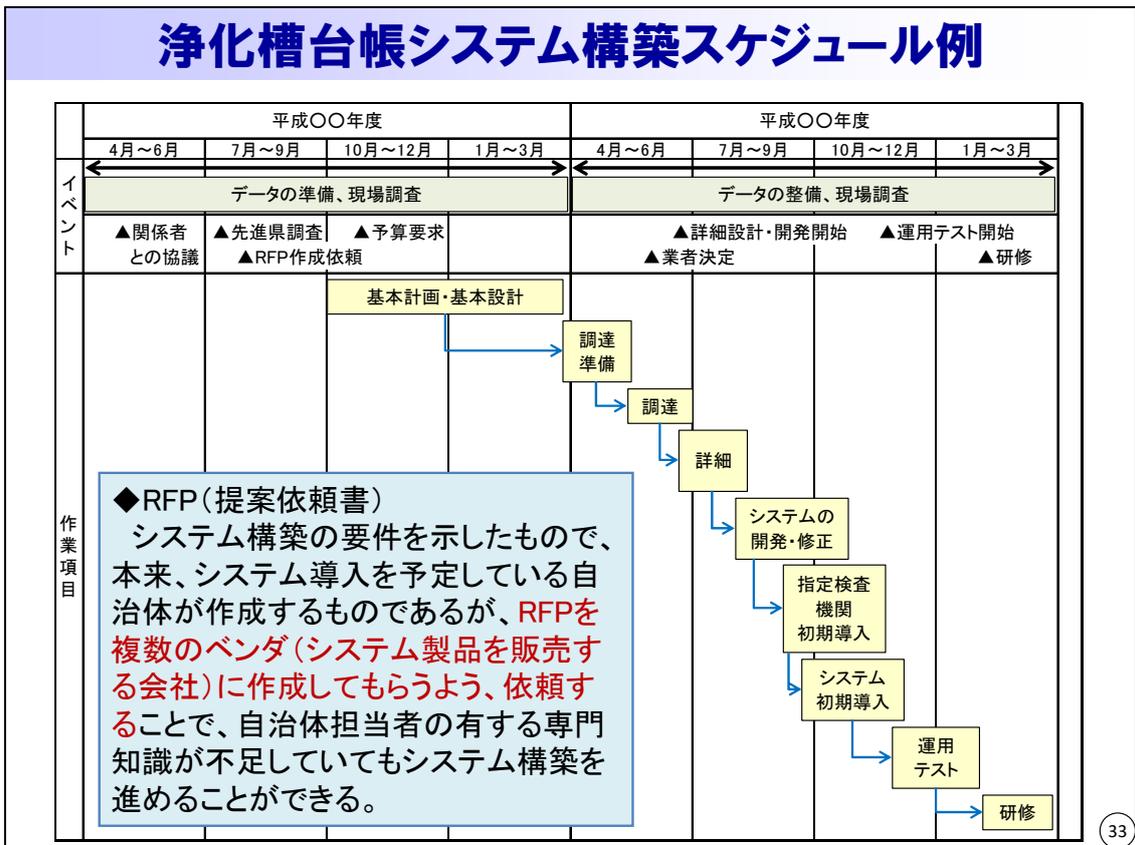
外部委託の場合は契約内容
が多岐

非機能要求グレード利用
ガイドラインを参考

[http://www.ipa.go.jp/sec/
softwareengineering/reports/
20100416.html](http://www.ipa.go.jp/sec/softwareengineering/reports/20100416.html)
情報処理推進機構
平成22年4月発行

32

浄化槽台帳システム構築スケジュール例



浄化槽台帳システムの標準仕様(例)

「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル」では、システム構築業務の仕様書(例)が示されている

<浄化槽台帳システム構築業務の仕様書(例)目次>

1章 システム構築の目的	4章 拡張性要件
2章 システム概要	5章 移行要件
・システム全体	6章 他システムとの連携
・スケジュール	7章 セキュリティ要件
・機能要件	8章 運用要件
・帳票仕様	9章 保守要件
3章 処理方式	10章 開発計画
	11章 付帯作業

「検討2 機能要件(全般)」で示した通り、RFPに基づいて、マニュアルに示した浄化槽台帳システムの構築業務の仕様書(例)を参考に、自治体ごとの仕様書を作成する

34

情報の電子化を行う上での留意点

- 紙台帳から電子化を進める場合、使用するアプリケーションは表計算ソフトでよい
- ただし、以下に留意して入力する必要がある

- ① 行や列の結合を避ける
- ② 「々」や「〃」など他のセルを参照する表示を避ける
- ③ データがない場合は空白セルとし、ハイフンなどの入力は避ける
- ④ 住所の入力方法の統一を図る
(1つのセルに「町丁名、号・番」とそれ以外の文字(マンション名等)が入力されているとアドレスマッチング処理(ジオコード変換)の精度が低下するため、別セルに入力)
- ⑤ 標準コードを意識したデータ入力を行う

	A	B	C	D	E	F
1						
2						
3			結合セル		結合	
4						
5						

住所から緯度経度情報を取得する処理

結合は避ける

35

(1) 浄化槽情報基盤整備の動向

◆浄化槽台帳システムに関する各種調査検討

浄化槽台帳システムの整備状況に関する調査(H24)



浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル作成・改訂(H25、26)



浄化槽台帳システムの導入に直面している自治体を対象として、その自治体が抱える課題と解決策を深掘りすることで、他の自治体にとって有用な情報が得られるのではないか？

浄化槽情報基盤整備支援事業(その1、その2)(H27)

- 浄化槽情報基盤整備支援事業(その1)・・・株式会社パスコ

【事業内容】

2以上の自治体を対象として、浄化槽情報基盤の現状の把握、浄化槽台帳システムの導入・運用方法の検討、浄化槽台帳システム導入に向けたロードマップの作成を行い、課題整理

- 浄化槽情報基盤整備支援事業(その2)

・・・(公財)日本環境整備教育センター

36

(2) 情報基盤整備支援事業(その2)の概要

◆事業目的

- ・浄化槽台帳システムの導入を具体的に検討している自治体において、浄化槽台帳システムを試行的に導入する支援を行う。
- ・浄化槽台帳システムの導入・運用に係る課題および解決策を整理、集約する。
- ・課題、解決策に関する情報提供を行い、浄化槽台帳システムの普及を促進する。

◆事業内容

対象自治体: 仙台市、宮崎県

導入したシステム: スマート浄化槽((一社)全国浄化槽団体連合会)

手順: ①現状の整理

②浄化槽台帳システム試行的導入計画の作成

③浄化槽台帳システムの試行的導入

④システム導入の課題、解決策の整理

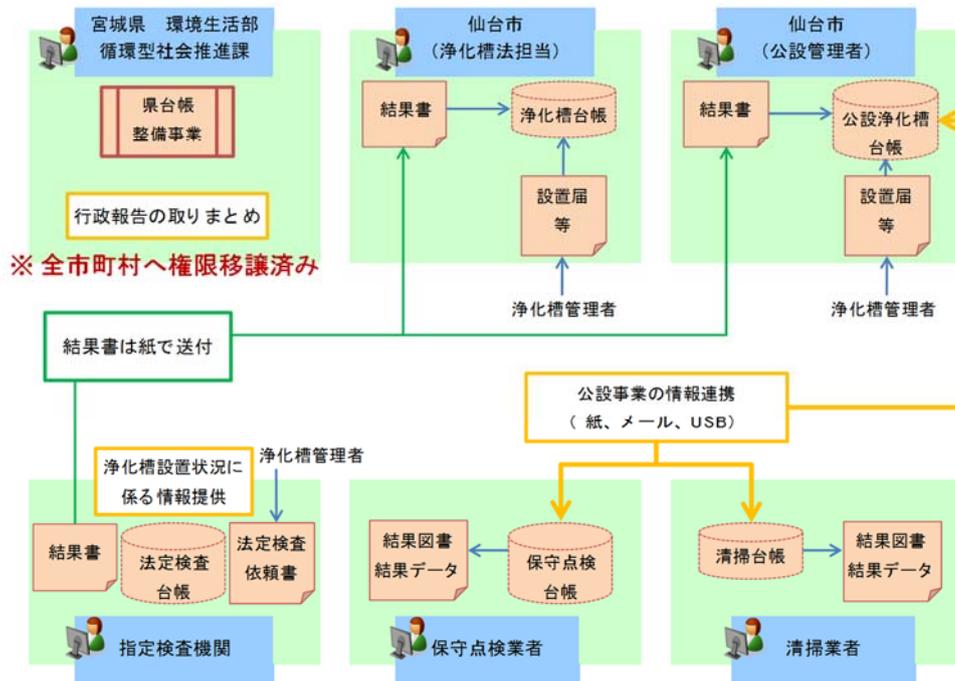


参照: http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/ledger/pdf/h27-introduction_example.pdf

37

(3) 対象自治体の現状・課題

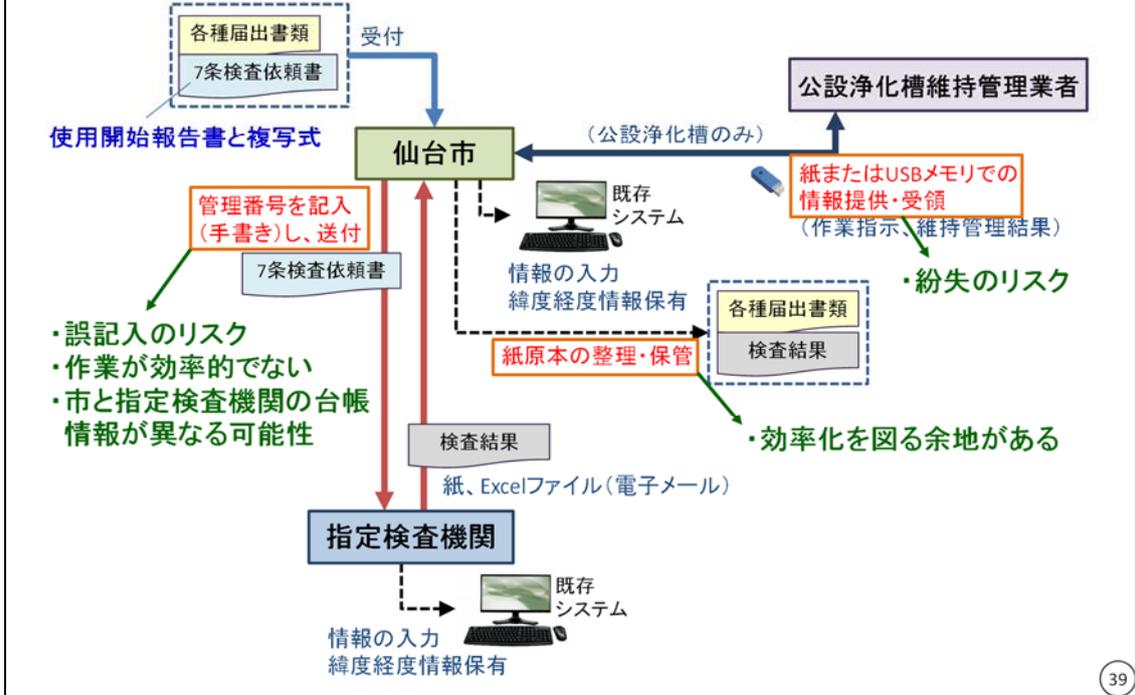
① 仙台市における浄化槽情報管理の現状



38

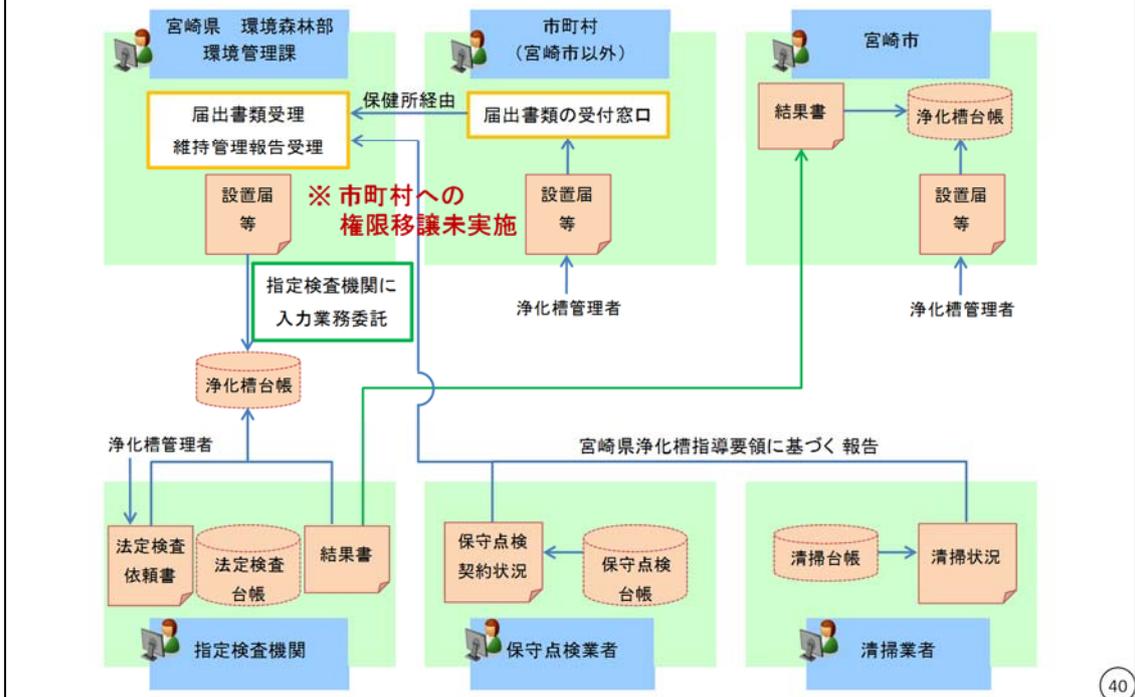
(3) 対象自治体の現状・課題

② 仙台市における浄化槽情報管理の課題



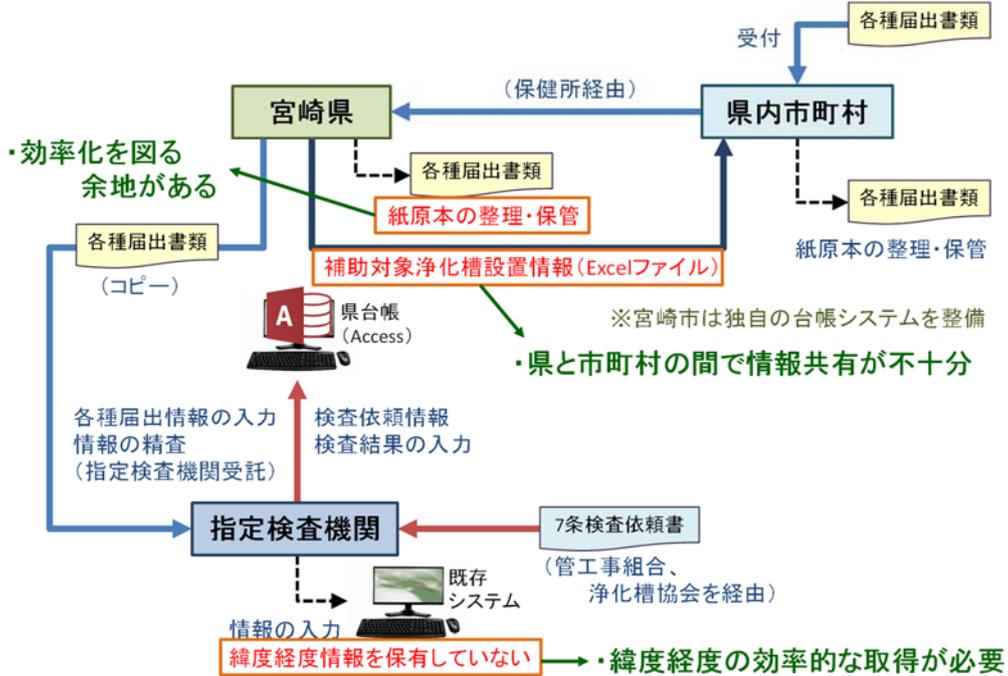
(3) 対象自治体の現状・課題

③ 宮崎県における浄化槽情報管理の現状



(3) 対象自治体の現状・課題

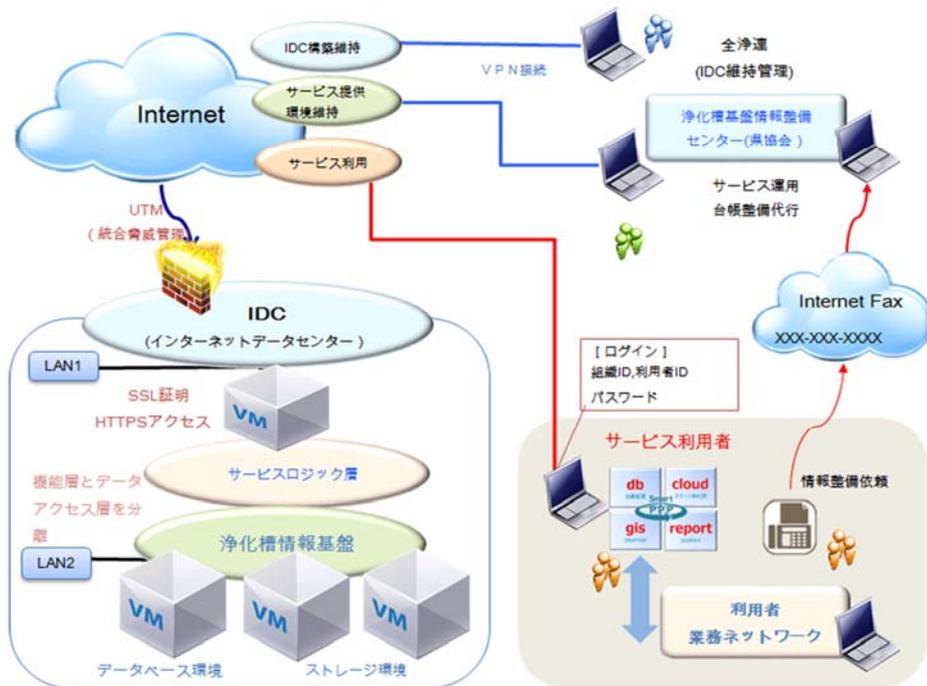
② 宮崎県における浄化槽情報管理の課題



41

(4) 試行的導入事業に用いた台帳システム

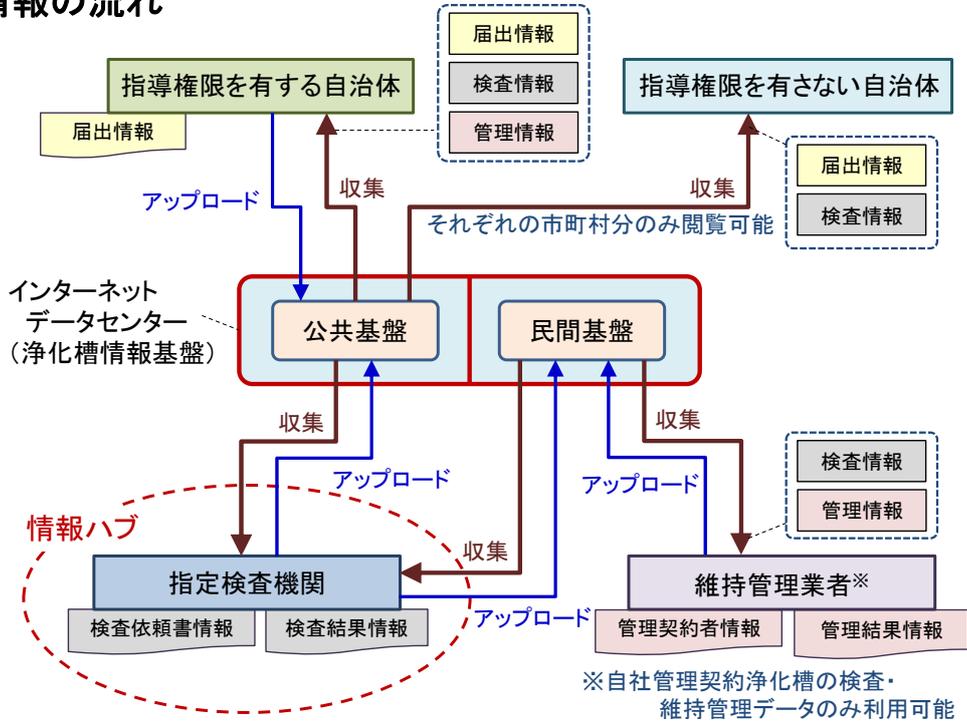
① サービス利用の仕組み



42

(4) 試行的導入事業に用いた台帳システム

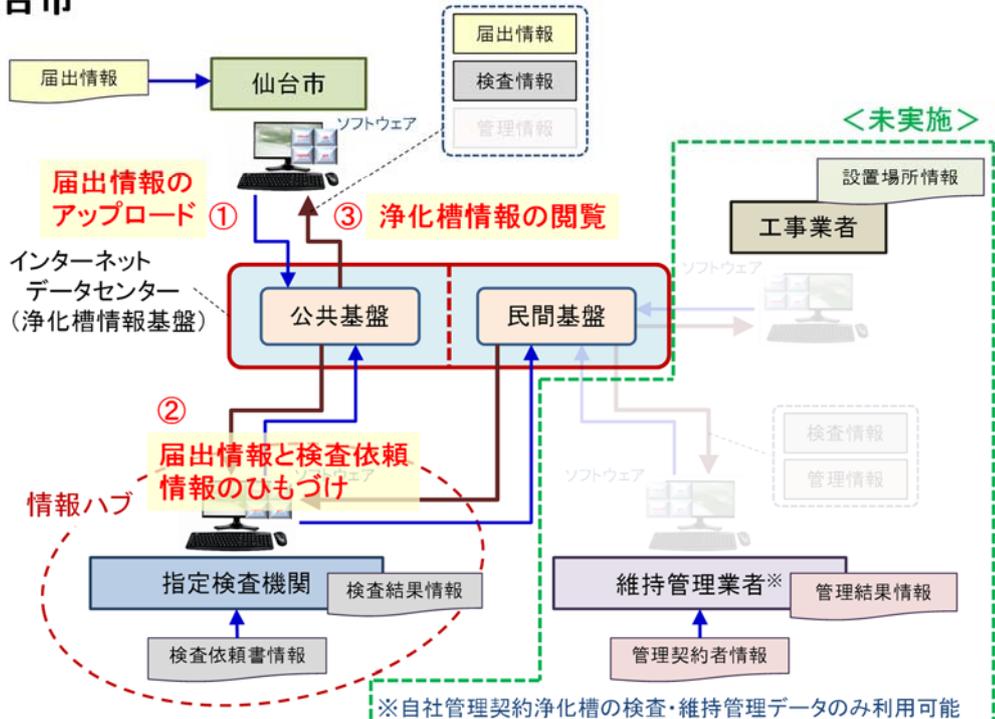
② 情報の流れ



43

(5) 浄化槽台帳システムの試行的導入事業

① 仙台市



44

(5) 浄化槽台帳システムの試行的導入事業

① 仙台市

7条検査依頼情報・・・精度が高い

届出情報 維持管理情報

行政担当者が閲覧可能

②一覧から選択

①設置地区で絞り込み

③表示

45

(5) 浄化槽台帳システムの試行的導入事業

① 仙台市

デジタル図書(届出書類をスキャナで取り込んだ画像)

- ・届出書類(紙原本)の保管方法を簡素化
- ・7条検査依頼情報が活用できれば届出情報の入力不要

46

(5) 浄化槽台帳システムの試行的導入事業

① 仙台市

■集計機能

■浄化槽仕様情報の閲覧

①条件の絞り込み

②チェック

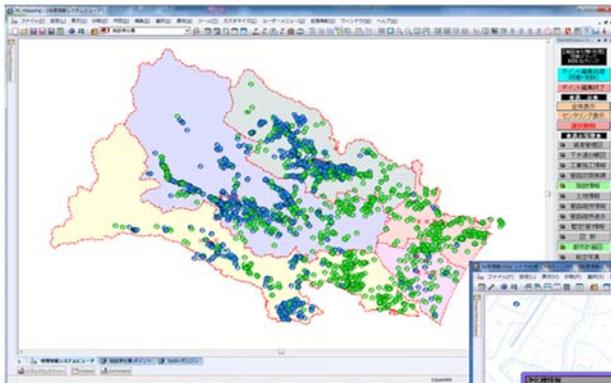
・行政報告の効率化

47

(5) 浄化槽台帳システムの試行的導入事業

① 仙台市

■公設浄化槽/民設浄化槽の分布表示



■選択した浄化槽の情報閲覧

■既存下水道台帳システムで
浄化槽情報を表示

48

(5) 浄化槽台帳システムの試行的導入事業

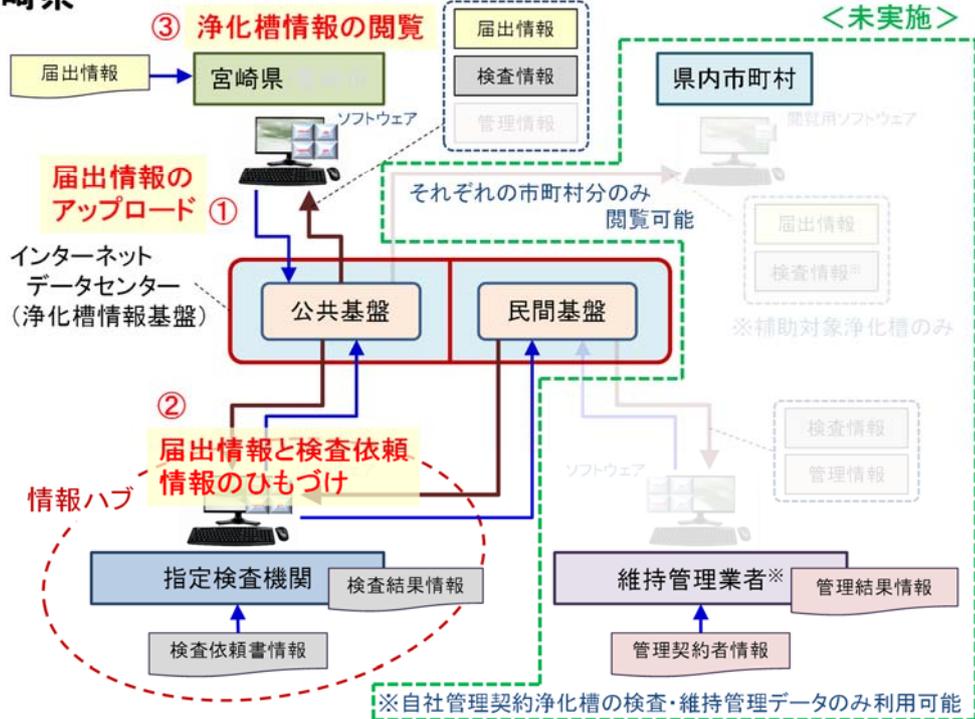
① 仙台市



49

(5) 浄化槽台帳システムの試行的導入事業

② 宮崎県

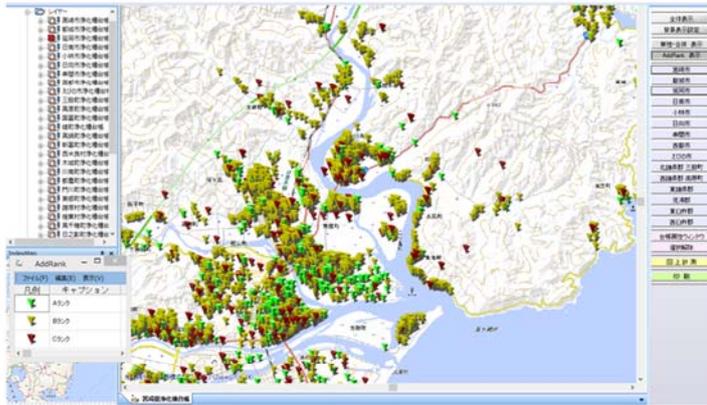


50

(5) 浄化槽台帳システムの試行的導入事業

② 宮崎県

■浄化槽設置分布



アドレスマッチングによる
緯度経度情報の取得

住所情報から緯度経度
情報を取得

GISの活用

- ・約7割の浄化槽情報に対して、精度の高い緯度経度情報を付与することができた

51

(5) 浄化槽台帳システムの試行的導入事業

② 宮崎県

■7条検査結果の分布表示



■選択した浄化槽の情報閲覧



- スマート浄化槽のGIS機能で
浄化槽情報を表示

52

(6) 浄化槽台帳システムの導入・運用に係る課題

【課題1】台帳システムの導入運用に伴い、市町村側の作業負担が増加する懸念がある(宮崎県内市町村の課題)

		宮崎県および宮崎市	その他の県内市町村
初期導入業務	要求定義	<ul style="list-style-type: none"> ■ 仕様書の作成 ■ 個人情報保護条例、情報セキュリティポリシー等に準じた手続き ■ 予算(サービス利用料)の確保(5万円/月) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 予算(サービス利用料)の確保(2万円/月(閲覧モード))
	浄化槽情報基盤整理	<ul style="list-style-type: none"> ■ システムベンダへのデータの提供 	
	浄化槽環境基盤導入	<ul style="list-style-type: none"> ■ 台帳利用専用PCの購入(必要に応じて) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 台帳利用専用PCの購入(必要に応じて)
台帳整備業務	PPP台帳基盤検証導入	<ul style="list-style-type: none"> ■ 既存システムとの連携確保のための調整(既存システムを保有している場合) 	
	ソフトウェア利用環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ ソフトウェア導入(システム会社によるカスタマイズを経てインストール) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ソフトウェア導入(インターネット経由でダウンロード、インストール)
運用業務	ソフトウェアテスト・維持	<ul style="list-style-type: none"> ■ 運用・閲覧テスト 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 運用・閲覧テスト
	ソフトウェア利用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 閲覧・利用 ■ 新規データの入力・提供 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 閲覧・利用

53

(6) 浄化槽台帳システムの導入・運用に係る課題

【課題2】個人情報保護条例、情報セキュリティポリシー、ガイドラインに準拠した個人情報の取扱いが求められる(仙台市、宮崎県共通の課題)

【課題の概要】

- ・浄化槽台帳システムに登載する個人情報を適正に取り扱う必要があり、特に、行政情報(各種届出書類に記載された情報)の取扱いについて厳しい制限が設けられている。

制限1

- 利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用または第三者提供してはならない

制限2

- 個人情報の情報システム処理を外部委託する場合、「調査」、「外部委託審査会の承認」、「受託業者が研修を受講していること」が求められる

制限3

- 通信回線による電子計算機の結合(オンライン結合)により個人情報を第三者提供するためには、個人情報保護審議会に諮る必要がある

54

(6) 浄化槽台帳システムの導入・運用に係る課題

<仙台市の対応>

- ① 外部に提供する情報から氏名等を削除し、浄化槽番号と住所だけの情報に加工⇒行政情報の重要性分類を下げる。
- ② 情報システム処理の業務は研修を受講した事業者が実施。
- ③ 市のPC端末を直接クラウドに接続せず、システム処理業務受託業者のPC端末からクラウド接続を行う。

- 万が一、情報漏えいが起こった場合の影響範囲を最小限にとどめるため、行政情報の重要性分類を下げた。
- 浄化槽番号と住所だけの情報に加工し、運用する(指定検査機関の保有する情報とのひもづけ)方法は、オフライン状態での試験運用と検証作業を行う予定。
- 今後の運用状況次第では、市のPC端末を直接クラウド接続することも検討する。

55

(6) 浄化槽台帳システムの導入・運用に係る課題

<宮崎県の対応>

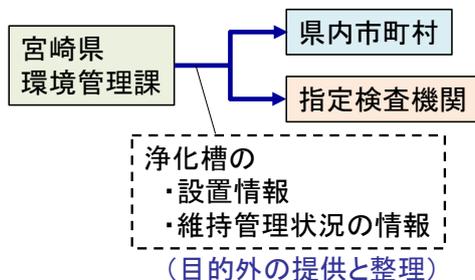
- ・試行的導入事業については、“試験”であることから、期間中、台帳システムにデータ(個人情報)を登載することは問題ないと判断された。
- ・次年度以降の本格運用を見据え、以下の2事項について個人情報保護審議会に諮った。
 - ①「目的外利用・提供の制限」の例外事項について
 - ②「オンライン結合による提供の制限」の例外事項について

56

(6) 浄化槽台帳システムの導入・運用に係る課題

①「目的外利用・提供の制限」の例外事項について

【諮問内容】



【個人情報取扱いの原則】

- 利用目的以外の目的のために保有個人情報を第三者提供してはならない
- 個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関(所管部署)が認めるときは提供が可能

<準備資料(台帳情報提供の必要性)>

●市町村への提供

- ⇒生活排水処理対策に係る責務を果たすため、浄化槽の整備状況を把握する必要がある
- ⇒補助対象浄化槽については維持管理が適正実施されるよう指導

●指定検査機関への提供

- ⇒県内全域の法定検査を的確に実施するためには、県内の浄化槽設置場所を把握する必要がある。

57

(6) 浄化槽台帳システムの導入・運用に係る課題

②「オンライン結合による提供の制限」の例外事項について

<準備資料>

◆宮崎県浄化槽情報管理システムの概要(イメージ図)

◆システム導入の目的

- 浄化槽の整備、維持管理の効率化のため、県、市町村、指定検査機関が浄化槽情報を共有することが必要
- 浄化槽管理者と保健所が検査結果を確認する**タイミングのズレを解消**(現在は、保健所へ一月分をまとめて電子データで報告)
- 指定検査機関から保健所への**データ提供における情報漏えいのリスク低減**(現在はUSBでの提供)

◆システムの対象(運用者、利用者)

◆提供する主な情報(項目、提供先)

◆セキュリティ対策の内容(物理的セキュリティ対策、人的セキュリティ対策、技術的セキュリティ対策の項目と内容、システム構成図)

58

(6) 浄化槽台帳システムの導入・運用に係る課題

【課題3】「小さな自治体では台帳システムは必要ない」、「施工業者、維持管理業者がシステムを利用するメリットが不明確である」といった意見がある(宮崎県内市町村の課題)

<災害時活用例>

- ① 災害情報の収集
- ↓
- ② ハザードマップをレイヤとし被災の可能性のある浄化槽を抽出
- ↓
- ③ 災害協定を結んだ関係事業者に調査を依頼
- ↓
- ④ 調査結果を浄化槽情報として追加・更新

災害モード画面例

この画面は、災害発生時の浄化槽管理に特化したインターフェースです。上部には「災害モード」のタブがあり、下部には「災害情報」のテーブルが表示されています。

災害発生日	災害発生時刻	災害発生場所	災害発生原因	災害発生規模
2014/12/01	08:00	宮崎県宮崎市	地震	軽微
2014/12/01	10:00	宮崎県宮崎市	地震	軽微
2014/12/01	15:00	宮崎県宮崎市	地震	軽微
2014/12/01	18:00	宮崎県宮崎市	地震	軽微

右側には「チェックシート」と「対応フロー」の図表が配置されています。チェックシートは、各浄化槽の被災状況を確認するためのリストであり、対応フローは、災害発生時の対応手順を示したフローチャートです。

(6) 浄化槽台帳システムの導入・運用に係る課題

<アセットマネジメント活用例>

この画面は、浄化槽の資産管理に特化したインターフェースです。上部には「グラフ化」の棒グラフがあり、下部には「修理履歴」のテーブルが表示されています。

浄化槽ID	修理日	修理内容	修理費用	修理担当者
1001	2014/12/01	ポンプ交換	10,000	田中
1002	2014/12/02	浮き輪清掃	5,000	田中
1003	2014/12/03	配管点検	3,000	田中

右側には「浄化槽仕様情報」と「資産情報」の2つのパネルがあります。仕様情報は、各浄化槽のメーカー、型番、容量などの詳細情報を提供し、資産情報は、浄化槽の総数、総容量、総費用などの概要情報を提供しています。

平成 28 年度浄化槽情報基盤整備フォローアップ業務
ワーキンググループ（第 1 回）

議事要旨

日時：平成 29 年 2 月 1 日（水）10:00～12:00

場所：（公財）日本環境整備教育センター4F 会議室

1. WGの出席状況

出席者 委員長：木曾祥秋
委員：川西涼太、坂下哲也、嶋原己八、昇広文、杵保恭章（五十音順）
オブザーバー：吉野邦治
環境省：吉川圭子、井上剛介、陣内崇
事務局：仁木圭三、久川和彦、濱中俊輔、高橋悟

2. 挨拶（環境省）

3. 議事

（1）平成 28 年度浄化槽情報基盤整備フォローアップ業務の概要

事務局より、本ワーキングの設置趣旨および浄化槽情報基盤整備フォローアップ業務について資料 1 および 2 に基づいてそれぞれ説明を行った。

（2）浄化槽関連の個人情報の取扱いについて

事務局より、浄化槽分野の個人情報の取扱いに関するガイドブック案について、資料 3 - 1 ～ 3 - 3 および参考資料 1 ～ 5 に基づいてそれぞれ説明を行った。

【ガイドブック案の構成について】

- ① 地方公共団体から指定検査機関への届出情報の提供について事例を示しているが、指定検査機関へ提供するメリットや効果についても記載したほうがよい。
- ② 徳島県では、条例に基づき、設置届出書の受付窓口業務を指定検査機関が行っており、届出情報はその際に取得している。あわせて、指定検査機関は台帳整備の業務も受託しており、受理した届出情報を台帳に反映させているが、建築確認申請書の情報はすべて

受け取っているわけではなく、添付書類（浄化槽設置届出書と同様の内容）を受け取って台帳に反映させている。

- ③ 徳島県では、世帯情報（構成人員数、男女比等）を施工業者から聞き取ることについては県に照会したことがあり、その結果、水質保全に係る事項であるとの理由で、本人同意を得ることなく、施工業者から世帯情報を取得してもよいと了承が得られた。ただし、本件については、県と文書は交わしてはいない。
- ④ 過去に行った全浄連の調査では、検査機関が届出の窓口になっている県は西日本に多く見られた。
- ⑤ 福島県では、全市町村に対して権限移譲が行われているので、台帳整備は各市町村が行うこととなっている。指定検査機関が各市町村からの委託業務として、また浄化槽の設置基数が少ない市町村は情報提供という形で行政用の基本台帳を整備している。基本台帳と検査台帳をリンクさせており、情報の更新がなされる。台帳整備の委託契約の約款に、守秘義務等が記載されている。委託業務で台帳整備を行っている場合は委託期間が変わった場合はデータを消去しなければならない。しかし、受検勧奨にはデータが必要なため、17年の法律改正の際に、委託業務の内容に受検勧奨を追記してもらい、委託業務を履行するためデータが必要であり消去する必要はないと整理した。しかしこの整理の方法でよいのか、グレーではないのか危惧している。
- ⑥ グレーの部分をもどのようにしたらグレーでなくなるかの手順を示していけたらよい。
- ⑦ 情報提供で台帳整備を行っている市町村では個人情報に関する条例や判断が違うため、情報提供で台帳整備を行ってよいのか。
- ⑧ 民間の指定確認検査機関に建築確認申請が提出された場合は、申請から浄化槽部局に情報が届くまで1カ月以上かかり、すでにその地域には適していない（窒素除去が必要な地域で、窒素除去の性能を有していない等の）浄化槽が設置されてしまっていることがある。
- ⑨ 福島県では、改正個人情報保護法が全面施行された後、個人情報の取扱いについて、何か対策を行う予定はあるのか。
 - ▶ 今後、浄化槽維持管理業者へ個人情報の取扱いについて通知し、業者への講習会等を検討している。
- ⑩ 基本検査を導入した場合、民間業者間で情報の提供、受領が必要となってくる。その際に個人情報保護法にどのように対応するか検討が必要である。
- ⑪ 環境省では、現在検討しているガイドブックをどのような位置付けにする考えなのか。
 - ▶ ガイドラインの解説版と位置付け、浄化槽に関連した情報を取りまとめ、浄化槽関連事業者に対する講習会等で周知を図る際に活用していきたい。そのため、説明用

パワーポイントやパンフレット等があると効果的と考えられる。

- ⑫ 現在のガイドブック案は、個人情報保護法ガイドラインに基づいて作成しているが、これに基づいて対応できる業者は少ないと思われる。ファンクションごと（工事の発注を受けた場合、検査の申し込みを受けた場合、第三者提供を行う場合等）に実施すべき事項を示したものがあつた方がよい。
- ⑬ 今回の個人情報保護法改正で最も影響の大きな点は、すべての事業者が個人情報保護法の規制対象となることであり、その点を周知徹底する必要がある。全面施行後は個人情報に関する指導監督権限が個人情報保護委員会に一元化されるため、事故が起こった場合、環境が間に入ることはなく、中小規模の事業者に対しても個人情報保護委員会が直接立入検査等を行うことになる。そのため、浄化槽業界にも認定個人情報保護団体を設置し、個人情報保護委員会が事業者に直接入らないような体制を作つたほうがよい。
- ⑭ 台帳システムの導入・活用を推進するのであれば、個人情報のシステム管理を行う上での安全管理措置について、事例をガイドブックに示した方がよい。
- ⑮ 今後、行政機関個人情報保護法が全面施行されるため、それに応じて各自治体の個人情報保護条例も見直される動きがある。その際に、浄化槽の届出情報を指定検査機関等に提供しやすくなるよう、条例改正の際に働きかけたほうがよい。

【浄化槽関連事業者が取扱う可能性のある要配慮個人情報について】

- ① 家族構成や男女比のみは要配慮個人情報に該当するか。
 - 該当しない。要配慮個人情報とは、基本的には本人が積極的には人に知られたいくない情報であり、病名などが挙げられる。服用している薬から病名が特定でき、その病歴情報が要配慮個人情報に該当する場合には、服薬情報も要配慮個人情報と考えたほうがよい。
- ② 書面での同意の取得を求めると、業務が停滞してしまうため、ガイドブックでは本人同意を書面にて取得することが望ましいが、業務上は口頭でも可とした方がよいと思われる。また、病名等は、維持管理上必要な情報であるため、契約時にこれらの情報を聞くことがある旨を通知しておくことが望ましい。
- ③ 中小規模の事業者に対しても、糖尿病や摂食障害の情報は要配慮個人情報と定義されているものと理解してもらうことが重要である。
- ④ 家族の誰かが糖尿病であるが、誰が糖尿病であるか特定できなければ要配慮個人情報とはならないが、聞き方や答え方によって要配慮個人情報になってしまう。
- ⑤ 現場では管理者から聞き取りを行わなくても、浄化槽の状態から糖尿病や摂食障害の人がいることが推定できる。その浄化槽の状態に関する情報を取得すること自体は要

配慮個人情報の取得にはならない。

【浄化槽関連事業者における個人データの安全管理措置について】

- ① 個人データの第三者提供の際に記録を残すことは、情報漏えい等の問題が起きた際に、漏えい箇所を特定する上で重要である。過去に問題となった、名簿業者への情報漏えいの際も、記録を残していたため、情報を漏えいさせた社員を特定することができた。
- ② その他詳細については第2回WGにて議論を行う。

【浄化槽分野における個人データの第三者提供について】

- ① 記録の作成媒体、様式は決まっているのか。台帳情報等をPCで管理している場合のログ等は記録に当たるのか。指定検査機関ではデータの提供・受領が相当数あるため、記録を残すことは困難だと思われる。
 - どのような形でも良いが、追跡が可能なものである必要がある。メールの送信履歴は記録に当たるが、システムログは追跡性がないため記録には当たらない。
- ② 業者によってはなんの契約もせずに口頭の約束だけで維持管理を行うことがある。業務契約を結ぶことはステップ0（ゼロ）として必須である。
- ③ 本来、契約時に第三者提供に関する項目を記載しておく場合（本人同意を取得した場合）は、記録を作成する必要はないが、現在は問題が起きた場合に追跡できるよう記録も残しているのが実態である。
- ④ 契約時に台帳に情報が記載される事、またどのように台帳情報が更新されるかを記載しておくとうい。
- ⑤ 地方公共団体内の他部署への個人データの提供も第三者提供に該当するのか。
 - 第三者提供には該当しないが、特定されている利用目的の範囲内で利用しなければならないという制限がある。
- ⑥ 個人情報保護法の原則では、個人情報の利用目的や利用方法を本人に知らせ、個人データの第三者提供を行う場合は本人の同意を得ておけばよい。
- ⑦ 改正個人情報保護法に対応した各業者の個人情報取扱規程のテンプレートが必要だと思われる。それにより、浄化槽業界における個人情報の取扱いが適正化され、業界の社会的信頼の確保につながる。また、個人情報の利用目的や第三者提供に関する内容を盛り込んだ契約書のテンプレートも必要である。
 - 一括契約を推進している自治体では標準契約書があるはずなので、そこに個人情報の取扱いの内容を盛り込んでもらえばよいのでは。

(3) 浄化槽台帳システム整備の公益性について

- ① 浄化槽台帳システム整備の公益性を考える上では、浄化槽利用者に対するサービス向上の視点が必要である。
- ② GIS を活用すれば、みなし浄化槽の設置基数の多い地域が可視化されるため、水環境への影響が懸念される地域を絞り込んで重点的に転換促進を行うと効率的である。
- ③ レイヤとして航空写真を使用すると、建築物が取り壊されていることが判断できるため、廃止された浄化槽を抽出することができ、職権で台帳から削除することも可能となる。
- ④ 市町村設置型事業では、台帳システムで情報管理を行うことにより、住民サービスの向上が図られ、さらに、市町村の資産管理が容易となる。
- ⑤ 台帳の整備・更新を浄化槽法等に明記してもらえれば、各自治体は予算化しやすくなると思われる。
 - 浄化槽法はで設置等の届出が義務づけられており、地方公共団体は受理した届出情報を管理しなければならないが、管理の手段は様々である。届出情報を管理するためのツールである台帳の整備を法で義務化することは、法律上なじまない。

平成 28 年度浄化槽情報基盤整備フォローアップ業務
ワーキンググループ（第 2 回）

議事要旨

日時：平成 29 年 3 月 15 日（水）16:00～18:00

場所：（公財）日本環境整備教育センター4F 会議室

1. WGの出席状況

出席者 委員長：木曾祥秋
委員：川西涼太、坂下哲也、嶋原己八、昇広文、杵保恭章（五十音順）
オブザーバー：吉野邦治
環境省：井上剛介、陣内崇
報告者：藤川真司、小野芳樹（株式会社パスコ）
事務局：仁木圭三、久川和彦、濱中俊輔、高橋悟

2. ワーキンググループ（第 1 回）議事要旨案

ワーキンググループ（第 1 回）議事要旨案について、以下の修正案を反映させることとし、了承された。

- 【ガイドブック案の構成について】⑧の「リン除去の性能」を「窒素除去の性能」と訂正する。

3. 議事

（1）平成 28 年度に実施された浄化槽情報基盤整備支援業務の報告

株式会社パスコより、「平成 28 年度自治体既存システムと連携した浄化槽情報基盤整備支援業務」における検討状況について資料 2 - 1 に基づいて説明を行い、以下の議論が行われた。

【株式会社パスコ】

- ① この台帳システムでは地図データとして地番図を利用しているが、地番図は自由に使えるものなのか。
→地番図は固定資産税の評価を求める際の基礎資料として作成されることが多いため、地番図を浄化槽台帳システムで使用する場合は、目的外利用となる可能性がある

る。銚田市では目的外利用を懸念し、使用の申請手続きを行った上で使用した。自治体によっては、庁内のどの部署でも地番図を自由に使えるところもある。

- ② 指定検査機関では台帳を住居表示で使用する人が多い。自治体既存システムと連携した浄化槽情報基盤整備支援業務 WG では課題とならなかったのか。
→住所は建物が建ち、人が住んで初めて割り振られるものである。設置届を提出する際は住居表示ではなく地番として申請されることが多い。また、場所により、住居表示がないエリアもあるため、地番図を利用している。
- ③ 住居表示と地番図は対応できるのか。
→住居表示地区については、地番と住居表示の対応表はあるが、今年度業務ではその突合せを行っていない。
- ④ 市町村ごとに異なるシステムが導入されている場合、対応できるのか。
→茨城県では県、市町村が共通に利用できる統合型 GIS を導入しており、個別のシステムが導入されていない。茨城県内の他の市町村が利用する場合も同じデータベースで利用できる。
- ⑤ 指定検査機関等の関連する民間団体も同じシステムで連携できるのか。
→行政用システムは LGWAN を利用しているため、民間団体とは連携できず、自治体が指定検査機関から収集したデータは手作業でアップロードする必要がある。しかし、公開用システムは IDC を活用しており民間団体とも連携できるため、将来的には公開用システムの IDC と LGWAN データセンターの連携により民間団体の情報を収集することを検討している。
- ⑥ 住所は必ずしも世帯を特定できるものではないが、地番図を利用することにより、浄化槽を所有している世帯を特定することが可能となる。公衆衛生の観点からは、マイナンバーを使用できればよいが、そのためには条例を整備する必要がある。地番図をオープンデータ化すると、プライバシー侵害が懸念されるため、行政が確認するためのデータ利用が望ましいと思われる。

次に、（公財）日本環境整備教育センターより、「平成 28 年度民間の有する情報基盤と連携した浄化槽情報基盤整備支援業務」における検討状況について資料 2-2 に基づき説明を行い、以下の議論が行われた。

【（公財）日本環境整備教育センター】

- ① スマート浄化槽は市町村のニーズに応じて個々に改修するのか。
→現在、指導権限を有していない市町村に提供するサービスとして、GIS 機能を含めた閲覧と集計の機能を考えている。
- ② 環境省から求められる集計が変わった場合、対応はできるのか。また、システムの変更

が必要な場合は誰がシステムの変更を行うのか。

→項目が増えた場合などはソフトウェアのカスタマイズ・更新が必要になる。更新の作業はシステムベンダまたは指定検査機関が行うことを考えている。

- ③ 地図が高価であるため、近年はオープンストリートマップ等をクラウドで利用することが行われている。それにより地図に関わる費用を抑えられ、使用者の負担が軽減されると考えられる。
- ④ 課題の一つとして民間業者の ICT 化が求められることを挙げているが、今後は面的に ICT 化を進めるための検討が必要である。
- ⑤ 宮崎県の業務フローでは設置届出書の入力是指定検査機関に委託し、使用開始報告書の入力は SPC に委託をすることになっているが、なぜ 2 カ所に委託しているのか。
→宮崎市の担当者がこのような体制で行いたいと考えているためである。
- ⑥ SPC に入力を委託し、そのデータを指定検査機関に提供することになるが、この作業は個人情報保護の観点から問題ないか。
→市と交わす業務委託契約書に個人情報特記事項を記載し、そこに明記すれば問題ないと思われる。
- ⑦ 設置届出書をスキャンし送付することになっているが、個人情報の提供や公文書の流出にあたる可能性はないのか。
→仙台市の事例では、電子化された情報を外部提供するため、情報セキュリティポリシーの対象になると判断されている。そのため、情報セキュリティポリシーに規定された個人情報の取扱いルールに従うことが求められている。

(2) 浄化槽台帳システム整備の公益性について

事務局より、浄化槽台帳システム整備の公益性について、資料 3 に基づき説明を行い、以下の議論が行われた。

- ① 個人情報保護審議会への諮問を行っている自治体では、諮問の際に公益上の必要性を説明しているため、それらの具体的な内容を盛り込んでもよいと思われる。
→自治体から指定検査機関に対して個人情報を提供することについて、個人情報保護審議会に諮問した事例を調査しているため、台帳システム整備と指定検査機関に対する情報提供を関連付けて資料に盛り込みたい。
- ② 財政部局と協議をする際は、台帳システム整備の公益性を説明するための資料が必要となる。集計報告や住民対応が効率化することによる業務量の削減などを数値で示すことができればよいのではないか。さらに、台帳システムの導入により、業務が効率化され、それにより浄化槽の指導・監督体制が強化され、運用（設置、維持管理）が適正

化される点まで踏み込んで記述することが望ましい。

- ③ 流域別にどの程度の負荷が排出されているかがわかれば、重点的に合併転換を啓発すべきエリアを絞り込むことができ、住民への啓発資料になる。

(3) 浄化槽関連の個人情報の取扱いについて

事務局より、浄化槽関連の個人情報の取扱いについて、資料4および資料5に基づいて説明を行い、以下の議論が行われた。

- ① 資料4の17ページの図(法定検査の流れ)は採水員を活用していない検査の流れを表しているため、図のキャプションを修正する。
- ② 浄化槽管理者に対して、情報が使われるメリットや、なぜ関係者間で情報提供が行われるかを説明するための記載内容が必要だと思われる。
→基本検査などもメリットとして挙げられると思われる。このような観点からも整理する必要がある。
- ③ 福島県では、市町村から法定検査の必要な情報の提供と台帳整備の業務委託に伴い浄化槽情報を受領し、台帳整備と受検勧奨(情報提供)を行っていることで、法定検査のために保有する情報と業務委託の受領した情報を保有し続けている。
→本来は、委託された業務の目的が達成された際に、速やかに個人データを消去しなければならない。
- ④ 浄化槽情報は公衆衛生を維持するために利用されるため、個人情報保護法で規定されている第三者提供の制限等を受けない情報と解釈することもできる。ただし、情報漏えい対策は講じなければならない。それらをガイドブックに盛り込めば事業者が業務を行う上での情報の取扱いが非常に楽になる。
- ⑤ 地番図や住民基本台帳データを使用して浄化槽の所有者を確認することも求められるが、そのためには条例の改正が必要となる。国からルールブックを出せば自治体も動きやすくなる。
- ⑥ 特定の地域で、必要な条例改正や個人データの共同利用を行った完璧なモデルを作ることができれば、他の地域にとって参考になるのではないか。
- ⑦ 零細企業等も全面施行後は個人情報保護法の対象となるため、各企業は最低限何をしなければならないのかといった、具体的な内容をわかりやすく示したほうがよい。
- ⑧ 環境省の浄化槽ビジョンがまとめられてから、10年が経過しており、ICT化を含めた新しいビジョンをまとめてはどうか。
→今年度も戦略会議にてIOT、ICTについて検討したが、全国的に統一することは難しいと思われた。しかし、引き続きICT化については議論していく方針である。

→酪農の分野では iPad を使った管理が取り入れられつつある。それにより、紙での情報管理が減り、クラウドを利用した情報管理を行う事業者が増えた。

- ⑨ ガイドブックの序文などに、罰則等を記載することにより取組む必要があるという認識を持ってもらえるのではないか。
- ⑩ ガイドブックとは別にパワーポイントやパンフレットなど簡易な資料が必要である。
- ⑪ 地方公共団体における個人情報の取扱いの章には、権限移譲を受けていない市町村が情報の収集を行う場合、収集の制限がある点や、都道府県と市町村の情報の授受、自治体内での情報の利用等についても記載したほうがよいと思われる。

浄化槽台帳システム整備の公益性について

◆ 浄化槽台帳システムの整備による効果

- 浄化槽の設置、維持管理状況に関する情報が一元管理できる
- 必要な情報が迅速に検索抽出できる
 - 住民からの問い合わせの対応が効率的かつ適正になる（住民サービスの向上）
 - 設置工事、維持管理に関する指導（施工不良、管理未実施、不適正に対する指導）が行いやすくなる（指導対象浄化槽の抽出が容易になる、通知等の誤送付が減る）
- 業務効率化により浄化槽の指導・監督体制が強化される
 - 運用（設置、維持管理）が適正化される
- （関係官公庁への報告データを）自動集計できる
 - 集計・報告等の事務の効率化が図られる
- （クラウドサービスを活用で、）浄化槽データの外部バックアップができる
 - 大規模災害時の事業継続が可能となる
 - 市町村設置型事業におけるアセットマネジメントが容易になる

◆ 浄化槽台帳システムに、し尿収集情報を登録することによる効果

- 収集し尿量、収集浄化槽汚泥量の情報を一元管理できる
 - 廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）処理計画の見直しが容易になる

浄化槽の設置から維持管理に至る情報の一元化とその情報の活用

〔ICTによる迅速な検索・抽出・自動集計と理解しやすい結果情報の表示〕

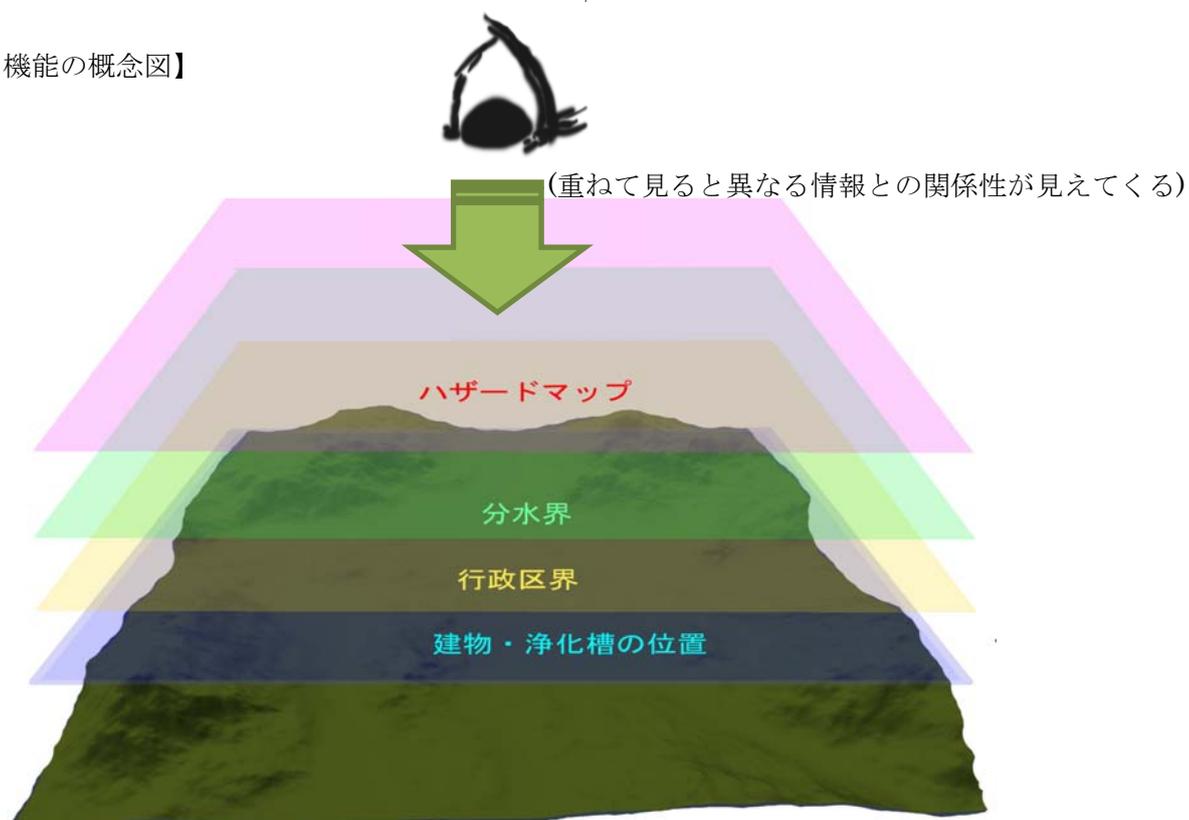


関係するさまざまな情報を
ICT技術で収集・解析・表示

※ICT : information and communication technology 情報通信技術

- ◆ 浄化槽台帳システムに、GIS 機能を導入することによる効果
 - 浄化槽の設置、維持管理状況を地図上で視覚的に確認できる
 - 現場確認や情報精査の効率化が図られる
 - 合併処理浄化槽への転換を優先的に行うべき地域を絞り込める
 - 分水界ごとの排出負荷のデータが得られる
 - 合併処理浄化槽への転換を優先的に行うべき地域を絞り込める
 - 分水界ごとの排出負荷のデータが得られる
 - (家屋間距離の計測等で、) 集合処理、個別処理の費用比較ができる
 - (家屋間距離の計測等で、) 集合処理、個別処理の費用比較ができる
 - 災害時に使用可能な公共施設のトイレの抽出・表示ができる
 - (ハザードマップと重ね合わせることで、) 被災の可能性の高い浄化槽を抽出できる
 - 災害時の住民サービスが維持できる
 - 災害後の浄化槽の復旧が迅速に行われる
 - (航空写真の活用で、) 建物の解体 (= 浄化槽の廃止) が確認できる
 - 職権による浄化槽台帳からの削除などが行え、通知の誤送付等が軽減される

【GIS 機能の概念図】



以上のように、浄化槽台帳システムを整備することで、浄化槽情報の精査および有効活用が進み、かつ、浄化槽行政担当者の業務効率化に伴う指導・監督体制の強化が図られる。

これにより、住民サービスの向上や浄化槽の設置・維持管理の適正化、生活排水処理計画の精緻化といった効果が得られることから、浄化槽台帳システム整備には公益上の必要性があるといえる。

また、浄化槽台帳情報の整備の観点からみると、地方公共団体から指定検査機関に対して届出情報を提供し、検査台帳の更新を行っている事例がある。これらの外部提供に際して個人情報保護審議会/審査会に諮問した際の説明資料では、指定検査機関において台帳情報を更新することで、法定検査の適正実施や法定検査に対する信頼性の確保が図られ、受検率の向上といった効果があるため、台帳情報の整備は公益上の必要性があるとされており、これが認められた実績がある。

このことから、浄化槽台帳情報や浄化槽台帳システムを整備することには、公益上の必要性があるといえる。

浄化槽分野の個人情報の取扱いに関する検討事項

① ガイドブック案の構成

地方公共団体（自治体）は個人情報取扱事業者から除外されているため、個人情報保護法に規定されている「個人情報取扱事業者の義務等」は自治体には適用されない。自治体における個人情報の取扱い方法は、各自治体が定める個人情報保護条例で規定されており、取扱いに係る判断も各自治体に委ねられていることから、本WGで作成するガイドブック案において、取扱いのルールを示すことは困難である。

自治体から指定検査機関への届出情報の提供に着目すると、参考資料1に示すように、浄化槽担当部署における事務の目的内で提供できると判断している自治体もあれば、目的外の提供に該当すると判断し、個人情報保護審議会/審査会に諮問した上で提供している自治体もある。

ガイドブック案（たたき台）においては、今年度業務でヒアリングを実施した自治体の事例を掲載しているが、これらは個人情報保護審議会/審査会への諮問事例であり、いずれも目的外の提供に該当すると判断した自治体の事例である。

自治体担当者が浄化槽関連の個人情報を取扱う上で有益な情報を検討し、ガイドブックの「地方公共団体における浄化槽に係る個人情報の取扱い」に反映させる必要がある。

② 浄化槽関連事業者が取扱う可能性のある要配慮個人情報

「要配慮個人情報」は、個人情報保護法の改正に伴い新たに定義されたもので、他の個人情報よりも厳しい制限（取得時の本人同意、オプトアウトによる第三者提供の禁止）が設けられている情報である。

要配慮個人情報の定義を以下に示す（詳細は参考資料3参照）。

＜要配慮個人情報＞個人情報保護法第2条第3項

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

浄化槽関連事業者が取扱う可能性のある個人情報のうち、どのような情報が要配慮個人情報に該当するか検討し、ガイドブックに反映させる必要がある。

③ 浄化槽関連事業者における個人データの安全管理措置（第2回WGで検討予定）

個人情報保護法第20条に、「個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」と規定されており、安全管理措置を講じることは義務付けられているが、安全管理措置の内容については、ガイドラインで手法が例示されているのみである。

浄化槽関連事業者の実情を考慮して、推奨する安全管理措置のレベル等を検討し、ガイドブックに反映させる必要がある。

④ 浄化槽分野における個人データの第三者提供（本人同意の必要性、確認・記録義務の適用対象）

個人情報取扱事業者が管理する個人データを第三者に提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得る必要がある（法令に基づく第三者提供等は本人同意が不要）。

浄化槽関連分野における個人データの第三者提供のうち、本人の同意を得た上で実施する必要がある提供を整理し、ガイドブックに反映させる必要がある。

さらに、個人情報保護法改正により、第三者提供時に提供者側に記録作成義務が、受領者側に確認および記録作成義務が課せられることとなる。

この確認・記録義務は、違法に入手された個人データの流通を抑止する目的で取り入れられるものであり、正常な事業活動を行っている個人情報取扱事業者に対して過度な負担をかけない運用方法が求められる。

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」（参考資料4）では、確認・記録義務の適用対象を絞り込む際の考え方が示されているため、それらを参考に、浄化槽関連分野における個人データの提供/受領の実態を考慮し、確認・記録義務の適用対象を検討した上で、ガイドブックに反映させる必要がある。

浄化槽台帳システム整備の公益性について

1. 検討の趣旨

地方公共団体において浄化槽台帳システムを整備導入するためには、整備予算を確保する必要があり、財政部局等に対する説明が必須となる。特に、大多数の浄化槽は住民個人の所有物であり、地方公共団体においてその設置・維持管理情報を台帳で管理する意義が理解されにくい現状にあることから、浄化槽行政担当者が浄化槽台帳システム整備の公益性を財政部局等に説明できるような考え方の整理が必要である。

地方公共団体が浄化槽台帳システムを整備する意義については、平成 26 年に改訂された「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル第 2 版」に示されているが、マニュアルでは、浄化槽台帳システムの公益性を説明するための情報が十分に整理・集約されているとはいえず、再度、改訂する必要があると考えられる。

そこで、本WGでは、マニュアルの改訂を目的として、浄化槽台帳システム整備の公益性の考え方について検討することとする。

2. 「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル第 2 版」における浄化槽台帳システム整備の公益性の考え方

浄化槽台帳システム整備の公益性を以下のように整理することとし、「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル第 2 版」における①～③に該当する記述を抽出する。

① 浄化槽台帳システムを整備することで可能となる作業



② ①の作業を行うことによって得られる効果



③ ②の効果が得られると、公共の利益につながる

①浄化槽台帳システムの整備により可能となる作業内容

マニュアル p.42 に、「浄化槽台帳システムに求める基本的な機能」および「直ちに導入が困難でも、将来的には導入が望まれる機能」が整理されており、さらに、GIS 機能については、p.7～9 および p.46～48 に記載されている。

これらの記述内容から、「浄化槽台帳システムを整備することで可能となる作業」を推定することができる。

②浄化槽台帳システムの整備・活用により得られる効果

マニュアルにおける「浄化槽台帳システムを整備・活用することで得られる効果」に関する記述は、p.10～11 の「浄化槽台帳の整備と関わりのある施策目標」および p.12 の「浄化槽台帳システムに求められる機能（行政目的）」が該当する。

浄化槽台帳システムの整備導入に際する行政目的の設定においては、「基本的な行政目的」を必ず取り入れ、「拡張的な行政目的」はそれぞれの地方公共団体の実情に応じて取り入れるとの考え方がマニュアルに示されている。

<基本的な行政目的>

1. 浄化槽の設置と維持管理の実態把握及び未管理浄化槽に対する指導
2. 苦情や問い合わせに関する対応
3. 法定検査の受検促進と不適正浄化槽の改善指導
4. みなし浄化槽等の浄化槽への転換
5. 関係官公庁へ提出する資料の整理

<拡張的な行政目的>

6. 生活排水処理計画等の見直し
7. し尿・浄化槽汚泥処理計画
8. 下水道部局との連携
9. 災害時の早期復旧・適正処理
10. 機能不全浄化槽の改善（リコール等）

③浄化槽台帳システム整備の公益性

マニュアルでは p.10 に「(2) 浄化槽台帳を整備する意義」を示しており、浄化槽に関する施策目標を効率的・効果的に達成するための基盤を浄化槽台帳と位置付けている。さらに、浄化槽台帳の整備・運用に様々な関係者が関わるため、関係者間の連携が強化されることも台帳整備の意義であると記述されている。

3. 浄化槽台帳システム整備の公益性の考え方（たたき台）

「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル第2版」に記述されている内容に、災害時に想定される浄化槽台帳システムの活用効果を加え、それらを整理・集約したものを次ページに示す。

◆浄化槽台帳システムを整備すると

- ・ 浄化槽の設置、維持管理状況に関する情報が一元管理できる
- ・ 必要な情報が迅速に検索・抽出できる
- ・ (関係官公庁への報告データを) 自動集計できる
- ・ (クラウドサービス等を活用すると、) 浄化槽データを外部にバックアップできる



- ・ 住民からの問い合わせへの対応が効率的かつ適正になる
- ・ 設置工事、維持管理に関する指導（施工不良、管理未実施、不適正に対する指導）が行いやすくなる
- ・ 「みなし浄化槽」、「汲み取り便槽」から浄化槽への転換促進が効率的になる
- ・ 集計・報告等の事務の効率化が図られる
- ・ 大規模災害時の事業継続が可能となる

◆浄化槽台帳システムに、し尿収集の情報を登録すると

- ・ 収集し尿量、収集浄化槽汚泥量の情報を一元管理できる



- ・ 廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）処理計画の見直しが容易になる

◆浄化槽台帳システムに、GIS機能を導入すると

- ・ 浄化槽の設置、維持管理状況を地図上で視覚的に確認できる
- ・ 分水界ごとの排出負荷のデータが得られる
- ・ (家屋間距離の計測等で、) 集合処理、個別処理の費用比較ができる
- ・ 災害時に使用可能な公共施設のトイレの抽出・表示ができる
- ・ 被災の可能性の高い浄化槽をリストアップし、調査結果を追加できる



- ・ 現場確認の効率化が図られる
- ・ 生活排水処理計画の見直しが容易になり、かつ、精度が高められる
- ・ 災害時の住民サービスを維持できる
- ・ 災害時の浄化槽の復旧が迅速に行われる

浄化槽台帳システム整備には公益性がある

3.改正個人情報保護法のポイント

○平成27年9月 改正個人情報保護法が成立（施行は平成29年春頃）

●改正のポイント●

1. **個人情報保護委員会の新設**

個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から委員会に一元化。

2. **個人情報の定義の明確化**

- ①利活用に資するグレーゾーン解消のため、個人情報の定義に身体的特徴等が対象となることを明確化。
- ②要配慮個人情報（本人の人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報）の取得については、原則として本人同意を得ることを義務化。

3. **個人情報の有用性を確保（利活用）するための整備**

匿名加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報）の利活用の規定を新設。

4. **いわゆる名簿屋対策**

- ①個人データの第三者提供に係る確認記録作成等を義務化。（第三者から個人データの提供を受ける際、提供者の氏名、個人データの取得経緯を確認した上、その内容の記録を作成し、一定期間保存することを義務付け、第三者に個人データを提供した際も、提供年月日や提供先の氏名等の記録を作成・保存することを義務付ける。）
- ②個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で第三者に提供し、又は盗用する行為を「個人情報データベース提供罪」として処罰の対象とする。

5. **その他**

- ①**取り扱う個人情報の数が5000以下である事業者を規制の対象外とする制度を廃止。**
- ②オプトアウト（※）規定を利用する個人情報取扱事業者は所要事項を委員会に届け出ることを義務化し、委員会はその内容を公表。（※本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する場合、本人の同意を得ることなく第三者に個人データを提供することができる。）
- ③外国にある第三者への個人データの提供の制限、個人情報保護法の国外適用、個人情報保護委員会による外国執行当局への情報提供に係る規定を新設。